

近畿ブロック発注者協議会（第8回幹事会）

日時：平成25年 7月18（木）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1号別館2F大会議室

議 事 次 第

I. 開 会

II. 挨拶

III. 議 事

1. ブロック協議会の経緯と取り組み
2. 公共工事の品質確保向上に向けた取り組み
 - (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について
 - (2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策について
 - (3) 近畿地方整備局における工事の総合評価方式の取り組みについて
 - (4) 低入札対策について
3. 平成25年度公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置
4. その他
 - (1) 平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行
 - (2) 建設コンサルタント業務等における品質確保の取り組みについて

IV. 閉 会

~~~~~ 【 配 布 資 料 】 ~~~~~

- 議事次第
 - 幹事会配席図、出欠票
 - 資料-1 ブロック協議会の経緯と取り組み
 - 資料-2 公共工事の品質確保向上に向けた取り組み
 - 資料-3 平成25年度公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置
 - 資料-4① 平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行
 - 資料-4② 建設コンサルタント業務等における品質確保の取り組みについて
 - （別紙1）入札契約制度調査結果資料（府県政令市）
 - （別紙2）市町村向け 総合評価実施 参考事例（案）
- ~~~~~

1. ブロック協議会の経緯と取り組み

- (1) ブロック協議会の設立趣旨
- (2) これまでの経緯
- (3) これまでの取り組み概要



国土交通省

平成25年7月18日



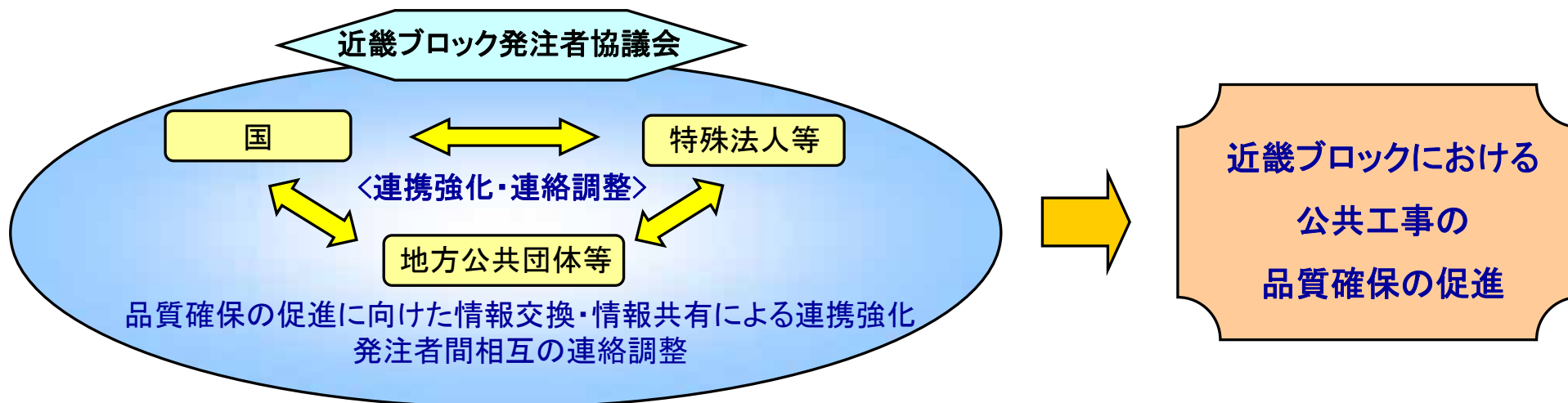
(1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第8回幹事会)

発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されており、平成20年11月13日に第1回発注者協議会を設置・開催に至った。

発注者協議会の役割





(1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第8回幹事会)

協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

■国の地方支分局【 14機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方整備局

■地方公共団体【 24機関 】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、

※各府県代表市町村(福井市、池田町、近江八幡市、愛荘町、向日市、井手町、摂津市、千早赤阪村、多可町、御所市、斑鳩町、岩出市、上富田町)

※平成25年5月末時点で、各府県市町村会長自治体による構成

■特殊法人等の支社等【 17機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、新関西国際空港(株)、(独)京都国立博物館、

(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、

(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、

(独)日本万国博覧会記念機構、(独)水資源機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

連携

全 55機関

各府県地域発注者協議会



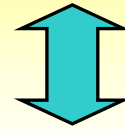
(1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第8回幹事会)

協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会

全 55機関



幹事会

連携

各府県ブロック協議会

- ・すべての市町村(近畿ブロックで215市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・新たに協議会を設置あるいは既存の協議会等を活用するなど各ブロック独自で設置
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



(1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第8回幹事会)

■ブロック協議会の経緯





(2)これまでの経緯

近畿ブロック発注者協議会(第8回幹事会)

1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関して不正を排除し、手続きの透明性・客観性、競争性の向上を図る。(地方自治法令上一般競争入札が原則)

2. 総合評価方式の導入・拡大及び運用の改善

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約によって確保されなければならない。(品確法)

○受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用

3. ダンピング受注の防止の徹底等

ダンピング受注においては、つぎの弊害が想定されることから排除を徹底すること。

- いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねない。
- 公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。
- 施工監督の強化等行政コストの増大を招く。

○調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化

4. 予定価格等の公表の適正化

地方自治体では、法令上の制約がないことから事前公表が可能であるが、次のような弊害が想定されるため事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。

- 事前公表の価格が目安となって適正な競争が行われにくくなる。
- 建設業者の見積もり努力を損なわせる
- 談合が一層容易に行われる可能性がある。

○調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じうるため、契約締結後に公表

○予定価格についても、同様の弊害が生じかねないことから契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないよう事前公表の取りやめ等適切に対応。

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について
(平成20年3月31日)総行行第38号・国総入企第35号による

※下線は「適正化指針」改正(平成23年8月9日閣議決定)の主な内容による



公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

- (1) 毎年度の発注見通しの公表
 - ・発注工事名・時期等を公表（見通しに変更された場合も公表）
- (2) 入札・契約に係る情報の公表
 - ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額 等
- (3) 施工体制の適正化
 - ・丸投げの全面的禁止
 - ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
 - ・発注者による現場の点検等
- (4) 不正行為に対する措置
 - ・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

職員に対する教育
建設業者に対する指導 等

各発注者が取り組むべきガイドライン

- (1) 「適正化指針」の閣議決定
 - ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成
- (2) 主な内容
 - ①第三者機関によるチェック
 - ②苦情処理の方策
 - ③入札・契約の方法の改善（一般競争・指名競争の適切な実施）
 - ④工事の施工状況の評価
 - ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取り組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

<平成13年度の入札・契約から適用>

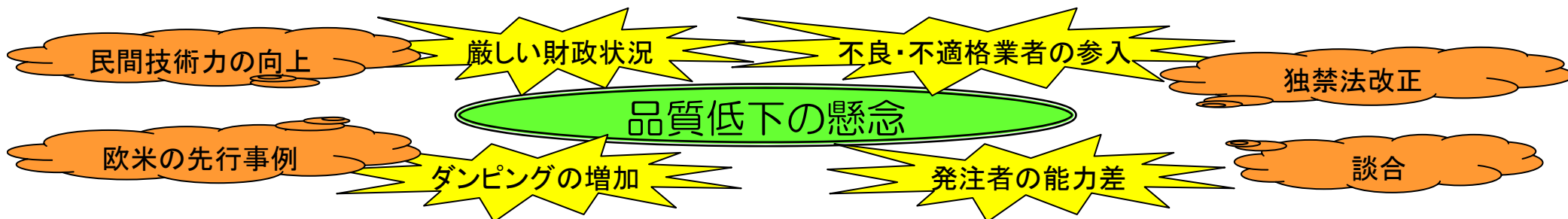


(2)これまでの経緯

近畿ブロック発注者協議会(第8回幹事会)

公共工事の品質確保の促進に関する法律

〈法律の背景〉



〈法律の目的〉 公共工事の品質確保

公共工事の品質確保に関する
基本理念および発注者の
責務の明確化

施策

- ・公共工事の品質は、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めることを規定

「価格競争」から
「価格と品質で総合的に
優れた調達」への転換

施策

- ・工事の経験等、技術能力に関する事項を審査
- ・民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価し、価格と技術提案の内容を総合的に評価

発注者をサポートする 仕
組みの明確化

施策

- ・外部支援の活用による発注者支援

法律の施行後3年を経過した段階(19年度末)で、施行状況等について検討を加え、所要の措置を講じる



(2)これまでの経緯

近畿ブロック発注者協議会(第8回幹事会)

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

- ①品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底した上で、以下の施策を推進。
 - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業へのしわ寄せ防止

1) 国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①低入札価格調査の対象となった工事等について問題となる行為が認められた場合には公正取引委員会により厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報共有のための体制整備

- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。



(2)これまでの経緯

近畿ブロック発注者協議会(第8回幹事会)

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の主な改正内容 (H23年8月9日 閣議決定)

公正な競争の促進

- 「地域維持型契約方式」の導入
 - 地域維持事業(災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業)の担い手確保に資するため、事業実施に要する経費を適切に費用計上するとともに、新たな契約方式として、
 - ・ 包括発注(一括契約や複数年契約)や、
 - ・ 地域維持型JVによる受注の仕組みを導入。
 - 地域維持型JVは、地域維持事業の実施を目的に継続的に結成。経常JVや個別企業との同時登録ができる。
- 一般競争入札、総合評価落札方式
 - 一般競争入札及び総合評価落札方式の性格を踏まえ適切に活用。
 - 総合評価落札方式における具体的な評価内容の通知。
 - 総合評価落札方式について、受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用。
- 一般競争入札等の活用に必要な条件整備
 - 地域要件については、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。
 - 入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図る。
- 予定価格の設定に当たり、設計金額からの歩切りは、行わない。

透明性の確保

不正行為の排除

- 予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表
 - 調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じうるため、契約締結後に公表。
 - 予定価格についても、同様の弊害が生じかねないことから、契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないよう、事前公表の取りやめ等適切に対応。
- 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の「記録・報告・公表の仕組み」を導入。

適正な施工の確保

- 調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化
- 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約等、発注者・受注者間の対等性の確保

その他

- 公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報・報告の徹底。
- CM方式の活用・拡大等による業務執行体制の充実等。



(2)これまでの経緯

近畿ブロック発注者協議会(第8回幹事会)

○低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

H23.4～H25.5 旧公契連(H23)モデル

【見直し後の範囲】
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

H25.5～ 新公契連(H25)モデル

【見直し後の範囲】
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
<u>一般管理費等 × 0.55</u>		

※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。



1. 総合評価方式の導入・拡大

◆取組み

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

◆目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%(累計)
- ②市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:50%(単年度)
- ③府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%
- ④府県の工事発注金額に対する総合評価方式導入率 目標導入率:50%【平成24年度設定】

2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

◆取組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等

◆目標

- ①予定価格等の事後公表への移行促進

2. 公共工事の品質確保向上に向けた取り組み

- (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策
- (2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策
- (3) 近畿地方整備局における工事の総合評価方式の取り組み
- (4) 低入札対策



国土交通省

平成25年7月18日

(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策





(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【発注件数ベース】

H25.4時点

＜工事発注件数に占める総合評価導入率＞

◇近畿各府県において、平成24年度末実績は15%強であり、平成23年度と比較し微増にとどまっている。また、昨年度協議会目標値(20%以上)を達成した府県は、3府県から2県に減少した。

平成25年度の実施予定は17%強であり、目標を下回っている。

◆政令市において、導入率低迷が継続的な課題となっており、更なる導入拡大が必要である。

(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

地整	都道府県名	平成24年度 総合評価方式 実施件数	平成24年度 工事発注件数	総合評価 実施率		平成24年度 総合評価導入率 協議会目標に対する達成率		平成25年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成25年度 工事発注件数 (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	目標値	達成率	A	B	A/B	
近畿	福井県	274件	1876件	(14.1%)	14.6%	20%以上	73.0%	300件	1800件	16.7%
	滋賀県	76件	977件	(7.6%)	7.8%		39.0%	100件	1070件	9.3%
	京都府	200件	1344件	(22.9%)	14.9%		74.0%	200件	1344件	14.9%
	大阪府	40件	1140件	(6.3%)	3.5%		18.0%	45件	969件	4.6%
	兵庫県	83件	1905件	(4.9%)	4.4%		22.0%	80件	1900件	4.2%
	奈良県	369件	1256件	(21.8%)	29.4%		147.0%	450件	1000件	45.0%
	和歌山県	639件	2128件	(28.9%)	30.0%		150.0%	630件	2100件	30.0%
	府県小計	1681件	10626件	(15.4%)	15.8%		79.0%	1805件	10183件	17.7%
	京都市	25件	533件	(7.4%)	4.7%		23.0%	44件	566件	7.8%
	大阪市	1件	1762件	(0.0%)	0.1%		0.0%	2件	1334件	0.1%
	堺市	21件	416件	(5.5%)	5.0%		25.0%	30件	353件	8.5%
	神戸市	42件	928件	(1.5%)	4.5%		23.0%	36件	1111件	3.2%
	政令市小計	89件	3639件	(2.3%)	2.4%		12.0%	112件	3364件	3.3%
	近畿合計	1770件	14265件	(12.1%)	12.4%		62.0%	1917件	13547件	14.2%

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

※カッコ書きはH23年度



(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【発注金額ベース】

H25.4時点

＜工事発注金額に占める総合評価導入率＞

◇近畿各府県において、平成24年度末実績は41%強であり、平成23年度と比較し10%以上減少しており、平成24年度新たに設定した目標値(50%以上)を大きく下回った。また、平成24年度協議会目標値を達成した府県は、3県にとどまっている。

平成25年度の実施予定は、府県による差はあるものの、平均で50%を見込んでいる。

(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

地整	都道府県名	平成24年度 総合評価方式 に係る金額(億円)	平成24年度 工事発注金額(億円)	総合評価 実施率		平成24年度 総合評価導入率 協議会目標に対する達成率		平成25年度 総合評価方式 に係る金額 (億円)予定	平成25年度 工事発注金額(億 円)予定	総合評価 実施率
		A	B	A/B	53%	目標値	達成率	A	B	A/B
近畿	福井県	291	553	(51.0%)	53%	50%以上	105.0%	300	500	60.0%
	滋賀県	124	309	(37.2%)	40.1%		80.0%	160	340	47.1%
	京都府	90	461	(24.5%)	19.5%		39.0%	90	461	19.5%
	大阪府	265	746	(56.0%)	35.5%		71.0%	785	1391	56.4%
	兵庫県	216	1175	(35.5%)	18.4%		37.0%	200	1100	18.2%
	奈良県	309	470	(80.4%)	65.6%		131.0%	400	450	88.9%
	和歌山県	521	664	(77.9%)	78.5%		157.0%	510	650	78.5%
	府県小計	1,815	4,377	(52.1%)	41.5%		83.0%	2,445	4,892	50.0%
	京都市	144	306	(64.7%)	47.1%		94.0%	116	未定	
	大阪市	13	1,053	(0.0%)	1.2%		2.0%	未定	未定	
	堺市	23	201	(21.3%)	11.3%		23.0%	83	372	22.3%
	神戸市	84	455	(12.3%)	18.4%		37.0%	163	720	22.6%
	政令市小計	264	2,015	(10.5%)	13.1%		26.0%	246	1,092	22.5%
	近畿合計	2,079	6,392	(38.9%)	32.5%		65.0%	2,690	5,983	45.0%

※工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

※カッコ書きはH23年度

※H25年度の予定について京都市・大阪市は未定のため両市以外の集計としている



(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

総合評価方式の導入状況（市町村）【累計】

◇過年度実施を含む累計導入率(協議会目標値80%以上)は、平成24年度末で71%となっており、平成25年度新たに総合評価方式を行う予定としているのは、2自治体のみである。
◇各府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体への助言を行うなど、導入を促す必要がある。

地整	府県名	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成24年度実施結果		平成25年度見込み(4月時点)		
		府市町村数(A)	うち導入市町村数(B)	総合評価導入割合(C=B/A)	府市町村数(A)	うち導入市町村数(B)	総合評価導入割合(C=B/A)	府市町村数(A)	うち導入市町村数(B)	総合評価導入割合(C=B/A)	平成23年度協議会目標導入率	協議会目標に対する達成率	府市町村数(A)	うち導入市町村数(B)	総合評価導入割合(C=B/A)
近畿	福井県	17	14	82%	17	14	82%	17	14	82%	80%以上	103%	17	14	82%
	滋賀県	19	18	95%	19	18	95%	19	18	95%		119%	19	18	95%
	京都府	26	8	31%	26	9	35%	26	9	35%		44%	26	10	38%
	大阪府	43	15	35%	43	16	37%	43	17	40%		50%	43	17	40%
	兵庫県	41	29	71%	41	29	71%	41	29	71%		89%	41	29	71%
	奈良県	39	35	90%	39	35	90%	39	36	92%		115%	39	37	95%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%	30	30	100%		125%	30	30	100%
	近畿管内	215	149	69%	215	151	70%	215	153	71%		80%以上	88%	215	155

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H25. 4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

総合評価方式の導入状況（市町村）【単年度】

◇平成24年度近畿地方の市町村(7府県計:215市町村)における総合評価の実施率(協議会目標値50%)は、平成24年度末で28%(60市町村)となっている。また、平成25年4月での実施見込みは34%で平成24年度実績を上回る予定となっているが、全体的に導入率が下がってきている状況である。

◇府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体の促進のみならず、過年度実績があるが現在実施していない自治体についても継続した実施に向けての取り組みの強化が必要である。

地整	府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度			平成25年度見込み(4月時点)		
		市町村 総合 導入 割合	市町村 総合 導入 割合	市町村 総合 導入 割合	市町村 総合 導入 割合	府県 市町村 (A)	うち 導入 市町村 (B)	総合 評価 割合 (C=B/A)	府県 市町村 (A)	うち 導入 市町村 (B)	総合 評価 割合 (C=B/A)
近畿	福井県	65%	47%	41%	35%	17	5	29%	17	5	29%
	滋賀県	73%	42%	53%	42%	19	6	32%	19	6	32%
	京都府	23%	23%	19%	19%	26	5	19%	26	6	23%
	大阪府	19%	23%	23%	23%	43	8	19%	43	8	19%
	兵庫県	44%	46%	37%	27%	41	6	15%	41	11	27%
	奈良県	77%	74%	59%	51%	39	25	64%	39	27	69%
	和歌山県	77%	53%	33%	13%	30	5	17%	30	10	33%
	近畿管内	52%	45%	37%	30%	215	60	<u>28%</u>	215	73	<u>34%</u>

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H25. 4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

「総合評価落札方式に関する技術評価」講習会の開催結果

講習会実施内容

■日時:平成24年8月1日(水)10:00~17:00

■会場:大阪合同庁舎第一号館 第1別館 2F大会議室

■主催:近畿ブロック発注者協議会

■プログラム

- 挨拶 (近畿地方整備局大塚企画部長)
- 公共工事の品質確保対策について
(近畿地方整備局 企画部 大西技術調整管理官)
- 総合評価落札方式の概要について
(近畿地方整備局 企画部 安藤技術開発調整官)
- 公共土木工事の品質確保について
(近畿地方整備局 企画部 和佐技術管理課長)
- 技術提案書の求め方と評価(河川編)について
(近畿地方整備局 河川部 三上河川工事課長)
- 技術提案書の求め方と評価(道路編)について
(近畿地方整備局 道路部 藤本特定道路事業対策官)
- 取り組み事例紹介(福井県の総合評価落札方式)
(福井県 土木部 土木管理課 技術管理G 伊藤主任)

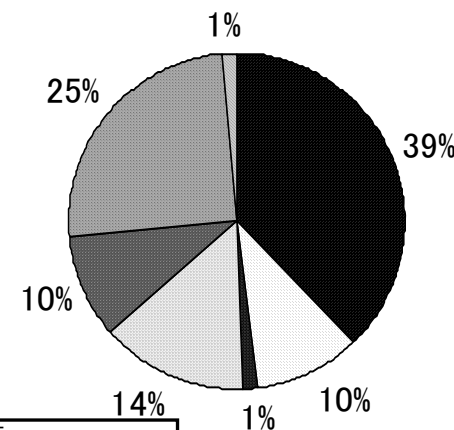


(当日参加者 80名)

アンケート結果 (一部抜粋)

◆総合評価落札方式の導入・拡大に対する課題は？

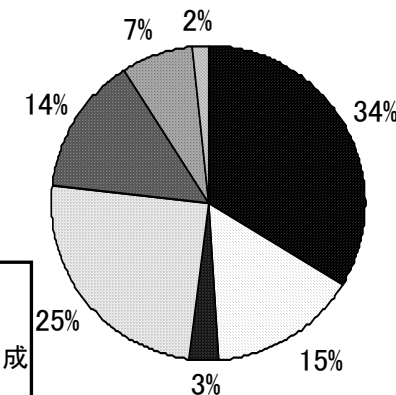
- 事務的な負担大 ……39%
- 手続きに時間がかかる ……25%
- 技術者不足 ……14%



- 事務的な負担大
- 導入効果が不明
- 無回答
- 技術者不足
- 技術力不足
- 手続きに時間がかかる
- その他

◆総合評価落札方式の導入・拡大に対する改善策は？

- 組織(業務体制)の整備 ……34%
- 評価項目・評価内容の蓄積 ……25%
- 技術支援体制の確保 ……15%



- 組織(業務)体制の整備
- 技術支援体制の確保
- 無回答
- 評価項目・評価内容の蓄積
- 研修・講習会の実施
- 入札説明書等に関する事例集の作成
- その他

◆国・府県からの支援・要望について(主な意見)

- ・国の情報、市町村向けマニュアルの提供 ・専門の相談窓口の設置
- ・講習、研修会の開催



① 平成25年度講習会・研修の開催予定

- ・ 公共工事の品質確保向上を目的とした総合評価方式の導入やダンピング契約などについて、国・府県連携による講習会を平成23年度から継続して、実施。(9/4予定)
- ・ 総合評価方式を主体とした「建設生産システム」研修について、平成25年度も受講生を受け入れる。また本研修を含め管内研修の内、8コース(35名)で受け入れ枠を確保している。

② 審査会等における職員交流の推進

- ・ 府県における技術審査会等への国職員の派遣、市町村における技術審査会等への府県職員の派遣を更に進める。
- ・ 府県ブロック協議会の開催を継続していただくとともに、講師等に国・府県職員を派遣する。



(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年度管内研修への自治体等受入予定

平成25年度は管内研修のうち、8コース(35名)について受け入れを実施する予定。

機関別・研修コース別受講希望人数表

	福 井 県	滋 賀 県	京 都 府	大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県	和 歌 山 県	京 都 市	大 阪 市	神 戸 市	堺 市	亀 岡 市	向 日 市	八 尾 市	尼 崎 市	加 古 川 市	水 資 源 機 構	阪 神 高 速	本 四 高 速	大 阪 広 域	合 計	受 け 入 れ 枠	備 考	
建設生産システム (監督員級)						1	1	1	1	1					1					1	7	5		
道路管理								1	1	1			1	1	1							6	5	
港湾事務・技術者			1		1		2															4	2	
建設生産システム (事務所係長級)							3								1							4	5	
電気通信技術(上級)			1																			1	3	
新技術・情報化施工					1							1			1							3	5	
橋梁技術			1			1	1		1						1	1						6	5	
河川管理			1																			1	5	
合計	0	0	4	0	2	2	7	2	3	2	0	1	1	1	5	1	0	0	0	1	32	35		



(2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策



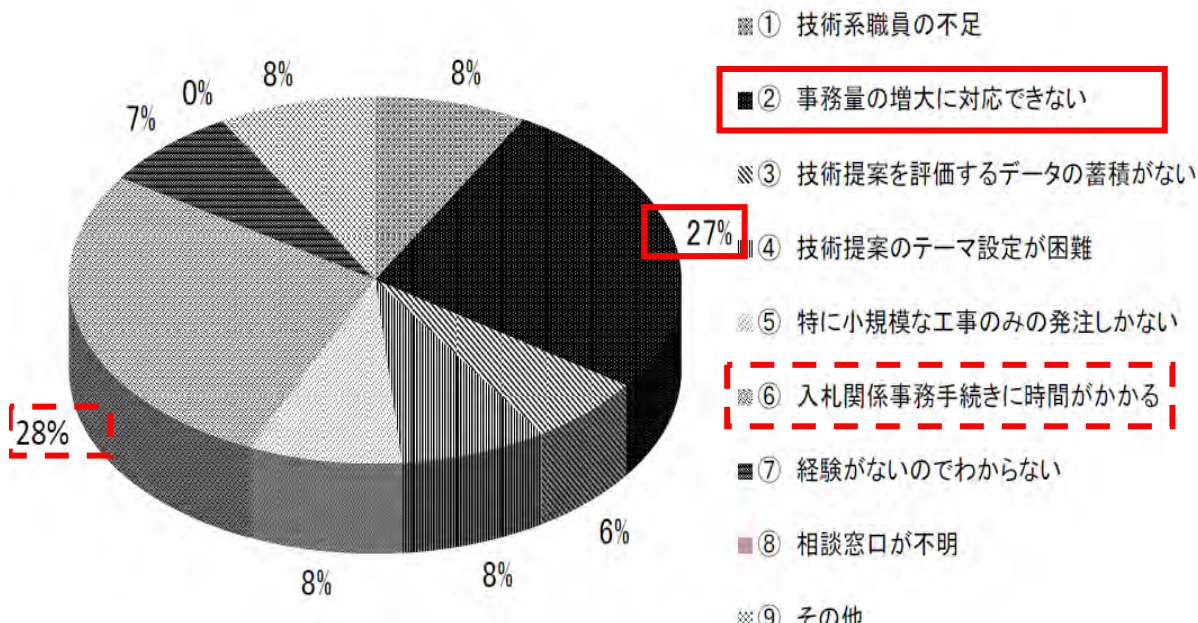
(2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

総合評価方式等に関するアンケート調査結果（平成24年度実施）

1. 総合評価方式の導入・拡大にあたっての課題

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
① 技術系職員の不足	1	1	3	5	4	4	1	19
② 事務量の増大に対応できない	5	7	8	10	7	18	8	63
③ 技術提案を評価するデータの蓄積がない	4	3	0	1	2	2	3	15
④ 技術提案のテーマ設定が困難	0	1	4	5	5	1	2	18
⑤ 特に小規模な工事のみの発注しかない	0	2	3	6	3	2	3	19
⑥ 入札関係事務手続きに時間がかかる	4	6	5	11	15	14	11	66
⑦ 経験がないのでわからない	1	3	1	4	3	1	4	17
⑧ 相談窓口が不明	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ その他	2	0	3	7	7	0	1	20



●「⑥入札関係事務手続きに時間がかかる(66回答)」、「②事務量の増大に対応できない(63回答)」との意見が多い。

●その他の意見として、

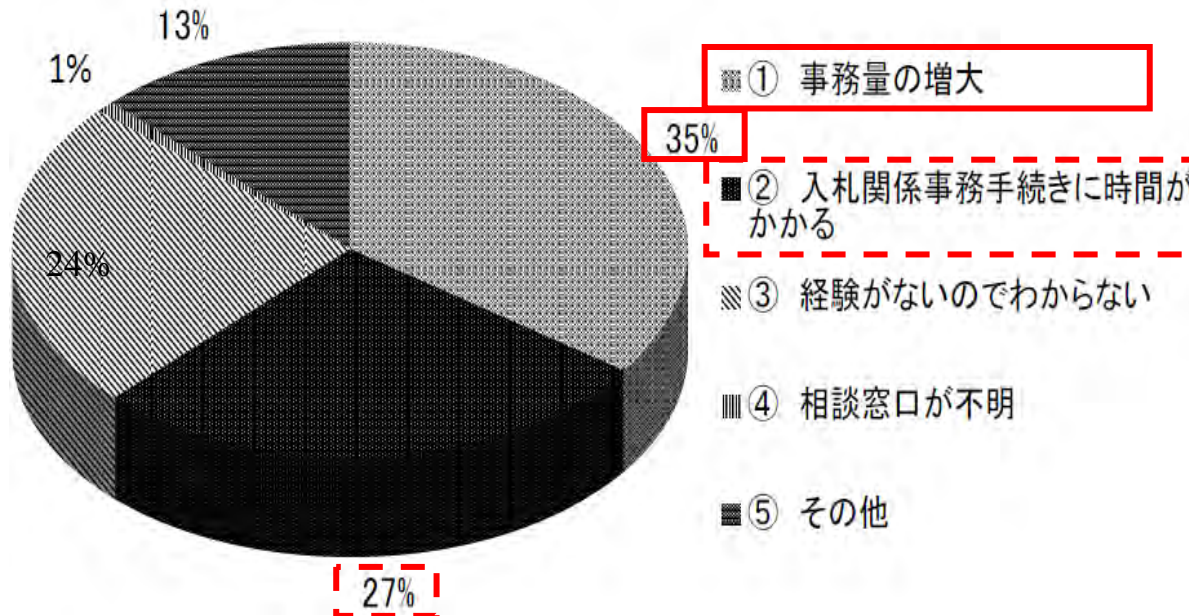
- ・「特殊な技術力を要する工事が少ない」
- ・「実績・工事成績等の評価から特定の業者が有利になる」
- ・「事務量増加に対して具体的な効果がわからない」
- ・「逆転落札の合理的説明が困難」・「高い審査能力及び審査体制の強化が必要となる」
- ・「地元業者中心の入札形態であり、技術提案のテーマ設定が困難」
- ・「評価項目・評価基準配点バランスにより結果が異なり客観的な判断基準を設けることが困難であり恣意性が入り込む」
- ・「技術提案評価に係る委員(電気職・機械職)の人員不足」
- ・「市内業者限定工事がほとんどの状況で、対応できる社は限られており、当市の実態に即していない」など



総合評価方式等に関するアンケート調査結果（平成24年度実施）

2. 低入札価格調査に関する課題

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
① 事務量の増大	7	8	11	15	9	16	12	78
② 入札関係事務手続きに時間がかかる	5	7	6	14	14	9	6	61
③ 経験がないのでわからない	4	4	4	10	11	10	11	54
④ 相談窓口が不明	0	0	0	0	2	0	0	2
⑤ その他	1	1	5	7	7	6	1	28



●「①事務量の増大(78回答)」、「②入札関係事務手続きに時間がかかる(61回答)」との意見が多い。

●その他の意見として、
「事務量が膨大であることから低入札価格調査制度を廃止し、失格基準価格を設けている」
「営繕・設備工事は下請見積が殆どであり、積算根拠となる単価が明確化できない。※当初見積を無視した価格(交渉の結果、最低限業者が必要とする金額)が存在するため。」
「低入調査項目に係るデータ蓄積がない」
「請負業者の段階的な資質向上が先決」など



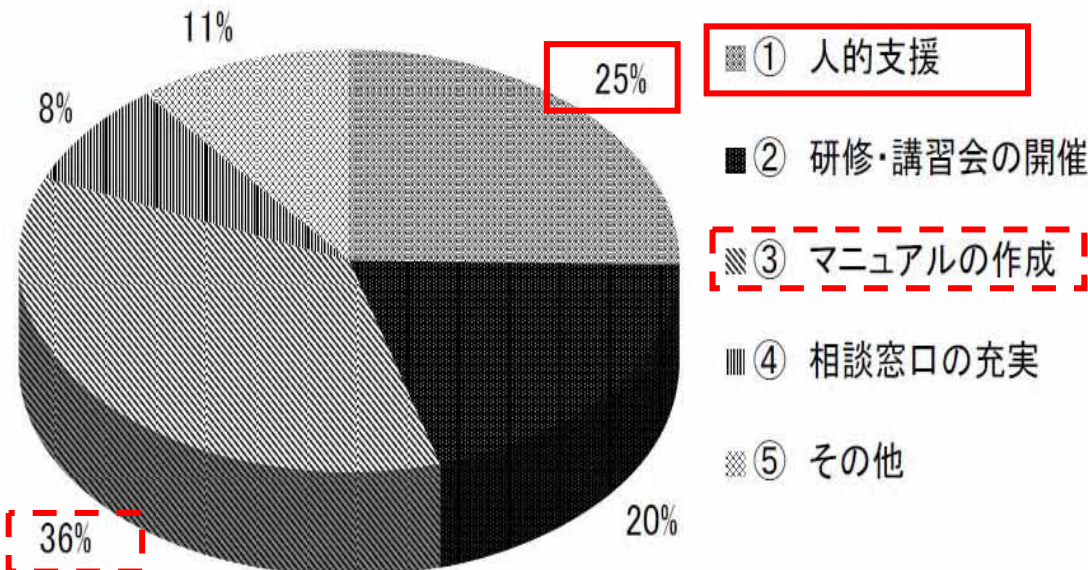
(2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

総合評価方式等に関するアンケート調査結果（平成24年度実施）

3. 総合評価方式の導入・拡大にあたって国・府県の支援について期待するもの

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
① 人的支援	3	4	10	9	9	15	7	57
② 研修・講習会の開催	3	6	3	11	7	7	9	46
③ マニュアルの作成	3	7	7	22	17	11	14	81
④ 相談窓口の充実	3	1	2	5	3	4	0	18
⑤ その他	5	1	6	4	5	2	1	24



- 「③マニュアルの作成(81回答)」、「①人的支援(57回答)」との意見が多い。
- その他の意見として、
「国・県と市町では、業者の規模や実績及び発注規模・工事内容が大きく異なる点に着目した支援」
「運用上の諸情報の提供」
「技術提案に対する評価やオーバースペックの取扱いについての統一的な基準の設定」
「もっと簡易な制度設定としていただきたい」
「中小の請負業者にまで、導入効果・意義理解を促進し、浸透させる手立てを講じる事も必要」
「広域的な技術支援・事務代行が必要と感じている。」「入札までの時間が短縮できるようなシステム」



府県政令市対象の意見交換会での意見等

【主な課題・意見】

- ・分離分割発注により小規模工事の増大
- ・技術系職員の減少
- ・目標達成が目的ではない
- ・低入札の事務量が負担
- ・自己申告により、技術評価を含む一定の評価基準を満足した者から価格競争で落札者を決定する、実績申告型の試行
- ・重要構造物や施工上配慮が必要な工事を対象としたい
- ・特別簡易型では企業評価は無くして、技術者評価のみとしている

【主な総合評価方式の事務量軽減の方策】

- ・事後審査型の実施
(福井県、滋賀県、和歌山県等)
- ・標準型の評価項目を減らす
- ・評価方法のガイドライン、過去の事例集を作成(京都府)
- ・学識経験者の意見聴取が無くなり各土木事務所で構成する審査会で実施

【主なダンピング対策と低入調査の事務量軽減の方策】

- ・(最低制限価格を)価格による失格基準として運用
- ・施工体制確認型の導入(福井県)
- ・特別重点調査を実施
- ・低入札の場合に技術者の追加配置を求める等、付加要件を設定

【市町村における総合評価方式の導入・拡大について】

(取り組み)

- ・府県のブロック協議会等において導入・拡大について働きかけている
- ・府県のブロック協議会等において導入件数目標を設定している
- ・年度当初に総合評価の予定を確認、また定期的に進捗状況を確認している
- ・研修会の実施
- ・評価、審査について県がアドバイス

(課題)

- ・総合評価方式の効果が見えない
- ・町村では技術系職員が少ない(いない)
- ・単年度工事のため、スケジュール的に難しい
- ・工事成績を付けていない



■これまでの総合評価方式の導入・拡大に向けた支援の取り組み

- 府県単位で市町村からの相談窓口等の更なる支援
- 「総合評価落札方式における技術提案・指定テーマ事例集(案)」を作成(平成23年度)
- 市町村向け総合評価実施参考事例(案)を府県・市町村と連携して作成(別紙2参照)

■平成25年度地方公共団体への技術的支援の検討

- 総合評価方式の導入・拡大に向けた支援だけでなく、幅広い技術的支援について検討
- 平成25年度は、各地方公共団体に対してアンケート調査を実施しニーズを把握



(2) 総合評価方式等に関する市町村等への支援策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

府県ブロック協議会取り組み状況及び予定について

	H24年度府県ブロックの実施状況	H25年度府県ブロックの取り組み予定	課題
福井県	平成24年12月6日(木) 「福井県公共工事品質確保推進協議会」開催 入札談合の防止について(公正取引委員会講師) 建設産業の現状と最近の取り組みについて(近畿地方整備局建設産業課講師) 市町の総合評価落札方式の導入・拡大について(県土木管理課)	平成25年度 2回程度開催予定	市町の総合評価落札方式 導入拡大 不良不適格業者の排除
滋賀県	滋賀県公共工事契約業務連絡協議会の開催 H24.7.22(入札・契約制度の改善)	・一般競争入札の導入・拡大 ・総合評価方式の積極的な導入・拡充	依然として、総合評価方式の未導入の市町がある。引き続き、本協議会を中心に、入札契約制度の改善を図っていく。
京都府	京都府公共工事発注者協議会2回開催 (H24.9.10及びH25.2.1)	2回開催	・入札契約制度や建設行政に係る現状・動向
大阪府	ブロック協議会等の定例的な取り組みは、実施していません	市町村のニーズを把握し、それに即した情報発信を行っている。	—
兵庫県	「兵庫県公共工事契約業務連絡協議会」において、総合評価落札方式の拡充に向けた取り組みを依頼	「兵庫県公共工事契約業務連絡協議会」(5/24開催)において、総合評価落札方式の拡充に向けた取り組みを依頼 ・総合評価落札方式の概要説明 ・総合評価落札方式の取組状況 ・本県及び各市町における導入実績の報告 ・本県における各市町への支援体制に関する説明	特に市町における総合評価落札方式の導入に向けた課題は、 入札・契約における事務量の増大と人材不足である。
奈良県	平成24年10月24日に奈良県発注者協議会を開催し、公共工事の品質確保の促進に関する情報共有・総合評価方式の導入目標を設定。 【協議会の要旨】 ・近畿ブロック発注者協議会(H24.9.7)の資料を活用した情報提供 ・総合評価落札方式の導入意義 ・市町村における総合評価の導入状況(H23)と、導入目標の設定(H24)	今年度も10月頃に奈良県発注者協議会を開催する予定。 【協議会の要旨(予定)】 平成24年度の内容に加え、業務における総合評価方式の導入を促す。 →業務成績評定点の付与(H24実施状況調べ:3/39市町村)	市町村では技術系職員が不足しており、さらなる奈良県の技術支援(指導)が必要。 →総合評価方式の学識対応 →社会資本等の総点検に係る市町村支援 →紀伊半島大水害の復興に係る市町村支援
和歌山県	既存の協議会(和歌山県公共工事契約業務連絡協議会)を活用し、7月に開催。 「公共工事の品質確保について～総合評価方式の取り組み状況と活用～」 1 各発注者間相互の連携強化 2 総合評価実施状況と今年度の予定 3 総合評価方式について 4 市町村における総合評価の進め方 (落札者決定基準例の提示、県設置の第三者機関の活用等) 5 県における取り組み(総合評価の主な改訂内容等)	・平成25年度においても、既存の協議会(和歌山県公共工事契約業務連絡協議会)を活用し、総合評価の実施に向けた啓発、支援を行う。	・市町村の総合評価落札方式導入拡大 累計導入率(80%以上)は達成しているが、実施市町村数は減少傾向 単年度目標(50%以上)の達成に向けた啓発、支援の継続が必要

(3)近畿地方整備局における工事の総合評価方式の取り組み

- I . 総合評価落札方式の実施状況
- II . 総合評価落札方式の改善
- III . 総合評価落札方式改善後の配点等の詳細
- IV . 施工能力評価型の評価項目・配点等
- V . 同種・類似工事の施工実績(経験)の評価
- VI . 配点見直し(企業の施工能力)
- VII . 配点見直し(配置予定技術者の能力)
- VIII . 平成24年度に引き続きの取り組み
- IX . 段階選抜方式

I. 総合評価落札方式の実施状況

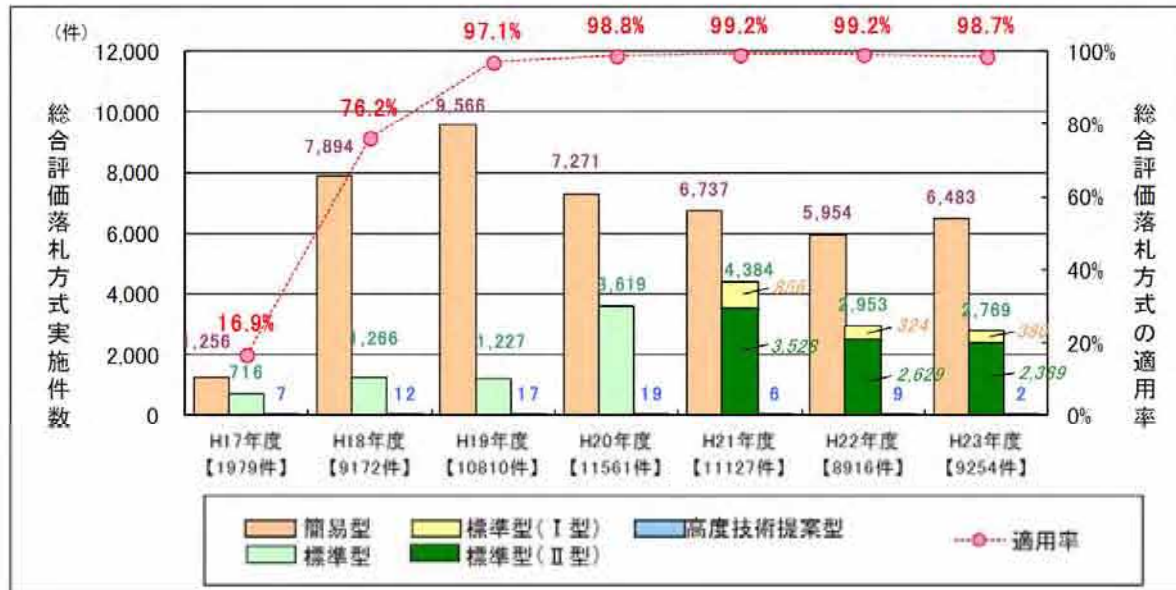
(1) 普及・拡大の状況

(全国)

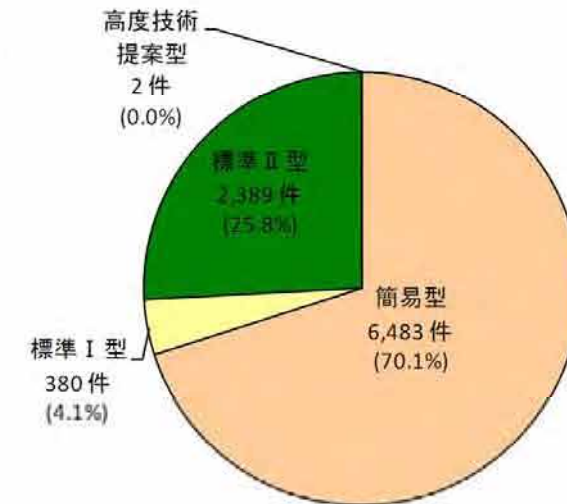
①実施件数

- 平成23年度において、総合評価落札方式の適用率は件数ベースで98.7%となり、ほぼ100%の適用状況となっている。
- 平成23年度において、タイプ別で最も多いのは簡易型の6,483件(全体に占める割合70.1%)で、最も少ないのは高度技術提案型の2件である。

〔実施件数(平成17年度～平成23年度)〕



〔件数シェア(平成23年度)〕



注1) 8地方整備局の工事を対象 (港湾・空港関係工事を含む)。
 注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価落札方式実施件数の割合。

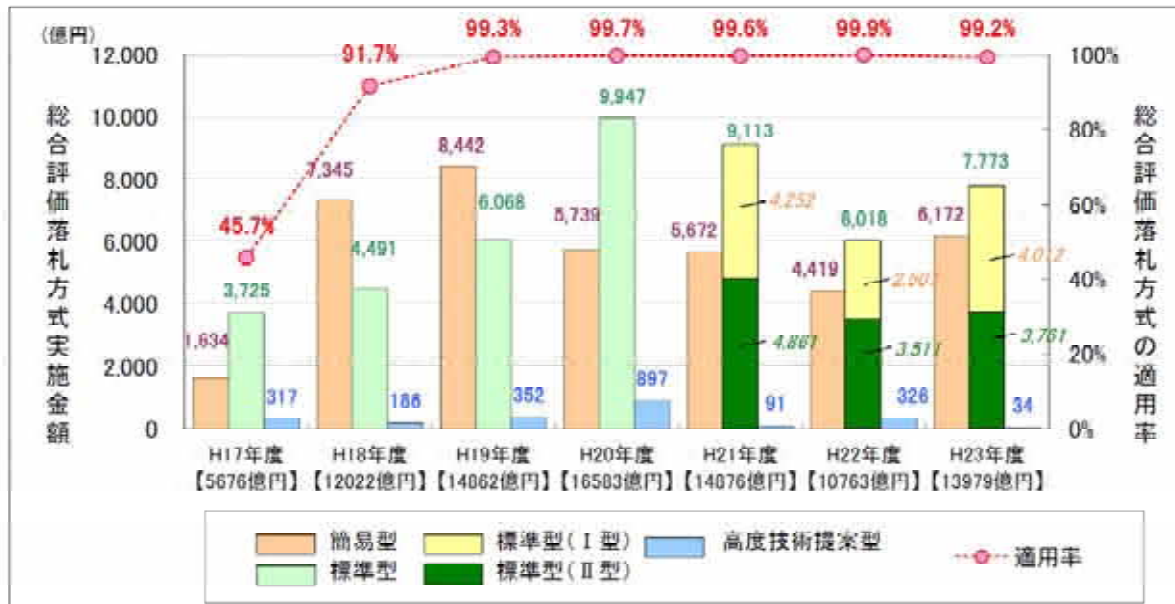
Ⅰ. 総合評価落札方式の実施状況

(全国)

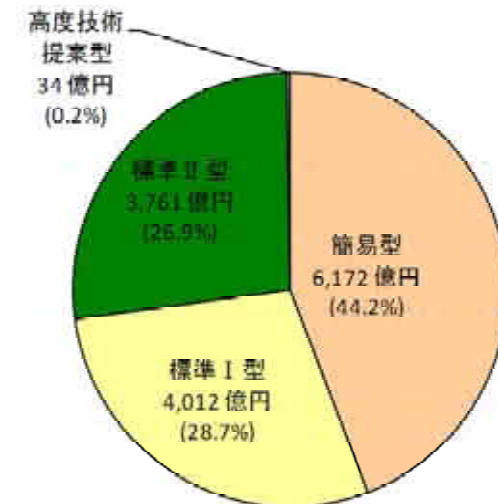
②実施金額

- 平成23年度において、総合評価落札方式の適用率は金額ベースで99.2%となり、ほぼ100%の適用状況となっている。
- 平成23年度において、タイプ別で最も多いのは標準型(標準Ⅱ型+標準Ⅰ型)の7,773億円(全体に占める割合55.6%)で、最も少ないのは高度技術提案型の34億円(同0.2%)である。

【実施金額(平成17年度～平成23年度)】



【金額シェア(平成23年度)】



注1) 8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を含む)。
 注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事金額に対する総合評価落札方式実施金額の割合。

1. 総合評価落札方式の実施状況

総合評価実施状況(近畿地方整備局)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総合評価件数	693	1235	1,368	1,273	1,082	1,116	1,140
総合評価金額 (百万円)	151,600	235,896	276,956	168,226	144,300	204,374	204,739
総合評価実施率 (金額ベース、%)	88.8	99.6	99.9	99.9	99.9	99.3	99.7

※港湾を含む

※随意契約を除く

※ H25.3.31時点

II. 総合評価落札方式の改善 (1. 二極化のイメージ)

現状	簡易型	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	標準型	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度技術提案型 高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 高度な施工技術等に係る提案 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 技術提案に基づき予定価格を作成		
	提案内容	確実な施工に資する簡易な施工計画		社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案			
	評価方法			点数化して評価			
	ヒアリング			必要に応じ実施			
	予定価格			設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成			
			II型	I型	III型	II型	I型
	← 施工能力を評価する			← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →			
見直し案	施工能力評価型		技術提案評価型				
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	
		施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
	提案内容	実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化			
	評価方法	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
ヒアリング	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2			
段階選抜	実施しない		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成			
予定価格	標準案に基づき作成		S型	AIII型	AII型	AI型	

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

II. 総合評価落札方式の改善

2. 企業・技術者の能力等における評価内容見直し

配点割合の見直しに伴い、配点バランスを考慮のうえ、企業の施工能力等及び技術者の能力等における評価内容を見直し。

- ◆ 予め設定していた配点計の最大値(MAX)の設定を見直し
⇒ 評価項目毎の積み上げ点数の合計値が配点割合における最大値となるよう、配点の設定を見直し
【例:簡易型の場合】従来:企業の施工能力 MAX20点→20点
- ◆ 当該工事と同じ工事種別における工事成績の平均点について、評価期間を拡大
⇒ 工事实績の有無により評価が大きく左右されていることから、評価期間を過去2年間から過去4年間に拡大
- ◆ 工事表彰における評価点については、配点バランスを考慮のうえ評価点を見直し
⇒ 表彰実績がある企業への受注集中を緩和することを念頭に、配点を見直し
- ◆ 総合評価の改善(案)を踏まえ、以下の新規項目を設定
 - 〈企業の施工能力等〉
 - ① 同種性の高い工事实績
⇒ 過去の施工実績として、当該工事と同規模以上又は同等の施工条件での実績等を評価
 - 〈技術者の能力等〉
 - ① 同種性の高い施工経験
⇒ 過去の施工経験として、当該工事と同規模以上又は同等の施工条件での実績等を評価
 - ② 競争参加資格において同種工事の実績として提出された工事についての工事成績を評価
⇒ 評価期間は過去8年間として本官工事に限り、他地整の成績も評価の対象とする。
- ◆ 災害活動、ボランティア活動に対する評価の見直し
⇒ ボランティア活動については評価対象外とする。

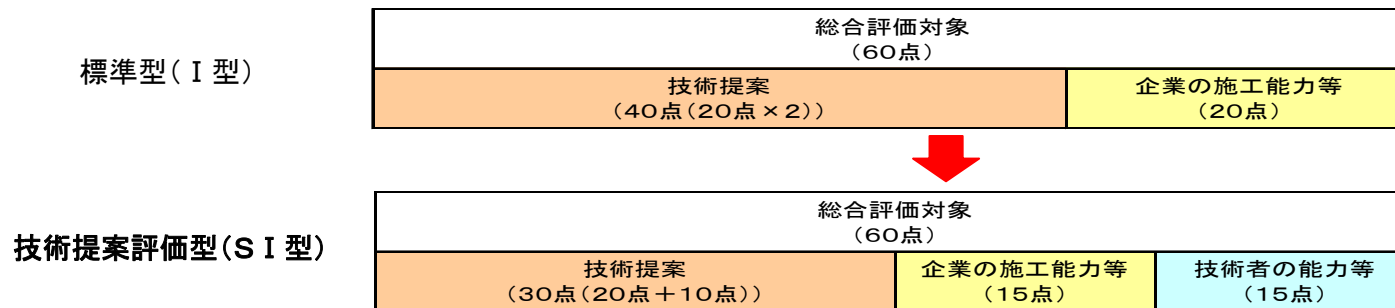
II. 総合評価落札方式の改善

3. 企業の施工能力評価等における配点割合の見直し①

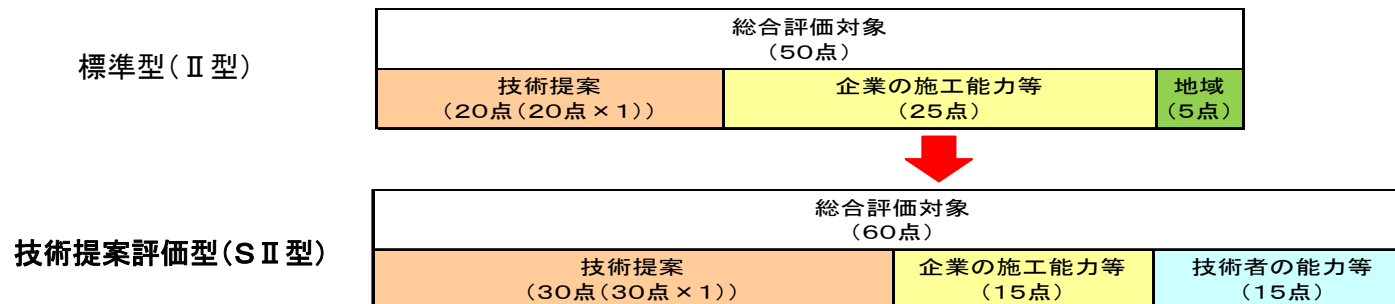
◆非WTO技術提案評価型

- ・配点割合の見直し
- ・企業の施工能力等と技術者の能力等の割合を1:1に変更(技術者の能力等の配点割合を増加)
- ・地域精通度、貢献等の評価は「企業の施工能力等」の中で評価

【技術提案評価型(S I 型)】(指定テーマ数2)



【技術提案評価型(S II 型)】(指定テーマ数1)



II. 総合評価落札方式の改善

3. 企業の施工能力評価等における配点割合の見直し②

◆施工能力評価型

- ・配点割合の見直し
- ・施工能力 I 型については、従来求めていた簡易な施工計画を「工事施工上の留意点」、「留意点に対する検討事項及びその理由」、「工程表の作成」について求める『施工計画』に変更
- ・企業の施工能力等と技術者の能力等の割合を1:1に変更(技術者の能力等の配点割合を増加)
- ・地域精通度、貢献等の評価は「企業の施工能力等」の中で評価

【施工能力評価型(I型)】

簡易型

総合評価対象 (30点)		
簡易な施工計画 (10点)	企業の施工能力等 (15点)	地域 (5点)



施工能力評価型(I型)

総合評価対象 (50点)		
施工計画 (10点)	企業の施工能力等 (20点)	技術者の能力等 (20点)

【施工能力評価型(II型)】

簡易型(II型)

総合評価対象 (20点)	
企業の施工能力等 (15点)	地域 (5点)



施工能力評価型(II型)

総合評価対象 (40点)	
企業の施工能力等 (20点)	技術者の能力等 (20点)

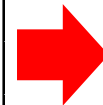
Ⅲ. 総合評価落札方式改善後の配点等の詳細

○評価項目と評価項目別配点【非WTO技術提案評価型】

赤字での記載項目は評価項目として追加・修正されたもの及び配点、満点を見直したもの

従来方式(標準Ⅱ型)

分類	評価項目	配点	加算点	
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	—	Max 25点	
	過去2ヶ年の同工種の工事成績平均点	6点		
	工事表彰	8点		
	新技術の活用	2点		
	情報化施工の活用(一般化技術)	2.5点		
	情報化施工の活用(実用化等検討技術)			
	技能者等の配置	4点		
	ISO認定	1点		
	As舗装施工体制(As工事の場合)	(3点)		
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験における監理技術者等の施工経験		4点
		同種性の高い施工経験		—
		過去8ヶ年の同工種の工事成績		—
		技術者表彰		4点
		継続学習CPD		1点
舗装施工管理技術資格(As工事の場合)		(2点)		
地域精進 度・貢献等	地域内工事の実績	2点	Max 5点	
	災害協定の締結	2点		
	建設業BCPの認定	1点		
	災害活動に対する表彰	1点		



新方式

分類	評価項目	配点	加算点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	2点	15点
	過去4ヶ年の同工種の工事成績平均点	3点	
	工事表彰	2点	
	新技術の活用	1点	
	情報化施工の活用(一般化技術)	—	
	情報化施工の活用(実用化検討技術)	1点	
	技能者等の配置	2点	
	ISO認定	—	
	As舗装施工体制(As工事の場合)	(3点)	
	地域内工事の実績	1点	
	災害協定の締結	1点	
	建設業BCPの認定	1点	
	災害活動に対する表彰	1点	
	配置予定技術者の能力等	同種工事の経験における監理技術者等の施工経験	
同種性の高い施工経験		4点	
過去8ヶ年の同種工事の工事成績		6点	
技術者表彰		2点	
継続学習CPD		1点	
舗装施工管理技術資格(As工事の場合)		(2点)	

アスファルト舗装工事に係る評価項目を設定した場合(アスファルト舗装工事の場合のみ)、加算点の配点はMax15点

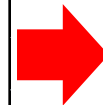
Ⅲ. 総合評価落札方式改善後の配点等の詳細

○評価項目と評価項目別配点【施工能力評価型】

赤字での記載項目は評価項目として追加・修正されたもの及び配点、満点を見直したもの

従来方式

分類	評価項目	配点	加算点	
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	—	Max 15点	
	過去2ヶ年の同工種の工事成績平均点	3点		
	工事表彰	6点		
	新技術の活用	2点		
	情報化施工の活用(一般化技術)	2.5点		
	情報化施工の活用(実用化検討技術)			
	技能者等の配置	2点		
	ISO認定	1点		
	As舗装施工体制(As工事の場合)	(2点)		
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験における監理技術者等の施工経験		2点
		同種性の高い施工経験	—	
		過去8ヶ年の同種工事の工事成績	—	
		技術者表彰	2点	
		継続学習CPD	1点	
		舗装施工管理技術資格(As工事の場合)	(2点)	
		地域精通度・貢献等	地域内工事の実績	2点
	災害協定の締結	2点		
建設業BCPの認定	1点			
災害活動・ボランティア活動に対する表彰	1点			



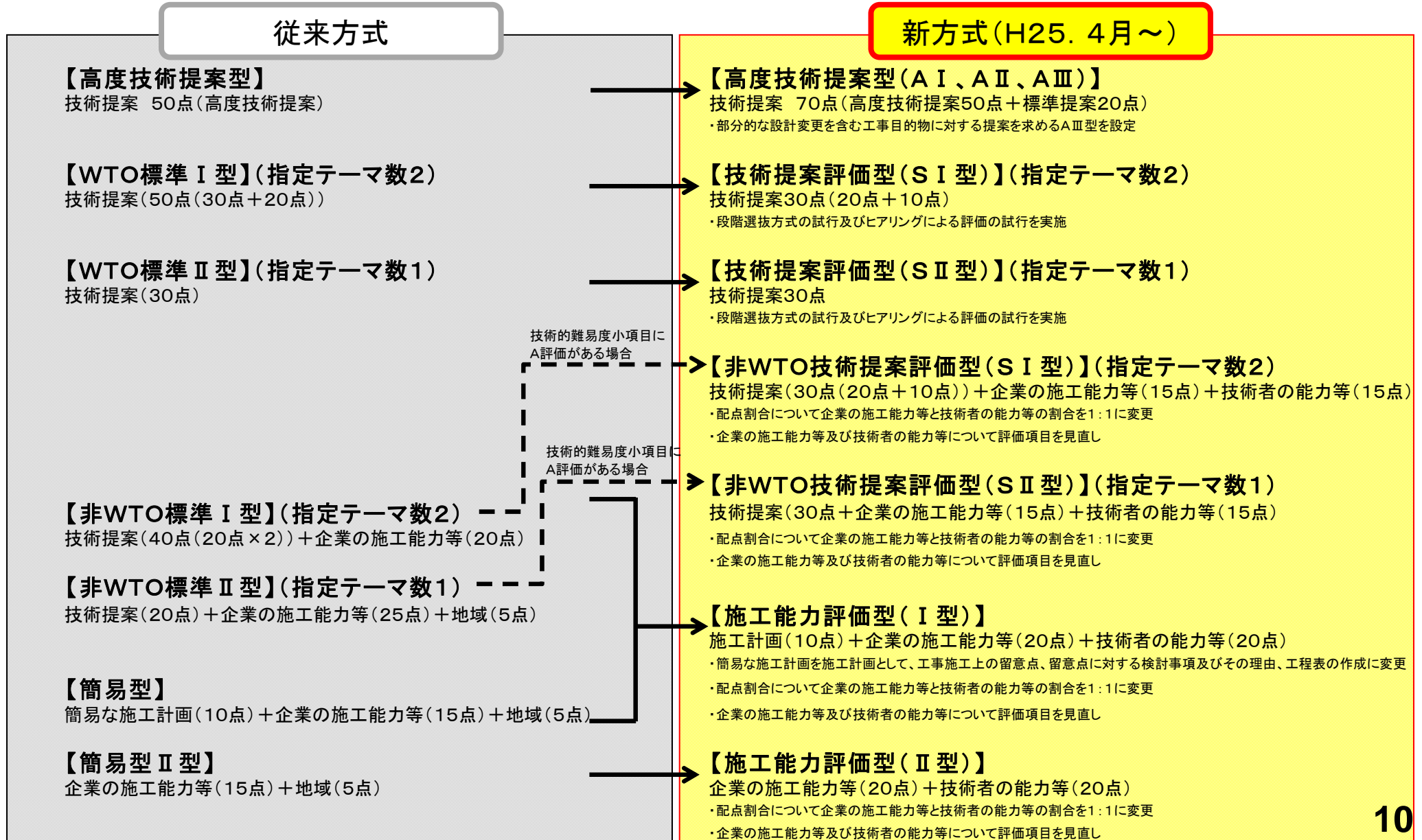
新方式

分類	評価項目	配点	加算点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	2点	20点
	過去4ヶ年の同工種の工事成績平均点	3点	
	工事表彰	2点	
	新技術の活用	1点	
	情報化施工の活用(一般化技術)	—	
	情報化施工の活用(実用化検討技術)	1点	
	技能者等の配置	4点	
	ISO認定	1点	
	As舗装施工体制(As工事の場合)	(2点)	
	地域内工事の実績	2点	
	災害協定の締結	1点	
	建設業BCPの認定	1点	
	災害活動に対する表彰	2点	
	配置予定技術者の能力等	同種工事の経験における監理技術者等の施工経験	
同種性の高い施工経験		4点	
過去8ヶ年の同種工事の工事成績		6点	
技術者表彰		4点	
継続学習CPD		2点	
舗装施工管理技術資格(As工事の場合)		(2点)	

アスファルト舗装工事に係る評価項目を設定した場合(アスファルト舗装工事の場合のみ)、加算点の配点はMax20点

III. 総合評価落札方式改善後の配点等の詳細

1. 従来方式と新方式の名称・配点の比較



III. 総合評価落札方式改善後の配点等の詳細

2. 総合評価落札方式タイプ別の評価項目と加算点(1)

① 高度技術提案型(A I型～A III型)の評価項目と加算点

分類	評価項目		配点	加算点
技術提案	総合的なコストの縮減に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費・更新費 ・その他、補償費 等 	高度技術提案に関する提案は50点、標準提案を20点として設定する。	70
	工事的物の性能・機能の向上に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・初期性能の持続性 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・供用性の向上 等 		
	社会的要請の対応に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、大気環境など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・特別な安全対策 ・省資源対策又はリサイクル対策 等 		

② 技術提案評価型(S型(WTO対象工事))の技術評価項目と加算点

分類	技術評価項目		評価基準	配点	加算点
	項目	指定テーマ			
技術提案	総合的なコストの縮減に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費・更新費 ・その他、補償費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定テーマ数は2を基本とするが、工事内容に応じてテーマ数を1～3とすることが可能。 ・指定テーマに関する施工箇所の状況、施工条件、指定テーマの設定理由を具体的に記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定テーマ1つに対して最大5提案までとし、6提案以上記入があった場合は、当該指定テーマに対する加算点は0点とする。 	30
	工事的物の性能・機能の向上に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・初期性能の持続性 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・供用性の向上 等 			
	社会的要請の対応に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・特別な安全対策 ・省資源対策又はリサイクル対策 等 			

③ 施工能力評価型(I型)の技術評価項目と加算点

施工計画 加算点10点 …… 別資料 参照

III. 総合評価落札方式改善後の配点等の詳細

2. 総合評価落札方式タイプ別の評価項目と加算点(2)

④ 技術提案型(S型(非WTO))の技術評価項目と加算点

技術評価項目		評価基準	配点	
企業の 施工 能力	同種性の高い施工実績	同種工事の実績として記載した工事の工事量。	2	15
	国土交通省近畿地方整備局での当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	平成20年度から平成23年度に元請として完成し、引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における工事成績評定の平均点	3	
	表彰	別資料 参照	最大 2	
	有用な新技術の活用	本工事において、新技術情報提供システム(NETIS)登録技術のうち、有用な技術とされた新技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、少実績優良技術、活用促進技術)の活用の有無	最大 1	
	情報化施工技術の活用	別資料 参照	最大 1	
	現場従事技能者(基幹技能者・建設マスター・現代の名工・技能士)の配置	別資料 参照	最大 2	
	アスファルト舗装工事施工体制 (※アスファルト舗装工事の場合)	アスファルト舗装工事施工体制実態調査票の内容により評価	(3)	
	地域内工事の実績	平成20年度以降に元請として完成・引渡しが完了した当該工事実施市町村内での工事実績	1	
	災害協定の締結の有無	近畿地方整備局(事務所を含む)及び近畿地方整備局管内府県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県【当該工事の施工箇所が三重県の場合】)、他地整との災害協定締結の有無	1	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定委員会の認定の有無	1	
	災害活動に対する表彰	平成23年度以降に行政機関から授与された、災害活動(地震、風水害)に対する表彰・感謝状の有無	1	
配置 予定 技術者 の 能力	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験 ※5	2	15
	同種性の高い施工経験	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験として記載した工事の工事量。 ※5	4	
	同種工事の経験についての工事成績評定	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験の工事成績評定。ただし平成17年度以降に今回申請者(合併、事業譲渡前の者を含む)が元請として完成し、引渡しが完了した近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)であること。 (※当該工事と同じ工事種別に限る)	6	
	技術者表彰	平成20年度から平成23年度に元請として完成・引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における表彰の有無 (※当該工事と同じ工事種別に限る)	2	
	継続学習制度(CPD)	各継続学習実施機関の推奨単位数以上の履修実績で評価	1	
	舗装施工管理技術者資格 (※アスファルト舗装工事の場合)	舗装施工管理技術者の資格の有無	(2) (特殊舗装(排水性、低騒音舗装等の場合)(4))	

III. 総合評価落札方式改善後の配点等の詳細

2. 総合評価落札方式タイプ別の評価項目と加算点(3)

⑤ 施工能力評価型(I型)の技術評価項目と加算点

技術評価項目		評価基準	配点	
企業の 施工 能力	同種性の高い施工実績	同種工事の実績として記載した工事の工事量。	2	20
	国土交通省近畿地方整備局での当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	平成20年度から平成23年度に元請として完成し、引渡し完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における工事成績評定の平均点	3	
	表彰	別資料 参照	最大 2	
	有用な新技術の活用	本工事において、新技術情報提供システム(NETIS)登録技術のうち、有用な技術とされた新技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、少実績優良技術、活用促進技術)の有無	最大 1	
	情報化施工技術の活用	別資料 参照	最大 1	
	現場従事技能者(基幹技能者・建設マスター・現代の名工・技能士)の配置	別資料 参照	最大 4	
	ISO9000シリーズ認証取得	ISO9000シリーズ認証取得の有無	1	
	アスファルト舗装工事施工体制 (※アスファルト舗装工事の場合)	アスファルト舗装工事施工体制実態調査票の内容により評価	(2)	
	地域内工事の実績	平成20年度以降に元請として完成・引渡し完了した当該工事実施市町村内での工事実績	2	
	災害協定の締結の有無	近畿地方整備局(事務所を含む)及び近畿地方整備局管内府県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県【当該工事の施工箇所が三重県の場合】)、他地整との災害協定締結の有無	1	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定委員会の認定の有無	1	
	災害活動に対する表彰	平成23年度以降に行政機関から授与された、災害活動(地震、風水害)に対する表彰・感謝状の有無	2	
配置 予定 技術 者の 能力	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験 ※5	4	20
	同種性の高い施工経験	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験として記載した工事の工事量。 ※5	4	
	同種工事の経験についての工事成績評定	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験の工事成績評定。ただし平成17年度以降に今回申請者(合併、事業譲渡前の者を含む)が元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)であること。 (※当該工事と同じ工事種別に限る)	6	
	技術者表彰	平成20年度から平成23年度に元請として完成・引渡し完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における表彰の有無 (※当該工事と同じ工事種別に限る)	4	
	継続学習制度(CPD)	各継続学習実施機関の推奨単位数以上の履修実績で評価	2	
	舗装施工管理技術者資格 (※アスファルト舗装工事の場合)	舗装施工管理技術者の資格の有無	(2) (特殊舗装(排水性、低騒音舗装等)の場合(4))	

IV. 施工能力評価型の評価項目・配点等

1. 簡易型(施工能力評価型 I 型)の試行

◆簡易型において、求める施工計画及び評価の簡素化の試行内容

【従来】

指定テーマに基づく簡易な施工計画(最大10点:2点×5提案)



受発注者双方の事務手続き簡素化

【試行】

施工計画(最大10点)

- ①工事施工上の留意点
- ②留意点に対する検討事項とその理由
- ③工程表

施工計画

分類	事項	記述内容	評価の視点	総合評価落札方式		
				配点	加算点計	加算点の
施工計画	①工事施工上の留意点	当該工事を円滑かつ確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等の制約となる技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点を3項目記述すること。 注意事項 1. 留意点は各項目毎に1つの留意点を記述するものとし、1項目に複数の留意点が記述されていると認められる場合、その項目は加算点無しとする。 なお、記述は簡潔にすること。 2. 留意点の記述が3項目未満の場合については、施工計画全体を加算点無しとする。	工種、工事の規模、現地の状況等を踏まえて、記述された内容を総合的に評価する。	6 (2×3項目)	10	各項目の得点(加算点)を加算点とする。
	②留意点に対する検討事項及びその理由	上記①で記述した工事施工上の留意点の3項目について解決又は克服するために検討する事項とその理由を記述すること。 注意事項 1. 留意点を解決又は克服するための対策を行うにあたり、それに至る検討事項を記述するとともに、その理由を簡潔に記述すること。 なお、検討事項、理由のいずれかが未記載の場合、その項目は加算点無しとする。 2. 一部でも明らかな錯誤がある場合、その項目は加算点無しとする。 3. 記述にあたっては、現地での具体的な対策について提案を求めるものではないので留意すること。	検討される事項及びその理由と、①で記述した留意点との整合性や的確性を総合的に評価する。			
	③工程表の作成	上記①②で記述した内容を踏まえ、予め発注者が記載している項目について想定される概略の全体工程表を作成すること。 注意事項 1. 契約日を入札説明書に記載されている開札日の概ね10日後(土、日、祝日を含まない)と想定して作成すること。また、準備後片付けについては、工期内に含めるものとし、期間を明記するとともに予め設計図書に示された工程上の要件(出水期、部分使用、その他工程調整に係る事項を含む)について、適切に反映すること。 なお、予め発注者が記載している項目について記述されていない場合や、工期が想定期間と著しく相違している場合、また、予め設計図書に示された工程上の要件が反映されていない場合は欠格とする。	原則として工事内容、現地条件等を踏まえ、記述された工程表の妥当性を評価する。	4		

IV. 施工能力評価型の評価項目・配点等

2. 簡易型(施工能力評価型 I 型)の試行結果

◎今回試行を行った結果として『技術提案資料作成の負担軽減に有効であった』、『今回の試行内容で問題無い』という意見が多数を占めた。

また、多くの業者から意見のあった事項に対する対応は以下のとおりである。

○落札業者の固定化につながるため何らかの対応が必要。

→ 「企業の施工能力及び配置予定技術者の配点割合の見直し」にて対応し改善を図る。

○工程表の作成が負担であり無くすべきである。

→ 工事内容についての業者の理解度を確認するため必須であり省くべきではない。

○検討範囲が漠然としているのであらかじめテーマを設定すべきである。

→ テーマを設定しないほうが、視野を狭めず工事全体を広く見通した提案が期待できる。また、テーマが無いほうが書きやすいという意見も多数あり、テーマは設けないものとするのが妥当である。



施工能力評価型(I 型)における本運用についても、H24年度試行を行った内容にて実施していくものとする。

IV. 施工能力評価型の評価項目・配点等

3. 施工能力評価型 I 型の求める施工計画①

分類	事項	記述内容	評価の視点	総合評価落札方式		
				配点	加算点計	加算点の評価方法
施工計画	①工事施工上の留意点	<p>当該工事を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等の制約となる技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点を3項目記述すること。</p> <p>注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 留意点は各項目毎に1つの留意点を記述するものとし、1項目に複数の留意点が記述されていると認められる場合、その項目は加算点無しとする。 留意点の記述が3項目未満の場合については、施工計画全体を加算点無しとする。 <p>なお、記述は簡潔にすること。</p>	<p>工種、工事の規模、現地の状況等を踏まえて、記述された内容を総合的に評価する。</p>	6 (2×3項目)	10	各項目の得点(素点)を加算点とする。
	②留意点に対する検討事項及びその理由	<p>上記①で記述した工事施工上の留意点の3項目について解決又は克服するために検討する事項とその理由を記述すること。</p> <p>注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 留意点を解決又は克服するための対策を行うにあたり、それに至る検討事項を記述するとともに、その理由を簡潔に記述すること。 一部でも明らかな錯誤がある場合、その項目は加算点無しとする。 記述にあたっては、現地での具体の対策について提案を求めるものではないので留意すること。 	<p>検討される事項及びその理由と、①で記述した留意点との整合性や的確性を総合的に評価する。</p>			
	③工程表の作成	<p>上記①②で記述した内容を踏まえ、予め発注者が記載している項目について想定される概略の全体工程表を作成すること。</p> <p>注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約日を入札説明書に記載されている開札日の概ね10日後(土、日、祝日を含まない)と想定して作成すること。また、準備後片付けについては、工期内に含めるものとし、期間を明記するとともに予め設計図書に示された工程上の要件(出水期、部分使用、その他工程調整に係る事項を含む)について、適切に反映すること。 <p>なお、予め発注者が記載している項目について記述されていない場合や、工期が想定期間と著しく相違している場合、また、予め設計図書に示された工程上の要件が反映されていない場合は欠格とする。</p>	<p>原則として工事内容、現地条件等を踏まえ、記述された工程表の妥当性を評価する。</p>			

※担当する配置予定技術者が記述すること。また、予め複数の候補者とする場合は、当該工事において最も配置の可能性が大と想定される技術者とする。
 なお、記入者名が未記載の場合又は適切でない場合は施工計画全体を加算点無しとする。

※記述は3項目とし、4項目以上記述があった場合は施工計画全体を加算点無しとする。

※記述された留意点及び検討事項は受注後の施工計画書に反映することとし、検討の実施を確認する。なお、記述内容については施工計画書作成時に修正を求める場合がある。

※施工計画において評価された検討事項について、検討を実施した結果に基づく対策を実施するか否かは監督職員と協議のうえ、決定する。

※検討事項に現地での具体の対策を記述した場合、入札にあたりその費用は含まないこと。なお、記述された内容を実施するか否かは監督職員と協議のうえ、決定する。

IV. 施工能力評価型の評価項目・配点等

4. 施工能力評価型 I 型の求める施工計画の留意点

施工計画の欄外

※担当する配置**予定**技術者が記述すること。また、予め**複数の候補者**とする場合は、当該工事において**最も配置の可能性が大と想定される技術者**とする。

なお、**記入者が未記載**の場合又は**適切でない**場合は**施工計画全体を加点無し**とする。

※記述は3項目とし、**4項目以上記述**があった場合は**施工計画全体を加算点無し**する。

※**記述された留意点及び検討事項**は受注後の**施工計画書に反映することとし、検討の実施を確認**する。なお、記述内容については**施工計画書作成時に修正を求める**場合がある。

※**施工計画において評価された検討事項**については、**検討を実施した結果に基づく対策を実施するか否かは監督職員と協議**のうえ、決定する。

※**検討事項に現地での具体の対策を記述**した場合、**入札にあたりその費用は含まないこと**。なお、**記述された内容を実施するか否かは監督職員と協議**のうえ、決定する。

IV. 施工能力評価型の評価項目・配点等

6. 施工能力評価型 I 型の求める施工計画の工程表(様式)

工 程 表 (平成〇〇年度)																											
工 事 名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事										会 社 名 :																	
										配置予定技術者氏名 :																	
項目	単位	数量	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
準備	式	1																									
〇〇工	式	1																									
〇〇工	式	1																									
〇〇工	式	1																									
〇〇工	式	1																									
・・・																									
・・・																									
・・・																									
後片付け	式	1																									

※ 準備後片付けについては、工期内に含めるものとし、期間を明記すること。
 ※ 担当する配置予定技術者が記述すること。また、予め複数の候補者とする場合は、当該工事において最も配置の可能性が大と想定される技術者とする。なお、記入者名が未記載の場合又は適切でない場合は施工計画全体を加算点無しとする。

V. 同種・類似工事の施工実績(経験)の評価

1. 基本方針

簡易型においては、**競争参加資格**における**同種工事の実績**について**施工量を求めている**。
また、標準型以上は「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」に基づき、一定規模以上の工事において、同種の工事として**概ね設計規模の70%程度の施工実績を競争参加資格**として求めている。



項目名を「**同種性の高い施工実績(経験)**」として、**より同種性の高い施工実績**を有する場合、**加点の対象とする**。

→企業の施工能力及び配置予定技術者の競争参加資格として、同種工事の実績を求める中で以下の項目について設定のうえ、実績がある場合に加点する。

- ①構造形式として当該工事目的物と**同等の形式**
- ②工事規模として、当該工事における**設計規模以上**
- ③施工条件として当該工事と**同等の施工条件**

なお、上記項目については**②を必須とし、①③については工事内容を踏まえ適宜設定する**。

※配置予定技術者の評価にあたり、「現場代理人」として従事した実績を評価する場合は「監理(主任)技術者」として評価される場合の**1/2を加算点として付与する**。

なお、「担当技術者」として従事した実績は評価の対象としない。

V. 同種・類似工事の施工実績(経験)の評価

2. 「より同種性の高い工事」の対象工種

同種工事の規模設定の工種に発注量の多い維持・補修等を追加した。

掲載工種	
トンネル・地下 構造物	矢板工法・NATM工事
	シールドトンネル
	開削工法
鋼橋上部工	単純鉄桁橋
	単純箱桁橋
	多径間連続鉄桁橋
	多径間連続箱桁橋
	多径間連続少数主桁橋(2主桁・3主桁 鉄桁・細幅箱橋)【新工種】
	鋼床版鉄桁橋(単純・連続)
	鋼床版箱桁橋(単純・連続)
	ラーメン橋
	アーチ系橋梁・トラス橋
	斜張橋・吊橋
	鋼製主塔(斜張橋・吊橋)
鋼橋補修・補強【新工種】	
PC上部工	床版橋
	桁橋(I・T桁橋)
	箱桁橋(張出し架設を除く)
	箱桁橋(張出し架設)
	ラーメン橋またはアーチ橋
PC橋補修・補強【新工種】	
橋梁下部工	鉄筋コンクリート構造
	鋼製
	鋼管コンクリート複合構造
	耐震補強(RC構造、鋼製、鋼管コンクリート複合構造)【新工種】
土工	掘削又は切土
	盛土
	法面工【新工種】
	浚渫(ポンプ系、グラブ系浚渫)
	特殊系浚渫

掲載工種		
地盤改良	バーチカドレーン	
	サンドコンパクション工法	
	深層混合処理工法(機械攪拌翼方式)	
	深層混合処理工法(高圧噴射攪拌方式)	
	石灰パイル工法	
	薬液注入工法	
基礎工	表層混合処理工法	
	場所打ち杭	
	既製杭	
	ニューマチックケーソン	
	オープンケーソン	
	地中連続壁	
	鋼管矢板基礎	
	深礎杭	
	コンクリート構 造物工事	カルバート工【新工種】
	舗装工	コンクリート擁壁【新工種】
河川工事	コンクリート系舗装	
	アスファルト系舗装	
	舗装維持・補修【新工種】	
	築堤	
	護岸【新工種】	
	堰・水門	
	樋門・樋管	
排水機場(堤防乗り越し方式は除く)		
耐震補強(水門等RC構造)【新工種】		
砂防工事	砂防堰堤(砂防ダム)	
	砂防流路工【新工種】	
海岸工事	海岸構造物【新工種】	
その他	除草・清掃【新工種】	

※ 水色ハッチは新規追加工種

V. 同種・類似工事の施工実績(経験)の評価

3. 「より同種性の高い工事」条件の設定方針

発注者、受注者に可能な限り新たな負担とならないよう、以下の方針で条件を設定。

	設定方針(案)	概要
同種条件	● 既存工種については、現在の設定要件を活用	● 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン参考資料編 参考5同種工事の設定例」における設定要件を活用し、実運用で混乱をきたさないように配慮する。
	● 新工種については地整の運用実態を踏まえて設定	● これまで各地方整備局で設定されていた同種条件を参考にして設定を行うこととし、実運用で混乱をきたさない項目とする。
	● 「より同種性の高い工事」の要件から必要に応じて同種条件として設定可能とする	● 今回、追加された「より同種性の高い工事」の要件についても、工事の現場条件等を考慮し同種条件として設定可能とし、運用の柔軟性を確保し個別工事への最適化を図るものとする。
より同種性の高い工事条件	● 工事条件を構造・形式、規模、制約条件、その他等に分類し具体例を列挙	● 条件を分類することにより、実運用で引用しやすいものとする。
	● 具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとし、「当該工事と同等以上であること」を上限とする	<ul style="list-style-type: none"> ● 可能な限り、CORINSで検索・確認が可能な項目とすることによって、企業及び発注者双方の負担を軽減する。 ● 当該工事で求められる条件(構造・形式、規模、工法、制約条件)を越える過大な実績は求めないこととする。

V. 同種・類似工事の施工実績(経験)の評価

4. 「より同種性の高い工事」の設定例①

■橋梁上部工—多径間連続箱桁橋(案)【既設定工種】

注) 赤字:新たに追加した事項
黒字:現在の設定例の記述

〔同種条件(競争参加資格)〕

現在の設定要件を活用

「より同種性の高い工事」の要件から必要に応じて同種条件として設定可能とする

〔より同種性の高い工事条件〕

工事条件を構造・形式、規模、制約条件、その他等に分類し具体例を列举

具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとし、「当該工事と同等以上である」ことを上限とする

多径間連続箱桁橋			
(1) 同種条件(競争参加資格)			
<p>(ア) 下記の(ア)～(エ)の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。</p> <p>(イ) 道路橋(A活荷重又はTL-20以上)または鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。</p> <p>(ロ) 橋梁型式が鉄桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鉄桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。</p> <p>(ウ) 最大支間長が〇〇m以上であること。</p> <p>(エ) 架設工法が、〇〇〇〇であること。</p> <p>ただし、上記(ア)～(エ)は同一工事であること。</p> <p>(オ) その他(下記(2)より同種性の高い工事条件(総合評価項目)に準ずる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数(実績保有企業数)に十分配慮して設定すること)。</p> <p>※ 異なる同種・類似工種は併記可能とする。</p>			
〇(ウ): 最大支間長			
設計規模	40m未満	40m ≤ L < 80m	80m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長 × 0.7で6m単位で切り上げとする。	最大支間長 × 0.7で6m単位で切り上げとする。
〇(エ): 架設工法			
設計工法	<ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンスタンション工法(クローラークレーン含む) 		左記以外の工法
設定条件	要件としない。		下記の工法以外の工法であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンスタンション工法(クローラークレーン含む)
(2) より同種性の高い工事条件(総合評価項目)			
総合評価格付方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜評価する。			
構造・形式	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式が多径間連続箱桁橋であること。 ・斜角が〇〇以下の施工実績【斜橋の場合】 ・R=〇〇以下の曲率の施工実績【曲線橋の場合】 ・桁高変化の伴う橋梁であること。 		
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・最大支間長が同一線橋以上であること。 		
工法	<ul style="list-style-type: none"> ・架設工法が同一工法(例:ケーブル、片持ち、造出し)であること。 ・主要部材の現場溶接を行った工事であること。(桁高が低い場合) 		
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の道路(国道、一般都道府県道以上)の規制を伴う工事であること。(例:車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) ・地理的な制約条件下における工事であること。(例:河川内施工、営業中の鉄道上空、供用中道路上空や架空線下等での架設、近接施工、架設対岸のアグセス道路無し) 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 		

V. 同種・類似工事の施工実績(経験)の評価

4. 「より同種性の高い工事」の設定例②

■土工—掘削又は盛土(案)【既設定工種】

注) 赤字:新たに追加した事項
黒字:現在の設定例の記述

〔同種条件(競争参加資格)〕

現在の設定要件を活用

「より同種性の高い工事」の要件から必要に応じて同種条件として設定可能とする

〔より同種性の高い工事条件〕

工事条件を構造・形式、規模、制約条件、その他等に分類し具体例を列挙

具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとし、「当該工事と同等以上である」ことを上限とする

掘削又は切土				
(1) 同種条件(競争参加資格)				
・下記の(ア)の要件を満たす掘削又は切土の施工実績を有すること。				
(ア) 掘削又は切土の土量が〇〇m ³ 以上の工事の施工実績を有すること。				
(イ) その他(下記「(2)より同種性の高い工事条件(総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数(実績保有企業数)に十分配慮して設定すること。)				
・求める施工実績は次のとおりとする。				
(ア) 掘削又は切土土量				
設計規模	10,000 m ³ 未満	10,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	100,000 m ³ 以上 150,000 m ³ 未満	150,000 m ³ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 m ³ で設定。	50,000 m ³ で設定。	100,000 m ³ で設定。
(イ) (ア) 岩掘削				
設計規模	5,000 m ³ 未満		5,000 m ³ 以上	
設定条件	設定しない。		硬岩(中硬岩含む)実績	
(2) より同種性の高い工事条件(総合評価項目)				
総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。				
構造・形式				
規模	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、切土若しくは岩掘削量が同一規模以上であること。 切土高が〇〇m以上であること。 			
工法	<ul style="list-style-type: none"> 大型掘削機と火薬を併用する工事であること。 			
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> 供用中の道路(国道、一般都道府県道以上)の規制を伴う工事であること。 (例:車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) 地理的な制約条件下における工事であること。 (例:河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工) 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合 			

V. 同種・類似工事の施工実績(経験)の評価

4. 「より同種性の高い工事」の設定例③

■コンクリート構造物ーコンクリート擁壁(案)【新規設定工種】

【同種条件(競争参加資格)】

具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとする

「より同種性の高い工事」の要件から必要に応じて同種条件として設定可能とする

【より同種性の高い工事条件】

工事条件を構造・形式、規模、制約条件、その他等に分類し具体例を列挙

具体的な工事条件については可能な限りCORINSで検索可能なものとし、「当該工事と同等以上である」ことを上限とする

【新工種】コンクリート擁壁			
(1) 同種条件(競争参加資格)			
<ul style="list-style-type: none"> 下記の(ア)～(イ)の要件を満たす擁壁の施工実績を有すること。 			
(ア) 躯体高さが〇〇m以上の△△㎡の工事の施工実績を有すること <small>※現場打ち擁壁、プレキャスト擁壁を記載すること</small>			
(イ) その他(下記「(2)より同種性の高い工事条件(総合評価項目)」に挙げる工事条件のうち、当該発注工事の品質確保に特に重要な条件については個別に競争参加資格として設定する。ただし、同種条件の設定にあたっては、潜在的な競争参加者数(実績保有企業数)に十分配慮して設定すること。)			
<ul style="list-style-type: none"> 求める施工実績は次のとおりとする。 			
○ 躯体高さ			
設計規模	5m未満	5m以上10m未満	10m以上
設定条件	設定しない	5mで設定。	10mで設定。
(2) より同種性の高い工事条件(総合評価項目)			
総合評価落札方式の評価項目に設定する施工実績は、当該発注工事における個別条件を勘案の上、以下に掲げる工事条件から適宜設定する。			
構造・形式	同一の構造であること。(例:杭基礎)		
規模	躯体高さが同一規模以上であること。		
工法			
制約条件	<ul style="list-style-type: none"> 供用中の道路(国道、一般都道府県道以上)の規制を伴う工事であること。(例:車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め) 地理的な制約条件下における工事であること。(例:河川内施工、営業中の鉄道近傍・供用中道路近傍や架空線下等での施工、その他近接施工、地中障害物の移設・防護・撤去、急峻な地形) 地質面での制約条件下における工事であること。 気象等の制約下における工事であること。(例:寒中コンクリート、暑中コンクリート) 		
その他	その他、技術的能力の評価に有益と考えられる条件に該当する実績の場合		

VI . 配点見直し(企業の施工能力)

1. 工事成績評定の評価

~H24. 3		60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上			
	簡易型	-4点	-2点	0点	2点	4点			
	I・II月	-6点	-3点	0点	3点	6点			
H24. 4 ~H25. 3		65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 72点未満	72点以上 74点未満	74点以上 76点未満	76点以上 78点未満	78点以上 80点未満	80点以上
	簡易型	-3点	0点	0.5点	1点	1.5点	2点	2.5点	3点
	I・II月	-6点	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点
H25. 4~		65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 72点未満	72点以上 74点未満	74点以上 76点未満	76点以上 78点未満	78点以上 80点未満	80点以上
	施工能力評価型	-3点	0点	0.5点	1点	1.5点	2点	2.5点	3点
	技術提案評価型	-3点	0点	0.5点	1点	1.5点	2点	2.5点	3点

※1 前年度(平成23年度)の全ての工種を対象とし、調査基準価格を下回った価格で契約した工事の工事成績評定点が60点以上65点未満の場合は -4点、60点未満の場合は-8点とし、複数工事がある場合は、累積する。なお、当該評価を行った場合は※1の評価は行わない。

※2 平成20年度から平成23年度に該当工事がない場合は65点とする。(評価は0点とする。)

※3 平成22年度及び平成23年度において、各年度の工事成績評定の平均点がどちらか60点未満の場合は欠格とする。

VI . 配点見直し(企業の施工能力)

2. 表彰

評価項目	評価基準	配点	加算点の評価方法
優良工事等施工者(工事請負業者)表彰 (局長、事務所長)	平成22年度及び平成23年度に元請として完成し、引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における表彰の有無 (※当該工事と同じ工事種別に限る)	最大 2 (複数ある場合は累積する)	左記の表彰があれば各年度毎に局長表彰1.5点、事務所長表彰1点。ただし、各年度で複数表彰を受けている場合でも累積しない。 ※表彰がある場合は、その内容を様式5-1に記載するものとする。
優良工事等施工者(技術開発)表彰			
優良工事等施工者(安全対策)表彰			
優良工事等施工者(イメージアップ)表彰			
工事成績優秀企業認定	競争参加確認申請書の提出期限の日に、国土交通省近畿地方整備局発注工事(港湾空港関係除く。)における工事成績優秀企業としての認定の有無	認定された企業は、認定後1年間2点 ※認定がある場合は、その内容を様式5-1に記載するものとする。	
コンクリート構造物品質コンテストの表彰	競争参加資格確認申請書の提出期限の日に、国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)におけるコンクリート構造物品質コンテストの表彰(表彰状に記載の年月日の翌日から2年以内のもの)の有無 (※当該工事と同じ工事種別に限る)	左記の表彰があれば各表彰年毎に特別優秀1.5点、優秀1点、入賞0.5点。ただし、各表彰年で複数表彰を受けている場合においても累積しない。 ※表彰がある場合は、その内容を様式5-1に記載するものとする。	
下請け企業表彰	競争参加資格確認申請書の提出期限の日に、下請けとして完成し、引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における下請け企業表彰(表彰状に記載の年月日の翌日から2年以内のもの)の有無 (※当該工事と同じ工事種別に限る)	左記の表彰があれば各表彰年度毎に1点。ただし、各表彰年度で複数表彰を受けている場合においても累積しない。 ※表彰がある場合は、その内容を様式5-1に記載するものとする。	

VI . 配点見直し(企業の施工能力)

3. 有用な新技術の活用

評価項目	評価基準	配点	加算点の評価方法
有用な新技術の活用	本工事において、新技術情報提供システム(NETIS)登録技術のうち、有用な技術とされた新技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、少実績優良技術、活用促進技術)の活用の有無 ※「情報化施工技術の活用」において評価した提案(使用技術が違う場合でも同等と判断できる提案を含む)は評価しない。	最大 1	推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術 1点、少実績優良技術、活用促進技術 0.5点。複数ある場合は累積する。 ※新技術を活用する場合は、その技術が有用な新技術とされていることがわかる資料を様式5-2に添付すること。

4. 情報化施工技術の活用

(対応の考え方) ・一般化技術(H25年4月1日実施)を項目から除外
 ・従来方式の対象技術による組み合わせを項目に設定
 ・次期推進戦略で新たな追加技術はH25年度になってから対応する。

従来方式	評価項目	分類	技術名	配点
	情報化施工技術の活用	一般化推進技術		MCモータグレーダ技術(路盤工)の活用
TSによる出来形管理技術(土工)の活用				1.5
実用化検討等技術			MC/MGブルドーザ技術の活用	0.5
			MGバックホウ技術の活用	0.5
			TS・GNSS締固め管理技術の活用	0.5
			TSによる出来形管理技術(舗装工)の活用	0.5
				Max 2.5

新方式	評価項目	技術名	配点	
	情報化施工技術の活用		MCモータグレーダ技術(路盤工)の活用	0.5
			TSによる出来形管理技術(土工)の活用 (※盛土、掘削の合計土量が10,000m ³ 未満の工事に限る)	0.5
			MC/MGブルドーザ技術の活用(掘削工に限る)	0.5
			MGバックホウ技術の活用	0.5
			TS・GNSS締固め管理技術の活用	0.5
			TSによる出来形管理技術(舗装工)の活用	0.5
			盛土工においてMC/MGブルドーザ技術により敷均しを行い、TS・GNSS締固め管理技術により品質管理を実施	1.0
			Max 1.0	

5. 現場従事技能者の配置

◇対象工事

- ・河川維持、道路維持、除雪作業を除く予定価格1,000万円以上のすべての工事を対象とする。
但し当面の間、河川維持、道路維持、除雪作業を除く予定価格6,000万円以上のすべての工事を対象として実施する。
- ・主な工種において、配置を求める技能者等の職種がすべて該当しない場合は、対象外とする。
→但し、登録基幹技能者の職種に該当しなくても、建設マスターに該当する職種がある場合は対象とする。
- ・営繕工事等において、技能士の配置を予め特記仕様書で義務づけている場合はその技能者については提案を求めない。

◇入札説明書記載例

d)現場従事技術者の能力

配置を求める工種は「鋼橋上部工」とし、現場従事技能者の職種等については下記のとおりとする。
なお、現場従事技能者は、雇用されている企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(下記8.(1)に示す申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があり、当該作業の施工期間すべてにおいて従事させること。

- i)登録基幹技能者、基幹技能者の配置の有無。
配置を求める種類は、「橋梁(鋼橋)」とする。
- ii)建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた者)の配置の有無。
配置を求める職種は、「橋梁特殊工」「鋼構造物」とする。
- iii)現代の名工(厚生労働大臣から卓越した技能者として表彰を受けた者)の配置の有無。
配置を求める技能者は、「鋼橋の製作、架設に関する表彰を受けた技能者」とする。
- iv)技能士(1級)(職業能力開発促進法に基づく技能検定に合格した者)の配置の有無。
配置を求める検定職種は、「鉄工(鋼構造物鉄工作業)」とする。

また、契約後、施工計画書提出時に上記内容が確認できる資料(表彰状、合格証書の写し、恒常的な雇用関係を証明する資料等)を提出すること。受注者の責により提案した技能者を現場に従事させなかった場合には、工事成績評定点を減ずるものとする。

◇技術提案書への記載内容

- ・配置できる現場従事技能者の職種及び人数を記載
- ・該当工種の施工期間、すべてに技能者を従事させること
- ・内容の確認は、受注後、施工計画提出時に確認できる資料(表彰・合格証書の写し、恒常的な雇用関係を証明する資料等)を提出

◇現場従事技能者の評価方法

評価項目：現場従事技能者の能力(施工能力等として加点評価)

評価基準：(登録)基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士(特級・1級)の配置を評価

配点：【技術提案評価型】

登録基幹技能者・建設マスター・現代の名工 1.0点

基幹技能者・技能士(特級・1級) 0.5点 → 最大2点

【施工能力評価型】

登録基幹技能者・建設マスター・現代の名工 2.0点

基幹技能者・技能士(特級・1級) 1.0点 → 最大4点

◇評価の考え方

発注者が予め配置を求める工種を限定し、対象職種を明示

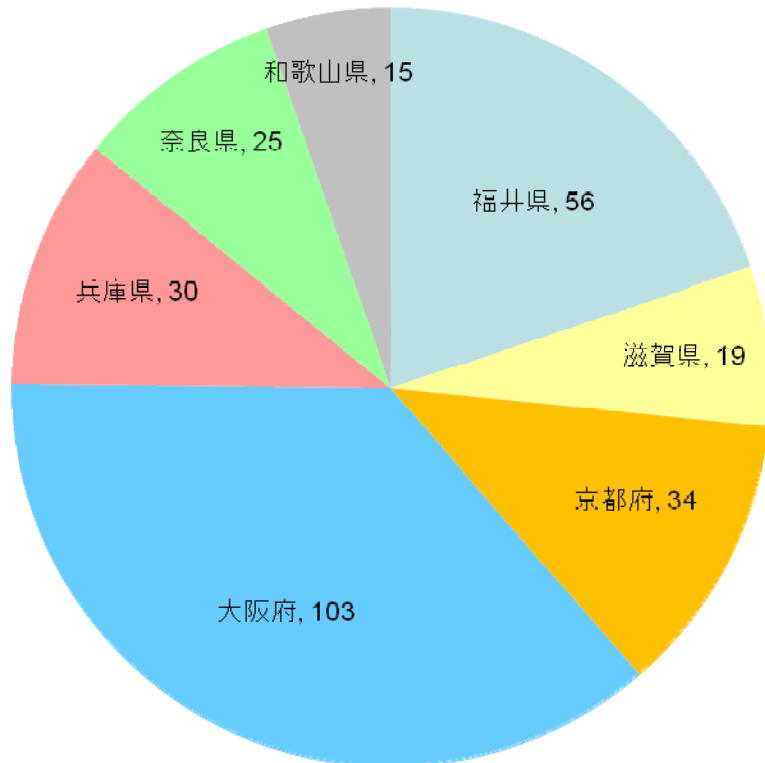
※1職種1名でも配置すれば加点、複数配置は累積するが最大加点は2点
(施工能力評価型は4点)

※下請企業(元請でも可)と「直接的かつ恒常的な雇用関係」を条件。

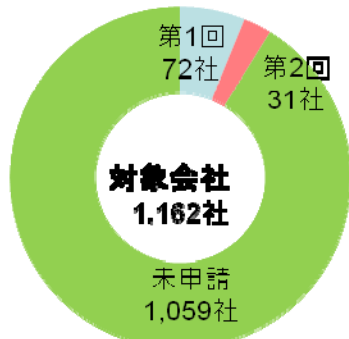
※対象工種の施工期間、すべてに従事することを条件とする。

VI. 配点見直し(企業の施工能力)

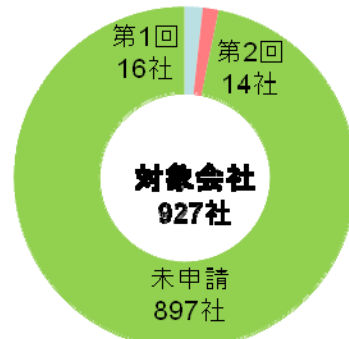
認定会社内訳(一般土木)



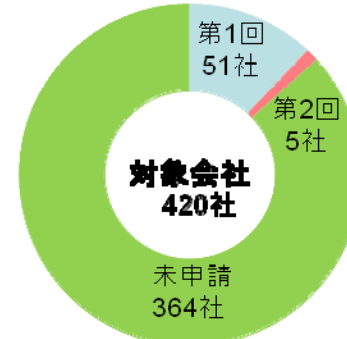
一般土木府県別認定社数



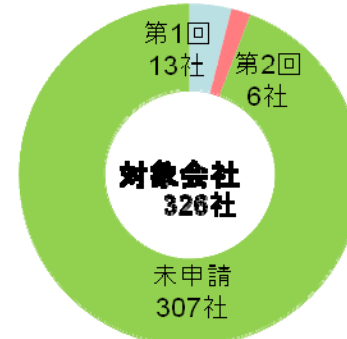
大阪府



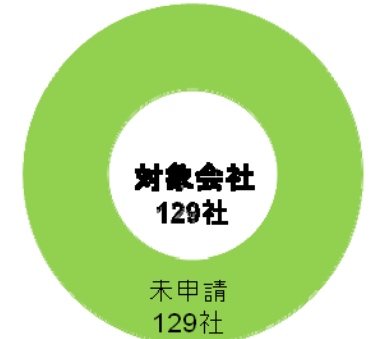
兵庫県



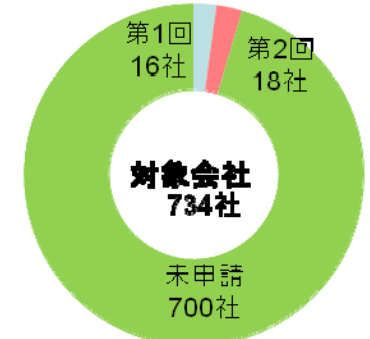
福井県



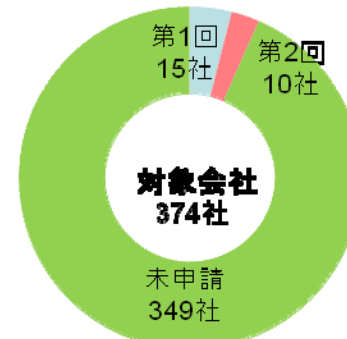
滋賀県



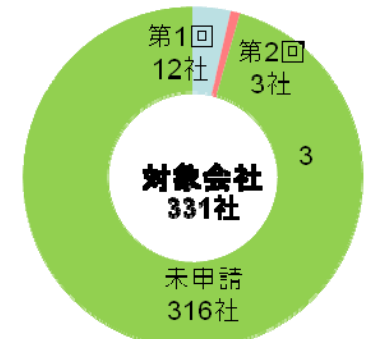
三重県



京都府



奈良県



和歌山県

VII . 配点見直し(配置予定技術者の能力)

1. 監理技術者等としての施工経験 など

評価項目	評価基準	配点	加算点の評価方法
同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験	4	直轄の工事 4点、他省庁・特殊法人等☆1・府県・政令市、地方道路公社☆2・日本下水道事業団☆3の工事 2点。 ※現場代理人として従事した経験を評価する場合は上記加算点の1/2とする。
同種工事の経験についての工事成績評定	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験の工事成績評定。ただし平成17年度以降に今回申請者(合併、事業譲渡前の者を含む)が元請として完成し、引渡しが完了した近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)であること。(※当該工事と同じ工事種別に限る)	6	工事成績評定が80点以上 6点、78点以上80点未満 5点、76点以上78点未満 4点、74点以上76点未満 3点、72点以上74点未満 2点、70点以上72点未満 1点、70点未満 0点とする。 ※現場代理人としての同種工事の経験の場合は上記加算点の1/2とする。
技術者表彰	平成20年度から平成23年度に元請として完成・引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における表彰の有無(※当該工事と同じ工事種別に限る)	4	左記の表彰があれば各年度毎に1点、複数ある場合は累積する。 ※表彰がある場合は、その内容を様式5-10に記載するものとする。
継続学習制度(CPD)	各継続学習実施機関の推奨単位数以上の履修実績で評価	2	推奨単位数以上の履修実績があれば2点。 ※各機関における継続学習の履修実績の証明書等を様式5-11に添付するものとする

VII. 配点見直し(配置予定技術者の能力)

2. 工事成績評定

H25. 4 ~		70点未満	70点以上 72点未満	72点以上 74点未満	74点以上 76点未満	76点以上 78点未満	78点以上 80点未満	80点以上
		施工能力評価型	0点	1点	2点	3点	4点	5点
技術提案評価型	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	

VIII. 平成24年度に引き続きの取り組み

1. 地元企業活用審査型の実施

2. 若手技術者の育成とベテラン技術者の活用に向けた取り組み

3. 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行

4. 特定専門工事業審査型施工体制評価型方式の試行

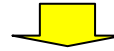
5. 災害廃棄物を原燃料としたセメント使用に関する評価

6. 二封筒事後審査型の試行

VIII. 平成24年度に引き続きの取り組み

2. 若手技術者の育成とベテラン技術者の活用に向けた取り組み

○現場経験が少ない等、監理(主任)技術者として配置されにくい若手技術者の育成、技術力向上を目的として、若手技術者に経験豊富な**専任補助者を配置**(ダブル専任)出来る工事を試行。



従来、総合評価において配置予定技術者を評価の対象としていたが、配置予定技術者に変わり、**専任補助者を評価の対象**と出来る。

◇専任補助者を立てる場合の配置予定技術者としての条件

・配置予定技術者は当該工事において求める**資格を3年以上有していること**

◇専任補助者としての条件

- ・当該工事において配置予定技術者として求める**資格を10年以上有していること**
- ・**監理技術者として**当該工事において配置予定技術者として求める**同種工事の実績を有すること**
- ・直接的かつ**恒久的な雇用関係**(申請書の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること
- ・**現場代理人(現場常駐)として当該工事に専任で配置**できること(原則、変更は認めない)
- ・申請時において専任(予定)補助者として**複数の申請は認めない**
- ・CORINS登録は**現場代理人としての実績として登録**

◇具体の試行内容

1)競争参加資格の確認

【従来】

配置予定技術者について同種工事の経験を有する。



【試行】

配置予定技術者又は専任補助者の**いずれかが同種工事の経験を有する。**

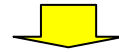
VIII. 平成24年度に引き続きの取り組み

2) 総合評価における加点(配置予定技術者の能力)

① 同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無(簡易型の場合)

【従来】

評価項目	評価基準	配点	加算点の評価方法
同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無	監理技術者・主任技術者または現場代理人として従事した同種工事の経験 ※現場代理人として従事した同種工事の経験の評価は、同種工事の施工時に本工事で競争参加資格として求める国家資格等を有していた場合に限る。	2	直轄の工事 2点 他省庁・特殊法人等 1点 ※現場代理人として従事した経験を評価する場合は上記加算点の1/2とする。



【試行】

配置予定技術者又は専任補助者のいずれかの経験として、評価の高い者を加点の対象とする。

② 技術者表彰(簡易型の場合)

【従来】

評価項目	評価基準	配点	加算点の評価方法
技術者表彰	平成20年度から平成23年度に元請として完成・引渡し完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)における表彰の有無	2	左記の表彰があれば各年度毎に0.5点、複数ある場合は累積する。



【試行】

配置予定技術者又は専任補助者のいずれかの実績として、評価の高い者を加点の対象とする。

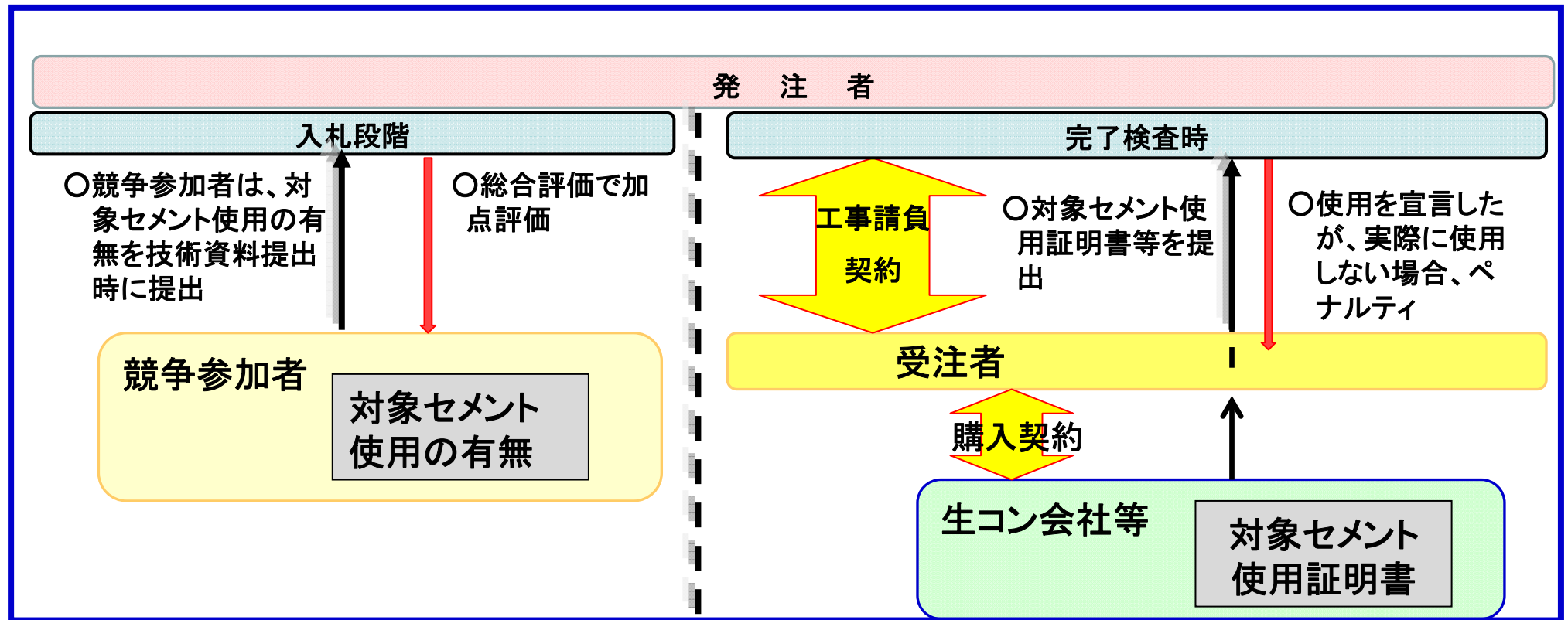
VIII. 平成24年度に引き続きの取り組み

5. 災害廃棄物を原燃料としたセメント使用に関する評価

東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省直轄工事のうち、コンクリートを主要工種に含む工事において、**災害廃棄物を原燃料としたセメント(対象セメント)**を使用する企業を総合評価で加点(2点程度)評価する。

【対象セメント利用評価のスキーム】

対象セメント供給側による1)対象セメントが震災廃棄物由来であることの確認、2)放射能汚染に対する安全性等の確認、3)合理的価格での供給 等の措置を実施。



◆実施対象地域については、対象セメントの供給状況等を踏まえ本省において検討 (H24.12 現在 岩手県、埼玉県が対象)

IX. 段階選抜方式

1. 24年度 段階選抜方式の試行案件一覧

平成24年度において下記の10件の試行を実施

試行 番号	工事名	発注タイプ	工種	選抜方式	
				1次審査	2次審査
①	丹波綾部道路桧山高架橋上部工事	高度技術提案型(AⅢ型)	鋼橋	技術提案により5社を選定	高度技術提案
②	近畿自動車道紀勢線右会津川橋上部工事				
③	近畿自動車道紀勢線田野井第二トンネル工事	WTO標準型(I型)	土木	技術提案により5社を選定	技術提案+ヒアリング
④	近畿自動車道紀勢線周参見改良工事				
⑤	近畿自動車道紀勢線左会津川橋上部工事		鋼橋		
⑥	近畿自動車道紀勢線西津浦トンネル工事	WTO標準型(Ⅱ型)	土木	技術提案により5社を選定	ヒアリング
⑦	大和御所道路玉手1号橋鋼上部工事		鋼橋		
⑧	紀北東道路中津川地区改良工事	非WTO標準型(Ⅱ型)	土木	企業の施工能力等により10社を選定	技術提案+ヒアリング
⑨	紀北東道路窪谷川橋鋼上部工事		鋼橋		
⑩	紀北東道路堂田川橋鋼上部工事				

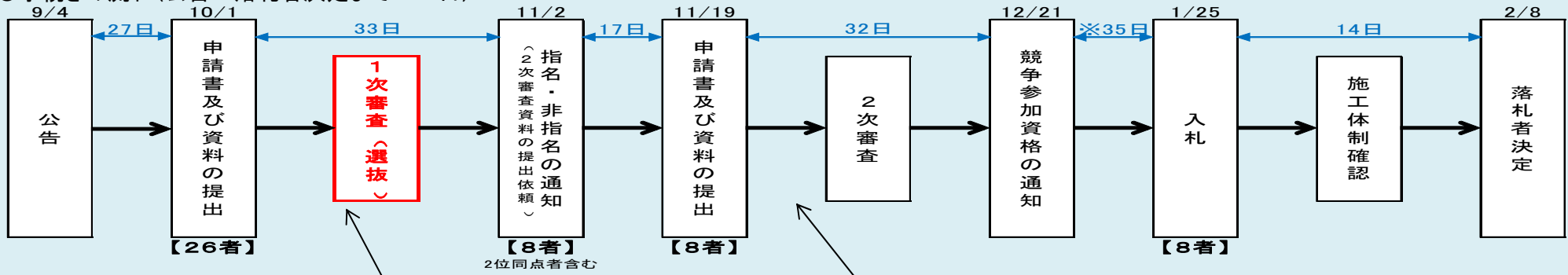
IX. 段階選抜方式

2. 段階選抜方式の試行例①

工事名	近畿自動車道紀勢線田野井第二トンネル工事	工種	一般土木	発注タイプ	WTO 標準 I 型	公告日	H24年9月4日
-----	----------------------	----	------	-------	---------------	-----	----------

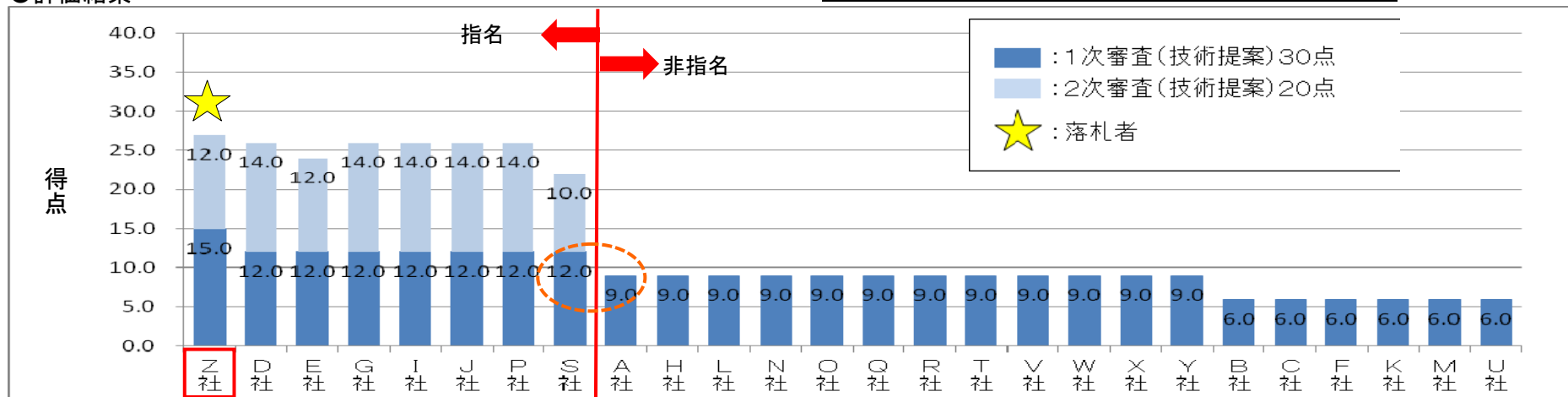
●手続きの流れ(公告～落札者決定まで158日)

※年末・年始期間を含む



	提案を求める内容	配点
1次審査項目 (技術提案)	盛土の安定性の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果	30点
2次審査項目 (技術提案) (ヒアリング)	覆工コンクリートの品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果	20点
	ヒアリング(技術提案に対する理解度)	—

●評価結果

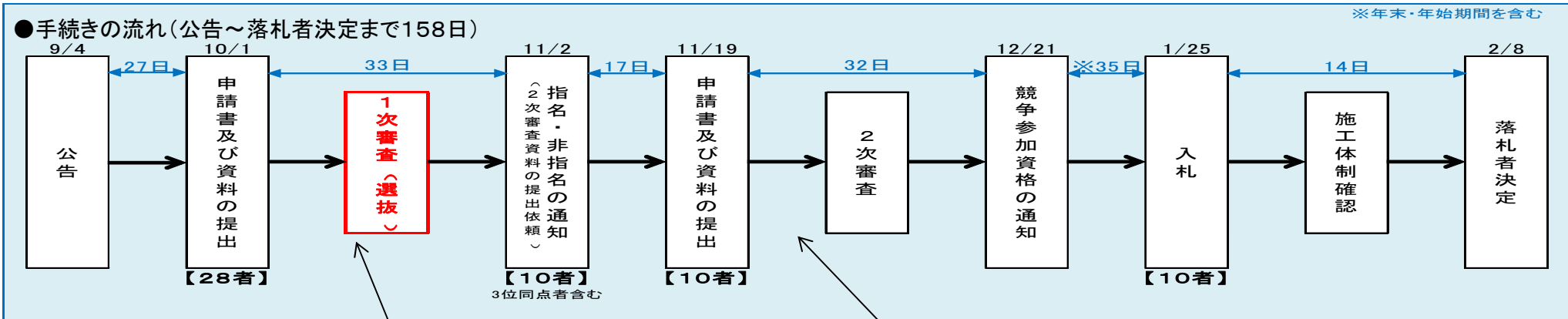


- ・申請者26者の内、1次審査で上位8者を選抜。(2位同点者含む)
- ・指名者と非指名者の得点差は3点。
- ・2次審査におけるヒアリングでは評価率が全社1.0(減点無し)であった。

IX. 段階選抜方式

2. 段階選抜方式の試行例②

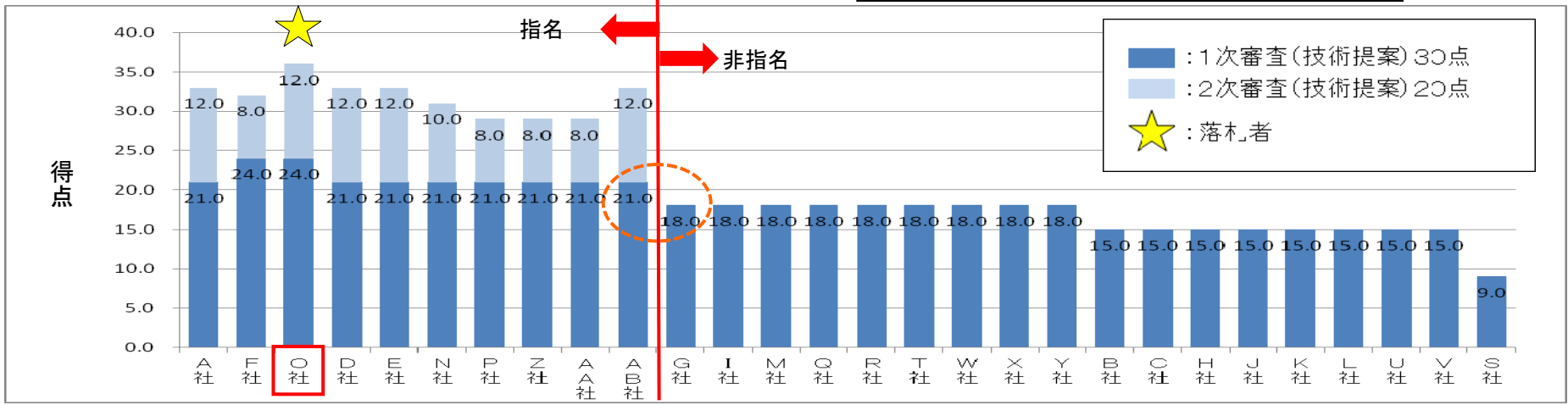
工事名	近畿自動車道紀勢線周参見改良工事	工種	一般土木	発注タイプ	WTO標準I型	公告日	H24年9月4日
-----	------------------	----	------	-------	---------	-----	----------



	提案を求める内容	配点
1次審査項目 (技術提案)	切土の安定性の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果	30点

	提案を求める内容	配点
2次審査項目 (技術提案) (ヒアリング)	鉄筋コンクリート函渠及び地盤改良(函渠部)の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果	20点
	ヒアリング(技術提案に対する理解度)	-

●評価結果

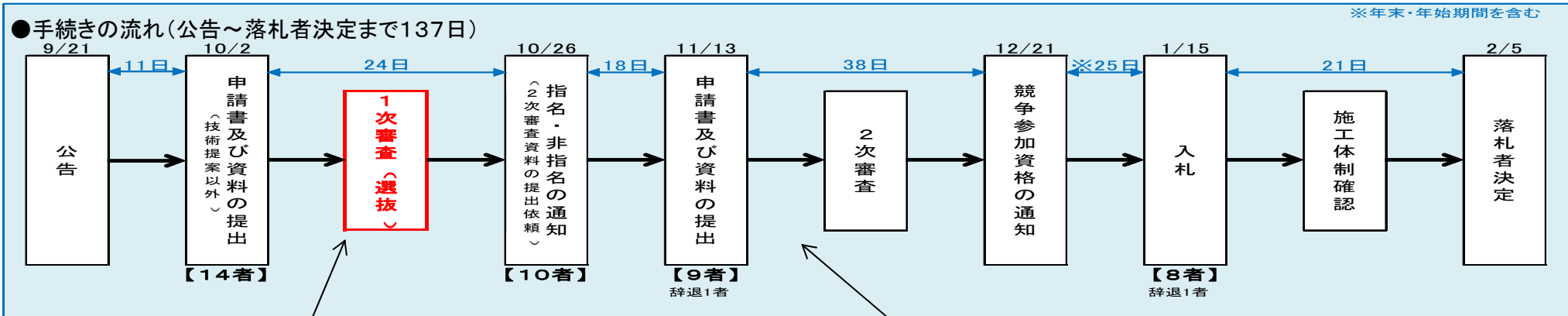


- ・申請者28者の内、1次審査で上位10者を選抜。(2位同点者含む)
- ・指名者と非指名者の得点差は3点。
- ・2次審査におけるヒアリングでは評価率が全社1.0(減点無し)であった。

IX. 段階選抜方式

2. 段階選抜方式の試行例③

工事名	紀北東道路中津川地区改良工事	工種	一般土木	発注タイプ	非WTO標準Ⅱ型	公告日	H24年9月21日
-----	----------------	----	------	-------	----------	-----	-----------



	提案を求める内容	配点
1次審査項目 (企業の施工能力等)	工事成績・表彰・配置予定技術者の能力、地域精通度、社会・地域貢献等	30点

	提案を求める内容	配点
2次審査項目 (技術提案) (ヒアリング)	鉄筋コンクリート函渠及び地盤改良の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果 ヒアリング (技術提案に対する理解度) (技術者の監理能力)	20点 -

●評価結果



- ・申請者14者の内、1次審査で上位10者を選抜。
- ・指名者と非指名者の得点差は1点。
- ・2次審査におけるヒアリングにおいて、A社配置予定技術者の工事実績経験に係る説明が無かった為、監理能力の評価率を0.5とした。

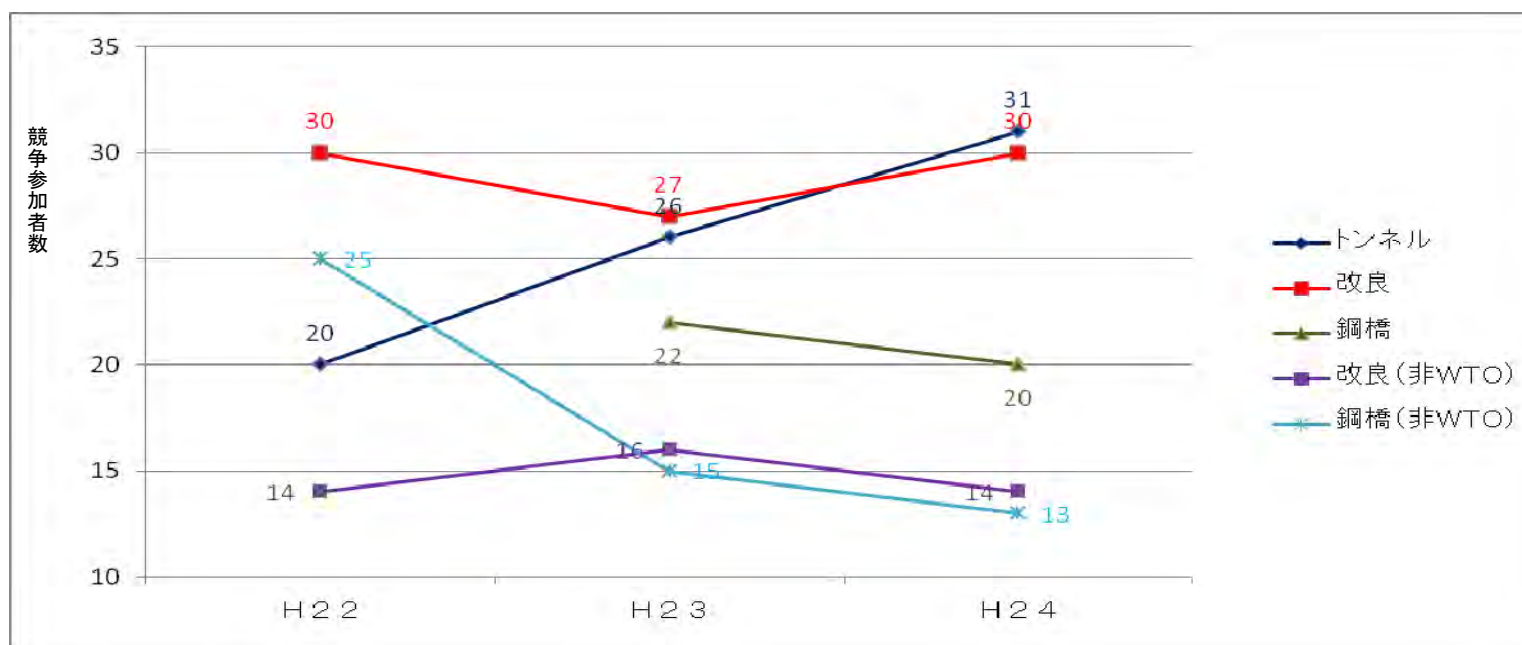
IX. 段階選抜方式

標準日数として手続き期間を比較。(施工体制確認期間は10日間として設定)



3. 段階選抜方式の試行(入札参加者数の比較及び試行結果)

各工種について、過去3年間の平均競争参加者数を比較。



◆試行結果について

- ・ **WTO(標準I型)工事**の場合、公告から落札決定まで、従来方式と比較して手続き期間が**約50日程度**長くなる。
- ・ **非WTO工事**の場合、公告から落札決定まで、従来方式と比較して手続き期間が**約30日程度**長くなる。
- ・ 指定テーマによっては、**加算点に差がつきにくい**為、**同点者により選抜者数が増える**傾向がある。
- ・ ヒアリングによる評価において、加算点が減点となった者は69者中、1者のみであった。
- ・ **ヒアリングによる評価**については、**殆ど差がつかない**為、2次審査においてヒアリングのみ実施する場合(WTO標準II型)、結果として1次審査時点の加算点で評価が決定する。
- ・ **鋼橋上部工事**及び**非WTO工事**については入札参加者数が比較的少い。

4. 段階選抜方式の試行結果を踏まえた考察と25年度実施方針

【非WTO工事】

＜1次審査:企業評価等(上位10者を選定)、2次審査:技術提案+ヒアリング＞

競争参加者が少ないうえ、手続き期間が30日程度長くなり、段階選抜方式を適用するメリットが小さいことから、今後は試行を行わない。

【WTO工事(標準型Ⅱ型)】

＜1次審査:技術提案(上位5者を選定)、2次審査:ヒアリング＞

指定テーマが1つであることから同点者が多く、技術提案の差もつきにくくなっている。

また、2次審査(ヒアリング)において評価に差がつきにくいこともあり、結果、技術提案評価の高い者に早い段階で絞り込むメリットが小さいことに加え、選抜されなかった競争参加者からの不満も大きくなることから、今後は試行を行わない。

【WTO工事(標準Ⅰ型)】

＜1次審査:技術提案(上位5者を選定)、2次審査:技術提案+ヒアリング＞

競争参加者数が20者以上見込まれる工事は絞り込みのメリットが大きい。

適用にあたっては、施工箇所等も検討のうえ、競争参加者が20者以上見込まれる工事(「トンネル」、「改良」)において、引き続き試行を行う。

試行にあたっては公告から落札決定まで、極力手続き期間の短縮を図るものとして、2次審査以降の審査期間を短縮するよう努める。

また、ヒアリングについては、H24年度と同様の方式にて引き続き実施する。



(4) 低入札対策



(4) 低入札対策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4~H20.3 S62モデル

【範囲】
 予定価格の2/3~85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4~H21.3 H20モデル

【範囲】
 予定価格の2/3~85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4~H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】
 予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

H23.4~H25.5 旧公契連(H23)モデル

【見直し後の範囲】
 予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

H25.5~ 新公契連(H25)モデル

【見直し後の範囲】
 予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
<u>一般管理費等 × 0.55</u>		

※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。



(4) 低入札対策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

一般管理費等に係る調査基準価格の算入率引上げ(参考)

○現在の一般管理費算入率30%を、企業を運営する上で不可欠な本社の従業員給与手当等を含めた55%まで引き上げる。

項目		一般管理費等 での 構成割合 (H23年度調査)
一般管理費	維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費、法定福利費	29%
	従業員給料手当、退職金	25%
	役員報酬、調査研究費、試験研究償却費、開発償却費、寄付金、広告宣伝費、交際費、雑費、福利厚生費	34%
付加利益		12%

現在の算入項目

算入率 30%

↓

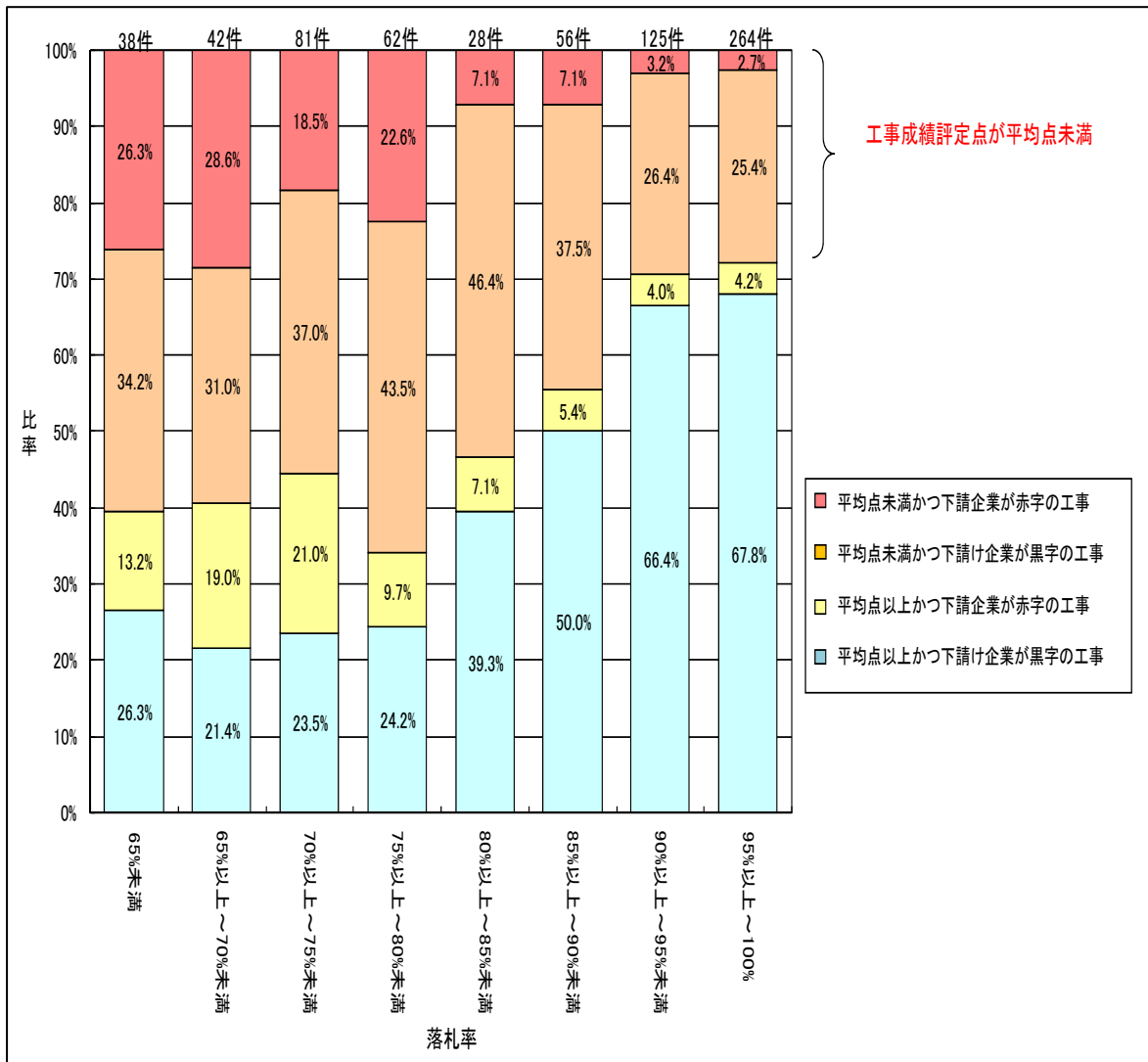
拡充する算入項目

算入率 55%



(4) 低入札対策

○ 落札率が低くなると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加傾向。



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日閣議決定) 《抜粋》

(2)適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止に関すること

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るものとする・・・

低入札価格調査制度は、・・・適宜、調査基準価格を見直すとともに、・・・一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。



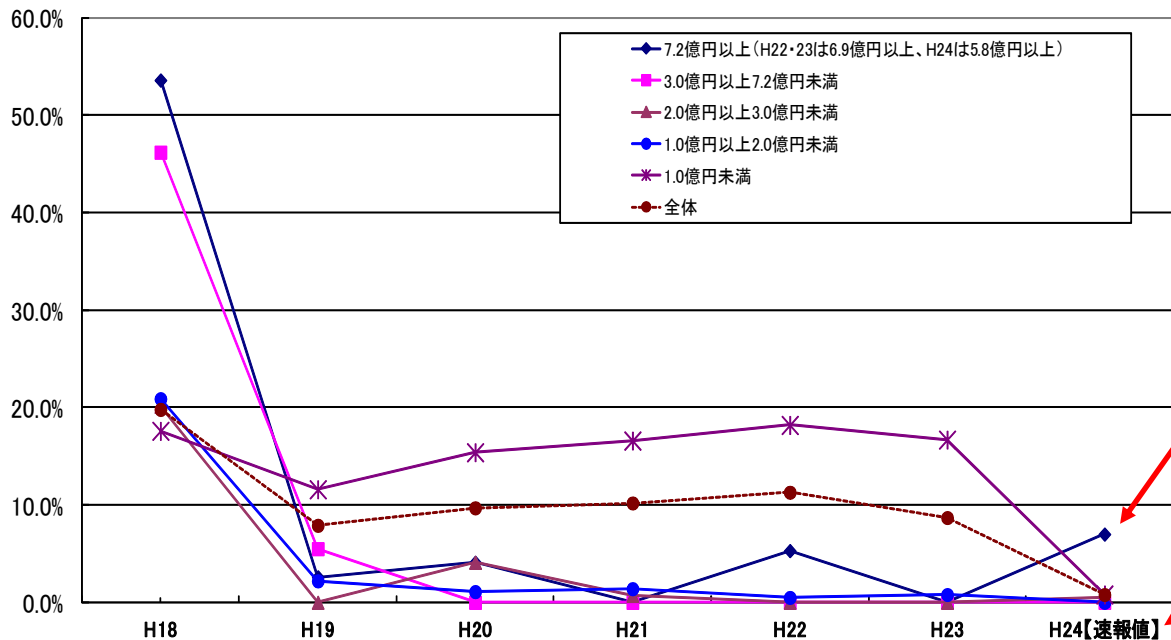
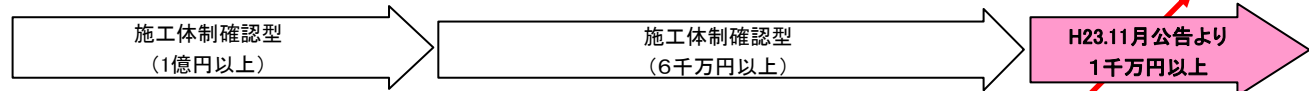
(4) 低入札対策

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

近畿地方整備局における発注件数に占める低入札の状況(H18年度～H24年度)

※ 港湾空港部を除く

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度								
	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数							
7.2億円以上 (H22・23は6.9億円以上、 H24・25は5.8億円以上)	15	53.6%	28	1	2.6%	39	3	4.1%	73	0	0.0%	30	1	5.3%	19	0	0.0%	38	4	7.0%	57
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46.2%	26	3	5.5%	55	0	0.0%	61	0	0.0%	41	0	0.0%	40	0	0.0%	38	0	0.0%	36
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20.1%	139	0	0.0%	155	7	4.1%	169	1	0.7%	141	0	0.0%	135	0	0.0%	183	1	0.5%	219
1.0億円以上 2.0億円未満	45	20.9%	215	5	2.2%	228	3	1.1%	282	4	1.4%	291	1	0.5%	205	2	0.8%	264	0	0.0%	267
1.0億円未満	157	17.6%	891	90	11.6%	774	116	15.4%	751	120	16.6%	721	114	18.2%	625	90	16.7%	538	4	0.8%	524
(0.6億円未満)										(114)	(21.6%)	(527)	(110)	(24.8%)	(444)	(88)	(23.7%)	(371)	(4)	(1.1%)	(360)
計	257	19.8%	1,299	99	7.9%	1,251	129	9.7%	1,336	125	10.2%	1,224	116	11.3%	1,024	92	8.7%	1,061	9	0.8%	1,103



全体件数の内、H23.11月より施工体制確認の対象となった、1千万以上6千万未満の工事は323件(全体の約29%)。1千万未満の工事37件(全体の約3%)を除き、概ね97%の工事が施工体制確認型となった。

5.8億円以上のWTO工事において、H24年度4件の低入札案件。
4件とも高度技術提案型(AⅢ型)の工事で、予定価格及び調査基準価格は技術評価点の最も高い者で算出するが、落札者は異なる者であった。

H24年度において、低入札案件は9件(速報値)。
※高度技術提案型以外の5件について、
一般土木D等級 1件 (入札参加者:3者)
通信設備 2件 (入札参加者:1者、3者)
暖冷房衛生設備A等級 1件 (入札参加者:6者)
維持修繕 1件 (入札参加者:6者)



(4) 低入札対策 府県の実施状況

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年4月時点
※※低入札対策の算定式は、平成25年5月末時点

府県市 町 各機関 名	入札不実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
福井県	5億円以上の工事で導入	予定価格2億円超	《独自モデル》 旧公営連(H23)モデルの内、直接工事費の算定式を「直接工事費×1.0」に変更 ※(H25.6.10より適用)新公営連(H25)モデルの内、直接工事費の算定式を「直接工事費×1.0」に変更	予定価格2億円以下	《独自モデル》 調査基準価格算定式と同じ	事後	事後	事後
滋賀県	・WTO案件を対象	総合評価方式を採用する工事 ただし、平成25年度は暫定措置として特別簡易型で実施する案件は対象から除く	新公営連(H25)モデル	総合評価方式を採用しない工事 (価格競争による工事および平成25年度は暫定措置として総合評価特別簡易型で実施する工事)	新公営連(H25)モデル	事後公表	非公表	非公表
京都府	今後締結	予定価格1億円以上	新公営連(H25)モデル	予定価格1億円未満	調査基準価格を参考に設定	事前公表 ※総合評価方式の一部で予定価格の事後公表を未行	事後	事後
大阪府	今後締結	土木一式 3.5億円以上 建築一式 6億円以上	旧公営連(H23)モデル ※新公営連(H25)モデル適用を検討中	低入札調査制度を適用しない案件	旧公営連(H23)モデル ※新公営連(H25)モデル適用を検討中	事後公表(試行) ※電子入札システムにより行う全ての建設工事	事後公表	事後公表
兵庫県	・WTO対象工事で導入	予定価格5億円以上の建設工事	旧公営連(H23)モデル ※新公営連(H25)モデル適用を検討中	予定価格5億円未満	旧公営連(H23)モデル ※新公営連(H25)モデル適用を検討中	事後	事後	事後
奈良県	予定価格7億円以上の建設工事に適用(平成22年4月1日～)	予定価格5千万円以上の建設工事 予定価格3千万円以上5千万円未満の土木一式工事及び建築一式工事	《独自モデル》H25.6.1～ 新公営連(H25)モデルの内、現場管理費の算定式を「現場管理費×0.85」に切り替え	低入札調査制度を適用しない案件	《独自モデル》H25.6.1～ 調査基準価格算定式と同じ	事前公表	事前公表	事前公表
和歌山県	・WTO対象工事で導入(H23.1～)	原則として 予定価格1億円以上	旧公営連(H23)モデル 【H25.6.13以降】 新公営連(H25)モデルに準拠 ※予定価格の7/10以上	予定価格1億円未満	(直接工事費×1.0+共通反費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05 【H25.6.13以降】 (直接工事費×1.0+共通反費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.05 ※予定価格の7/10以上	事後 【1億円未満事前】	事後	事後



(4) 低入札対策 政令市の実施状況

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年4月時点
※※低入札対策の算定式は、平成25年5月末時点

府県市 町 各機関 名	入札ポイント実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
京都市	4億円以上の工事で 試行	<u>予定価格2億円を超える 《19.4億円以上の工 事》</u>	旧公契重(H23)モデル ※今年度、新公契重 (H25)モデル改正予定	<u>予定価格2億円以下 《19.4億円未満》</u>	旧公契重(H23)モデル ※今年度、新公契重 (H25)モデル改正予定	事前公表 《19.4億円以上の工 事は事後公表》	事後公表	事後公表 《1億円未満の工事 は事前公表》
大阪市	検討中	予定価格9.4億円以 上	旧公契重(H21)モデル ※新公契重(H25)モデル の適用は、今後検討	予定価格9.4億円未 満	旧公契重(H21)モデル ※新公契重(H25)モデル の適用は、今後検討	事後公表	事後公表	事後公表
堺市	今後検討	6千万円以上	旧公契重(H23)モデル ※新公契重(H25)モデ ルの適用は、今後検討	予定価格250万円超 6千万円未満	旧公契重(H23)モデル ※新公契重(H25)モデ ルの適用は、今後検討	・事前(総合評価落札 方式)対象工事は事 後)	・事後	・事後
神戸市	導入の予定なし	・総合評価を適用する 案件 ・予定価格5億円以上	旧公契重(H23)モデル ※新公契重(H25)モデ ルの適用は、今後検討	予定価格5億円未満 (総合評価を適用する 案件以外)	旧公契重(H23)モデル ※新公契重(H25)モデ ルの適用は、今後検討	事前・事後併用	事後公表	事後公表



(4) 低入札対策

国機関①の実施状況

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年4月時点
※※低入札対策の算定式は、平成25年5月末時点

府県市町 各機関名	入札不実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
国土交通省 近畿運輸局	未定	予定価格1千万円以上	新公算式(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
国土交通省 大阪航空局	予定価格3.0億円以上の土木 工事及び建築工事、450万 SDR以上の専門工事。(施設 等の機能維持又は原状回復 のための維持工事を除く。)	予定価格1千万円以上	新公算式(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第五管区海上保 安本部	今後発注予定	予定価格1千万円以上	新公算式(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第八管区海上保 安本部	今後発注	予定価格1千万円以上	新公算式(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
農林水産省 近畿農政局	・2億円以上の工事で導入	予定価格1千万円以上	新公算式(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
林野庁 近畿中国森林管 理局	未定	予定価格1千万円以上	新公算式(H25)モデル	—	—	事後	事後	—
防衛省 近畿中部防衛局	・一式工事 予定価格5億円 以上 ・その他工事 予定価格3億円 以上	予定価格1千万円以上	新公算式(H25)モデル	—	—	事後	事後	—



(4) 低入札対策

国機関②の実施状況

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年4月時点
※※低入札対策の算定式は、平成25年5月末時点

府県市町 各機関名	入札方式実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
警察庁 近畿管区警察局	未定	予定価格1千万円以上	旧公契約車(H23)モデル ※新公契約車(H25)モデルの適用は、内閣府審議改正後、見直し	—	—	事後	非公表	—
財務省 近畿銀務局	未定	予定価格1千万円以上	新公契約車(H25)モデル	—	—	事後	事後	なし
財務省 大阪国税局	導入予定なし	予定価格1千万円超	新公契約車(H25)モデル ※6月1日公告文から	—	—	事後	事後	—
経済産業省 近畿経済産業局	・実績あり ・未定	・実績あり ・未定	—	・実績あり ・未定	—	・非公表	—	—
環境省 近畿地方環境事務所	・導入見通し無し	・予定価格1千万円超	新公契約車(H25)モデル	無し	—	事後	事後	無し
最高裁判所 大阪高等裁判所	導入済み	予定価格1千万円以上	旧公契約車(H23)モデル ※新公契約車(H25)モデルの適用は、本年度中(時期未定)に見直し予定	—	—	事後	事後	—



(4) 低入札対策

代表市町村①の実施状況

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年4月時点
※※低入札対策の算定式は、平成25年5月末時点

府県市町 各機関名	入札ポイント実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
福井市	導入予定なし	低入札調査制度は実施していない	—	予定価格30万円超	建築一式工事: 設計金額の87~89%間でコンピュータによるランダム設定 建築一式以外の工事: 設計金額の85~87%間でコンピュータによるランダム設定	事後公表	—	事後公表
池田町	実施予定無し	採用していない	採用していない	採用していない	採用していない	公表していない	採用していない	採用していない
近江八幡市	導入予定なし	導入予定なし	—	設計金額30万円以上	設計金額1,500万円未満は70% 上記金額以上のものは70%~90%の間で、中央公築連モデルを準用した計算式を用いて算出する	1,500万円未満 事前公表 1,500万円以上 事後公表	導入予定なし	1,500万円未満 事前公表 1,500万円以上 事後公表
愛荘町	今後検討	—	—	全件 (予定価格130万円以上の入札案件)	非公表	事後	—	非公表
向日市	導入予定なし	実施していない	実施していない	設計金額130万円以上	旧公築連(H23)モデルを基礎とした独自の算定式 ※新公築連(H25)モデルの適用は、今後検討	指名競争入札=事後公表 一般競争入札=事前公表する場合あり	—	指名競争入札=事後公表 一般競争入札=事前公表する場合あり
井手町	未定	設計金額5,000万円以上	予定価格の60%	工事		事前	事前	事後



(4) 低入札対策

代表市町村②の実施状況

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年4月時点
※※低入札対策の算定式は、平成25年5月末時点
予定価格等の公表

府県市町 各機関名	入札ガイド実施状況 (今後の導入見直し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
松原市	未導入 ※前回の一般競争入札で一部導入	導入実績及び 予定なし	=	工事	<ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事 (直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%)×1.05 ・建築一式工事 (直接工事費×92%+共通仮設費×87%+現場管理費×67%+一般管理費×30%)×1.05 ・その他工事 予定価格の85%×1.05 (※全ての消費税を掛ける前に千円未満を切り捨て) ※新公算値(H25)モデルの適用の予定はなしが、状況により検討	事前	導入なし	事後
千早赤阪村	=	=	=	建設工事一式	IE公算値(H23)モデル ※新公算値(H25)モデルの適用を検討中	事前	=	原則、事前(指名競争入札) 原則、事後(一般競争入札)
多可町	今後検討	予定価格1億円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05 ※新公算値(H25)モデルの適用予定なし	予定価格一億円未満 130万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05 ※新公算値(H25)モデルの適用予定なし	事後	事後	事後
御所市	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	事前	未設定	未設定
斑鳩町	未導入	すべての工事	IE公算値(H23)モデル ※6月1日より新公算値(H25)モデルを適用 ただし、その割合が10分の9を超える場合であっても、10分の9とし、10分の7に満たない場合であっても10分の7とする。	対象なし		事前	事前	事後
岩出市	導入予定なし	制度未導入	制度未導入	原則、全ての工事	非公表	事前	制度未導入	事後
上富田町	導入予定なし	実施してない	=	実施してない	=	事前	=	事前



(4) 低入札対策

関係機関①の実施状況

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年4月時点
※※低入札対策の算定式は、平成25年5月末時点

府県市町 各機関名	入札ポータル実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
西日本高速道路株式会社 関西支社	未導入(予定なし)	予定価格が250万円以上	調査基準価格(当社における低入札基準価格) =直接工事費×0.95 +共通戻戻費×0.9 +一般管理費×0.3 ※上限90%—下限75% ※新公築車(H25)モデルの適用を検討中	価格算定方式(1億円未満)の土木工事系工種 ※土木工事系工種: 土木・土木補修・舗装 PC橋上部工・鋼橋上部工・建築・電気・管・区画 線・のり面処理・防犯灯 ・遮音壁・橋脚・道路保全 土木・道路保全施設	【土木工事】 最低制限価格 =直接工事費+共通戻戻費 +現場管理費×0.25 【上記以外の土木工事系工種】 最低制限価格=直接工事費 +共通戻戻費 ※上限85%—下限75%	事後	事後	事後
本州四国連絡高速道路株式会社	現在、導入予定なし	予定価格1千万円以上	旧公築車(H23)モデル (今後、新公築車(H25)モデルを導入する予定)	未導入	—	事後	事後	—
阪神高速道路株式会社	・検討	・契約制限価格が1千万円超	・新公築車(H25)モデル (工種が「電気、電気通信及び機械器具設置」以外の工種)は25.5.16から適用 (直接工事費×0.95+共通戻戻費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.05 (工種が「電気、電気通信及び機械器具設置」に係る工種)は25.5.16から適用 (直接工事費【製品費を除く】×0.95+直接工事費【製品費】×0.85+共通戻戻費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.05	設定無し	—	事後	事後	設定無し
新関西国際空港株式会社	今後検討	3千万円以上で、競争に付する工事	調査基準額は、契約制限価格の10分の0.5~3分の0.2 契約制限価格の算出基礎額=(直接工事費+共通戻戻費+現場管理費相当額×0.2)×1.05	設定なし	設定なし	事後(随意契約の場合を除く。)	調査の有無のみ	設定なし
独立行政法人 京都国立博物館	今後検討	予定価格1千万円以上	新公築車(H25)モデル	未導入	—	事後	事後	事後



(4) 低入札対策

関係機関②の実施状況

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年4月時点
※※低入札対策の算定式は、平成25年5月末時点

府県市町 各機関名	入札不実施状況 (今後の導入見直し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
独立行政法人 国立文化財機構 奈良国立博物館	今後検討	予定価格1千万円以上	新公算型(H25)モデル	無し		事後	事後	無し
独立行政法人 京都国立近代美術館	今後検討	予定価格が1千万円超	予定価格算出の基礎となつた直接工事費から直接戻り工事費相当額を控除した額	予定価格が2億円超	文教施設等の基準を準拠する。	事後	事後 (総合評価落札方式でない場合は非公表)	事後 (総合評価落札方式でない場合は非公表)
独立行政法人 国立国際美術館	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	今後検討	予定価格1千万円以上	新公算型(H25)モデル	無し	無し	事後	事後	無し
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 鉄道建設本部 大阪支社	不明	予定価格が250万円超	新公算型(H25)モデル	無し	無し	事後	事後	無し
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 国鉄清算事業 西日本支社	なし	予定価格が250万円超	新公算型(H25)モデル	なし	なし	事後	事後	なし



(4) 低入札対策

関係機関③の実施状況

近畿ブロック発注者協議会
(第8回幹事会)

平成25年4月時点
※※低入札対策の算定式は、平成25年5月末時点

府県市町 各機関名	入札不実施状況 (今後の導入見直し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式 ※※	対象工事	算定式 ※※			
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	・無し ・今後検討	予定価格1千万円以上	新公算連(H25)モデル	なし	なし	事後	事後	なし
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	今後検討	予定価格1千万円以上	旧公算連(H23)モデル ※新公算連(H25)モデルの適用を調整中	なし	なし	事後	事後	—
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	今後検討	予定価格1千万円以上	旧公算連(H23)モデル ※新公算連(H25)モデルの適用を調整中	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	今後検討	予定価格1千万円以上	旧公算連(H23)モデル ※新公算連(H25)モデルの適用を調整中	なし	なし	事後	事後	なし
独立行政法人 水資源機構 関西支社	予定価格1億円以上 で本社契約となる工 事	予定価格1千万円以上	新公算連(H25)モデル	未導入	—	事後	事後	未導入
日本下水道事業団 近畿・中国 総合事務所	導入予定なし	予定価格1千万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・(土木): 直接工事費×0.95+共通反設費×0.9+現場 管理費×0.8+一般管理費×0.55 ・(建築): (直接工事費-現場管理費相当額)×0.95+共 通反設費×0.9+(現場管理費+現場管理費相 当額)×0.8+一般管理費×0.55 ※現場管理費相当額=直接工事費×0.1 ・(機械・電気): 機器費×0.9+直接工事費×0.95+共通反設 費×0.9+(現場管理費+掘削間接費+設備技 術費)×0.8+一般管理費等×0.55 	導入していない	—	原則事後	事後	—

参 考

国地契第3号
国官技第7号
国港総第6号
国港技第1号
国営管第12号
国営計第3号
国北予第2号
平成25年4月8日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長
企 画 部 長
営 繕 部 長
港 湾 空 港 部 長
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長
営 繕 部 長 あて

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「平成25年度公共工事設計労務単価について」(平成25年3月29日付け国土建第40号、国港技第126号)により「平成25年度公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)が決定され、労務単価が平成24年度公共工事設計労務単価(「平成24年度公共工事設計労務単価について」(平成24年3月26日付け国土建第172号、国港技第140号)において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。)に比して全職種単純平均で15.1

参 考

資料-3

パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一. 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書第55条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)別冊工事請負契約書第55条及び「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)別冊工事請負契約書第57条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

第二. 対象工事

平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

第三. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

第四. その他

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局及び北海道開発局において、業務の状況等を勘案し、適切に設定されたい。

参 考

国土入企第1号
平成25年4月8日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成25年3月29日付け国土入企第37号)1において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところでありますが、別添のとおり、国土交通省直轄工事においては運用に係る特例措置を講じることとなりましたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。また別添2のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨通知をお願いいたします。

参 考

別添2

国土入企第2号
平成25年4月8日

建設業団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

平成25年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについて

国土交通省においては、平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、平成24年度公共工事設計労務単価(旧労務単価)を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって平成25年度設計労務単価(新労務単価)に基づく請負代金額に変更できるよう、直轄工事については、別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添2のとおり適切な取扱いを要請したところである。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成25年3月29日付け国土入第38号)の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底方お願いする。

国技建第 7 号
平成 25 年 2 月 6 日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局 技術管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について

平成 24 年度補正予算の執行においては、「平成 24 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行に向けた入札・契約業務等の円滑な実施について」（平成 25 年 1 月 15 日付け国官総第 279 号、国官会第 2589 号、国地契第 69 号、国官技第 247 号、国営管第 386 号、国営計第 86 号、国北予第 45 号）（以下「大臣官房長通知」という。）及び「平成 24 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行に向けた入札・契約業務等の円滑な実施に関する具体的手続きについて」（平成 25 年 1 月 15 日付け国地契第 70 号、国官技第 248 号、国営管第 387 号、国営計第 87 号、国港総第 384 号、国港技第 95 号、国空予管第 449 号、国空安保第 499 号、国空交企第 518 号、国北予第 46 号）にて通知しているところであるが、早期の予算執行に万全を期するため、当分の間、積算方法等に係る下記の試行を進めることとするので、各地方整備局等においては、工事の発注量や資機材、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落や資機材の不足が懸念される地域では、必要と思われる試行項目を積極的に適用するよう管内所管部局を指導するなど、適切に運用されたい。

記

1. 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

(1) 趣旨

「施工箇所が点在する工事の積算方法について」（平成 24 年 2 月 14 日付国技建第 5 号）（以下、「室長通知」という。）により、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」こととしているところであるが、広域の市町村も存在している状況等を鑑みると、積算額と実際に要する費用との間になお乖離が生じる場合も考えられる。

また、平成 24 年度補正予算の執行にあたっては、大臣官房長通知において、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注を行うこととされている。このため、早期の予算執行に万全を期すため、室長通知に定める工事箇所の範囲を細分できることとする。

(2) 対象工事

平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事において、施工箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が 5 km 程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するもの。

(3) 工事箇所の設定方法

施工箇所が点在する工事については、原則として市町村単位で工事箇所を設定した上で、なお施工箇所が点在する工事箇所について、点在範囲が 5 km 程度を越えなくなる回数を限度に細分できることとする。

(4) 主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

<記載例>

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『○○地区』（施工箇所○○、○○）『△△地区』（施工箇所○○、施工箇所○○）、『□□地区』（施工箇所○○）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする

<記載例>

第◇条 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『○○地区（施工箇所○○、○○）、△△地区（施工箇所○○）、□□地区（施工箇所○○）（以下、対象地区という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出

した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

（3）本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

注『○○地区（施工箇所○○、○○）』『△△地区（施工箇所○○）』『□□地区（施工箇所○○）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

2. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

（1）趣旨

平成 24 年度補正予算の執行に伴う工事においては、一部の建設資材のひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。

このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

（2）対象工事

- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事
- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

（3）設計変更対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。なお、ここでいう「地域」及び「所在地」とは、各地方整備局にて通常の工事積算で使用している基準を使用することとする。

（4）主な手続き

- ① （2）の工事においては、特記仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

<記載例>

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	C-40	○○地区
土砂		○○地区
仮設材（鋼矢板）	IV型	○○市

- ② 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとする。
- ③ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

（1）趣旨

平成 24 年度補正予算の執行に伴う工事においては、今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当てなど地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

(2) 対象工事の範囲

- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事
- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

(3) 設計変更の対象項目

「土木請負工事の共通仮設費算定基準（昭和 55 年 2 月 22 日付建設省官技発第 89 号、最終改正：平成 20 年 3 月 24 日付国官技第 314 号）」における下記 1）～ 3）の項目及び「土木請負工事工事費積算基準（昭和 42 年 7 月 20 日付建設省官技発第 35 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付国官技第 343 号）」における下記 4）～ 5）の項目とする（以下「実績変更対象費」という）。

- 1) 9 (1) ニ 労働者の輸送に要する費用
- 2) 9 (1) ホ 上記イ、ロに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『宿泊費』
- 3) 9 (1) ホ 上記イ、ロに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『借上費』
- 4) 3 (2) イ (イ) 労務管理費（あ）募集及び解散に要する費用
- 5) 3 (2) イ (イ) 労務管理費（え）賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(4) 主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載することにより、周知するものとする。

<記載例>

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、
通勤等に要する費用

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。

<記載例>

第 1 条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第 2 条 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

第 3 条 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式 1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

第 4 条 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式 2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第 5 条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第 6 条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第7条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- ③ 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。
(既契約の工事に追加する場合は、速やかに、②の特記仕様書記載例の内容について、指示を行うとともに、指示後10日以内に工事費構成書にて当初の共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。)
- ④ 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、③により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
(既契約の工事に追加する場合は、③により実績変更対象費の割合の提示を受けた後、速やかに実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。)
- ⑤ 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- ⑥ 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- ⑦ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- ⑧ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. その他

東日本大震災被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県においては、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年2月29日付け国技建第6号)及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成24年6月27日付け国技建第3号)を通知しているところであり、本通知と合わせて、必要な試行項目を積極的に活用された

以上

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

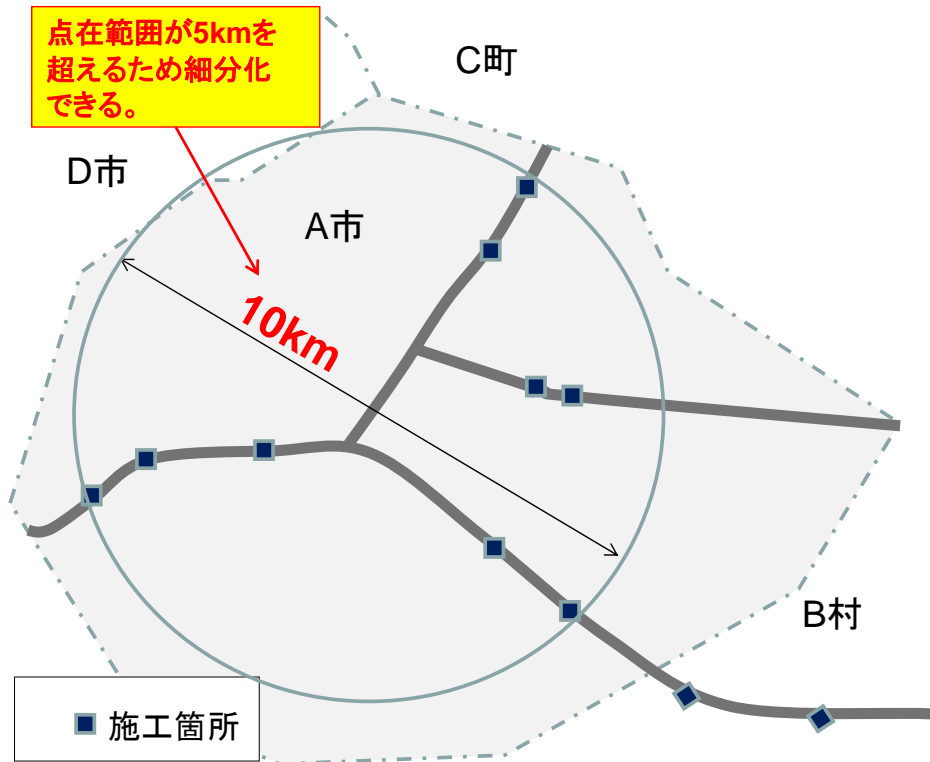
様式 2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

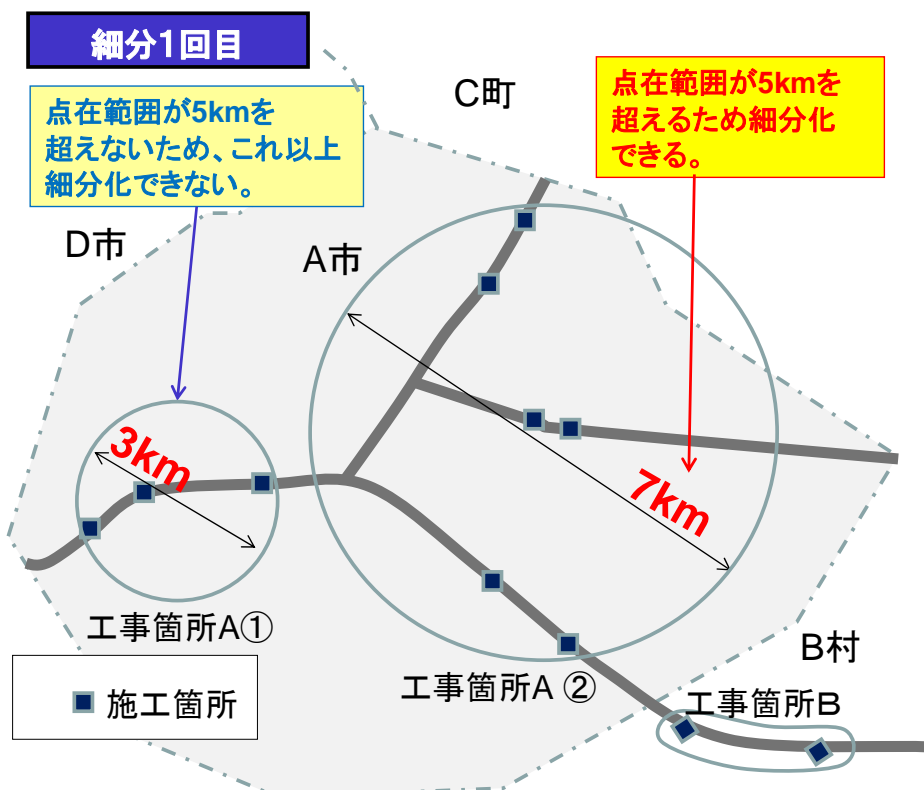
施工箇所が点在する工事の間接費の積算の要件緩和

施工箇所が点在する工事において、間接費をそれぞれ計上できる「工事箇所」の範囲を、市町村単位から、直径5km程度以内の範囲へと要件を緩和。



施工箇所が点在する工事の間接費の積算の要件緩和

施工箇所が点在する工事において、間接費をそれぞれ計上できる「工事箇所」の範囲を、市町村単位から、直径5km程度以内の範囲へと要件を緩和。



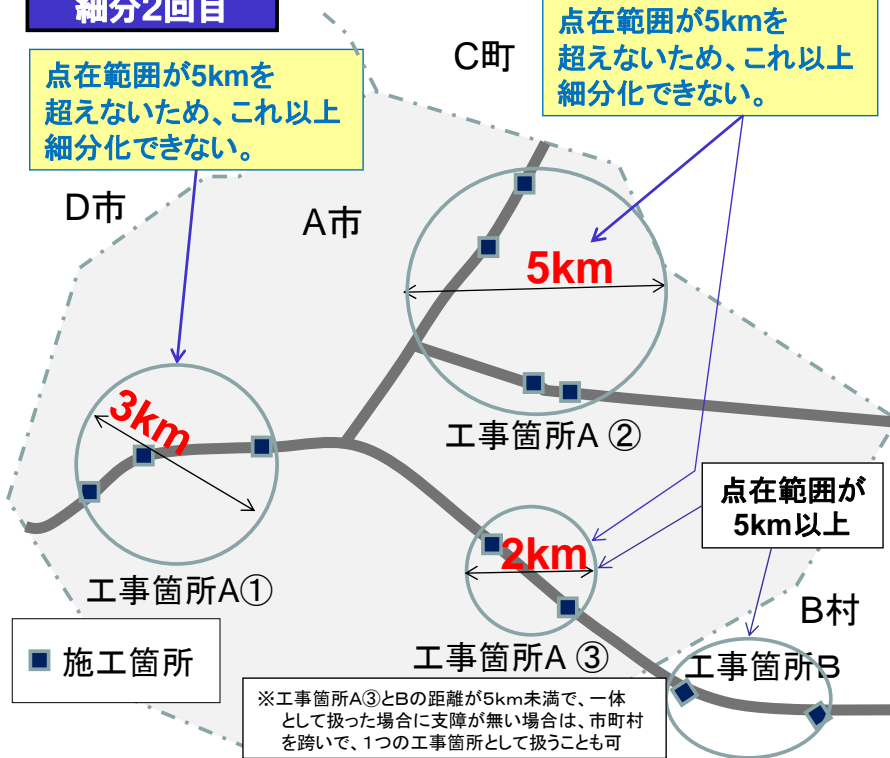
施工箇所が点在する工事の間接費の積算の要件緩和

施工箇所が点在する工事において、間接費をそれぞれ計上できる「工事箇所」の範囲を、市町村単位から、直径5km程度以内の範囲へと要件を緩和。

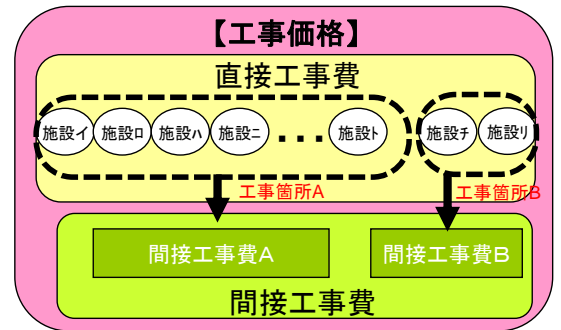
細分2回目

点在範囲が5kmを超えないため、これ以上細分化できない。

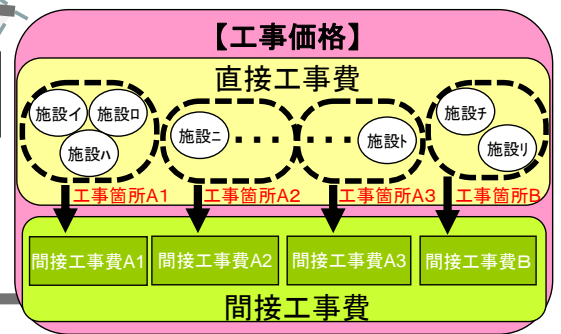
点在範囲が5kmを超えないため、これ以上細分化できない。



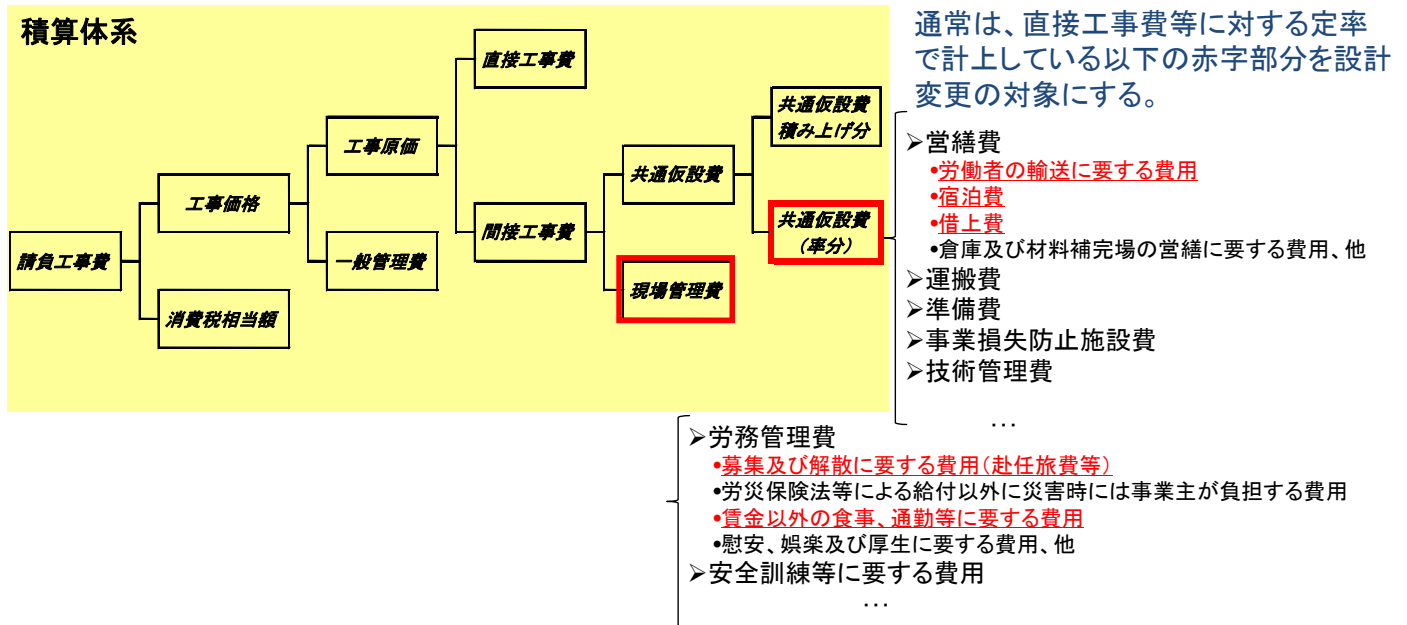
通常



H24補正予算

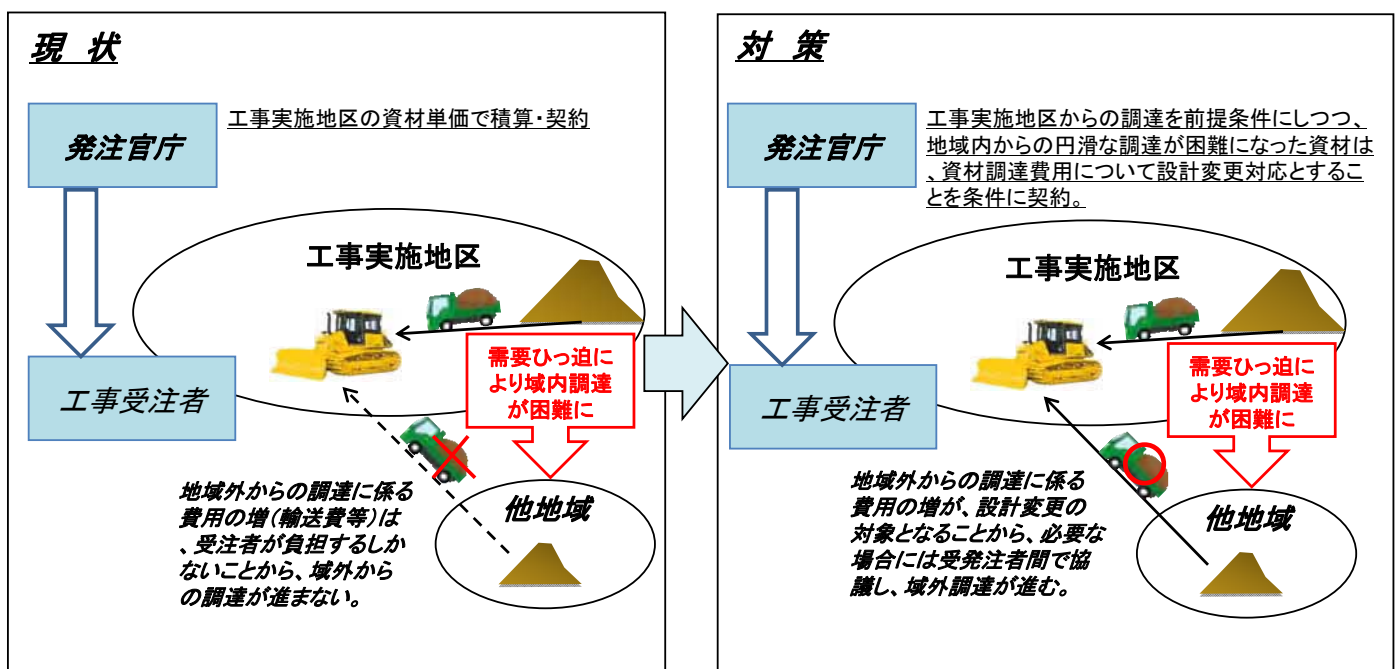


- 補正予算の執行を迅速に進めるため、急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分を、設計変更で対応できるようにする。
- 特記仕様書等に明示して契約条件とすることによって、入札不調や不落を抑制。



建設資材の遠隔地からの調達変更に伴う変更手続きについて

- 急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- 工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。



事 務 連 絡
平 成 2 5 年 2 月 6 日

各地方整備局 企画部
技術管理課長
技術調査課長
北海道開発局 事業振興部
技術管理課長補佐
沖縄総合事務局 開発建設部
技術管理課長 } 殿

大臣官房技術調査課
事業評価・保全企画官 瀬崎 智之

平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について

標記について、平成25年2月6日付け国技建第7号により大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長から各地方整備局技術調整管理官等あて通知されているところであるが、貴管内都道府県政令市へ、貴職から参考に通知願いたい。

また、通知した建設資材や労働者の不足への対策については、貴管内都道府県及び政令市等とも連携して、実施されたい。

4. その他

建設コンサルタント業務等における品質確保の取り組みについて

平成25年7月18日
近畿地方整備局

平成25年3月25日
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成24年度 第2回)資料抜粋

【背景とこれまでの取り組みの方向性】

設計業務は設計・施工・管理の上流部分に位置し、公共工事の品質の確保を図る上で非常に重要な位置を占めている。

しかしながら、近年、設計ミスが発生などの設計業務の品質低下が指摘されているところであり、設計業務について、新たな品質確保の対策を検討してきたところである。

これまでの検討の結果をふまえた、取り組みの方向性は以下の通りである。

- 品質確保に関わる責任が曖昧なことが、業務品質の低下の一要因と考えられることから、受発注者の責任を明確にし、それぞれが、それぞれの役割を十分に果たす取り組みを充実させる
- 加えて、発注者は、受注者が責務を果たすための意識の向上、環境の整備を実施
- これらの取り組みによる設計業務の品質の確保状況を継続的に把握し、必要に応じ、更なる対応策を今後検討

発注者の役割・責任と品質確保のための具体的取り組み

		取り組み項目	対策概要(目的・効果)
業務発注	発注者の役割	①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化 (H23～ 原則、全ての業務)※年間を通して行う業務は除く	・早期発注および適正な履行期間による業務発注に努める。 ⇒履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足によるミス発生を回避。 【履行期限目標】12月まで:25%以上、1～2月:25%以上、3月:50%以下
	契約責任上の	②条件明示の徹底 [条件明示チェックシート(案)の活用] (H24～ 一部の詳細設計業務について試行 H25～ 適用工種を拡大して実施)	・ 設計業務における発注者の条件明示の徹底 詳細設計業務発注時に、業務履行に必要な設計条件(基本条件や協議の進捗状況、貸与資料等)を発注者が確認し、適切な時期に受注者に明示。 ⇒業務履行における発注者の責任の確実な履行。
業務履行	受発注者双方の責任の履行促進のための業務環境の整備	③合同現地踏査の実施 (H23～ 全ての詳細設計業務)	・業務着手段階において、受発注者で合同現地踏査を実施。 ⇒設計条件・施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化・共有を図る。
		④業務スケジュール管理表の活用 (H23～ 全ての詳細設計業務)	・受発注者で合意した業務スケジュール管理表を活用。 ⇒発注者の判断・指示が必要な事項について、受発注者で協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を定め、明記。 ⇒適切な履行期限の延期(繰越を含む)および、委託料の変更の必要性に関する資料として活用。
		⑤ワンデーレスポンスの実施 (H23～ 全ての詳細設計業務)	・受注者により設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知。 ⇒円滑な業務の進捗を図る。
		⑥受注者による確実な照査の実施	・業務スケジュール管理表に照査の実施時期・必要期間を明記することにより、 適正な照査期間を確保。 ⇒照査期間に配慮した工程管理。 ・ 照査技術者自身による照査報告 ⇒受注者の照査に対する意識の向上。成績評定への反映。 ・ 入札段階における予定照査技術者の評価 ⇒優れた照査技術者を配置する企業を評価。
検査	会計法・品確法上の発注者の責任	⑦発注者の行う検査範囲の明確化 「検査技術基準」および「技術検査基準」の策定 (H24～ 設計業務について試行 H25～ 調査設計、測量、地質、発注者支援業務等のすべての業務で運用)	・ 発注者の行う検査範囲の明確化による受発注者の責任分担の明確化 会計法に基づく給付の完了の確認のための検査と、品確法に基づく履行の過程及び成果を評価するための技術検査を明確に区分。 ⇒給付の確認のための検査範囲を超えるものは、受注者の責任により品質確保を図ることを明確化。
		適切な成績評価の実施 (検討中)	・ よりの確な成績評価の実施のための検討 ⇒企業および技術者の適正な選定および指導育成を図る。

受発注者の円滑化の取り組み

①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化

1. 目的

・適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注(早期発注)に努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。

→履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足により発生する不具合を回避する。

2. 実施内容

・履行期限の設定については、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が以下の数値になることを目標とする。

4月～12月	25%以上	(4月～12月の合計)
1月～2月	25%以上	(1月～2月の合計)
3月	50%以下	

なお、業務履行過程における契約内容の変更などにより、やむを得ず履行期間の延長などが発生することを踏まえ、最終的な履行期限が目標値に達成するよう、当初目標の引き上げや適切な業務管理を図る。

3. 対象

・全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

4. 平成23年度実施状況(速報値)

	H22実績	H23実績	H24実績【速報値】
4月～12月	9.2%	14.3%	15.0%
1月～2月	16.0%	21.7%	21.3%
3月	74.7%	63.9%	63.7%

H22年度にくらべ、H23年度は大幅に改善。
H24年度は、ほぼ横ばい。
H25年度も、引き続き取組の推進を図っていく。

②条件明示の徹底(条件明示チェックシート(案)の試行)

1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

2. 実施内容

- 詳細設計業務発注時において、発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)

- 一部の詳細設計業務を対象に、**平成24年度に試行、平成25年度より適用工種を拡大。**

⇒ **適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行**

3. 体制

- 確実な条件明示のための体制として、**「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催※**し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

③ 合同現地踏査(コミュニケーション円滑化の取組1)

1. 目的

- ・受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針等の明確化・共有を図る。
- 設計方針等を関係者で共有し、設計成果に適切に反映させることにより設計成果の品質向上を図る。

2. 実施内容

■概要

設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

[事例]

設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、
進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

■実施体制

受注者 (管理技術者)

発注者 (主任調査員または調査職員、工事監督者または主任監督員と見込まれる者)

■留意点

- ・業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- ・受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- ・実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

3. 対象

- ・重要構造物に関する詳細設計業務について、原則実施する。その他の設計業務についても、受発注者合同の現地踏査が有効な業務については、積極的に実施する。なお、受発注者協議により、複数回実施することも可能とする。

④ 業務スケジュール管理表(コミュニケーション円滑化の取組2)

1. 目的

・業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で協議し、その役割分担や着手日、回答期限等を明確にした「業務スケジュール管理表」を作成し、円滑な業務の実施を図る。

→受発注者の役割分担を明確にし、懸案事項および業務スケジュールを受発注者で共有し、円滑な業務の実施を図る。

2. 実施内容

■概要

・業務の着手段階及び打合せ実施時において、業務実施中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について受発注者で協議し、役割分担、着手日及び回答期限を業務スケジュール管理表に明記し、適切に業務のスケジュール管理を図る。

■留意点

・業務スケジュール管理票の作成及び管理は受注者が行うことを原則とするが、作成負担軽減を図るため、業務内容に応じて「様式の簡素化や自由度の向上」を図る。

→過度に複雑化せずに受発注者双方が利用しやすい様式とする。

・やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、適切な履行期間の確保を図る。

・必要に応じ、繰越処理を行う場合は、その必要性に関する資料として、業務スケジュール管理表を活用すること。

3. 対象

・全ての詳細設計業務において、原則実施する。ただし、懸案事項等が少なく、通常の工程表による管理のみで円滑に業務を進めることが出来る場合は対象外とする。

⑤ワンデーレスポンス(コミュニケーション円滑化の取組3)

1. 目的

・受注者により設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の進捗を図る。

2. 実施内容

■概要

・業務履行中に受注者より設計条件等に関する質問・協議があった場合には、その日のうちに回答することを原則とする
が、回答に検討期間を要する場合は、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、発注者は適切な時期に回答期限を設定し、確実な回答を行う。

■留意点

・回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。
・回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の確実性を重視する。

3. 対象

・全ての詳細設計業務において、原則実施する。

⑥-1 照査の確実な実施

1. 目的

・詳細設計照査要領の実施の義務付け、必要な照査期間の確保、照査技術者自身による照査報告の実施により、受注者による確実な照査を実施するための環境を整備する。

2. 実施内容

①「詳細設計照査要領」の義務付け（H7～ 詳細設計業務 8工種）

基本事項の照査については、「詳細設計照査要領」に基づき実施することを特記仕様書で義務付けることにより、基本的事項の照査内容の統一を図り、成果品の品質確保を図る。

②照査期間の確保（H23.12～）

業務着手段階において、照査の実施時期、必要な期間について、受発注者で協議の上、その着手日及び期限を定め、業務管理スケジュール表等に明示することにより、照査期間を配慮した工程管理を行う。

③照査技術者自身による照査報告（H23.12～）

業務の成果品納入時において、成果品のうち照査報告書については、照査技術者自身による報告を原則とすることにより、受注者の照査に対する意識の向上を図る。また、成果品の納入時以外においても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

3. 対象

① 詳細設計業務 8工種

②・③ 全ての詳細設計業務において、原則実施する。

⑥-2 照査の確実な実施（単純ミスの防止）

平成25年度試行を検討中

1. 目的

照査体制を強化し、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス（単純ミス）を減らす。

2. 実施内容

詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書（以下、設計図面等）に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法（※1）で行うこととする。また、成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示（※2）する。

※1: 照査については、受注者の責任において実施すべきものであるため、ここでいう「照査結果の根拠資料を示すことができる照査方法」は、受注者の任意の方法とし、発注者は指定しない。ただし、照査方法の具体例として、下記の「赤黄チェック」を参考として挙げる。

赤黄チェック: 設計図と設計計算書、設計図と数量計算書、相互の整合について、設計図、設計計算書、数量計算書に赤書きで確認チェックマークを入れ、修正箇所は黄色で消し赤書により訂正（建設コンサルタント協会の「品質向上に係る品質向上推進ガイドライン（GL）」の施策）。設計図不具合の主要因である単純ミス（図面作成ミス データ入力時の不注意・確認不足）を減らすために有効。

※2: 照査の根拠となる資料は、提示のみとし、成果品として納める必要はない（提出用に体裁を整える必要はない）が、照査報告書および打合せ記録簿に、照査の根拠となる資料の提示の有無を記載するものとする。

3. 特記仕様書記載例（イメージ）

第〇条 成果品の照査

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法も含むものとする。確認・修正結果は成果品として提出の必要はないが、成果品納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

4. 対象

・詳細設計業務において、平成25年度に試行を検討中。

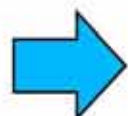
～ 低入札対策の検討について ～

1. これまでの主な取り組み

- H16.11 低入札価格調査(試行)
- H19.10 低入札価格調査
- H20.12 第三者による成果品照査の義務付け(一部地整)
外業における現地履行確認体制の強化(一部地整)
書類提出の強化(一部地整)
- H21.10 手持ち業務量の制限等の試行
- H22.3 調査基準価格の改定
- H22.6 履行確実性評価の実施(2,000万円を超える業務)
- H23.4 履行確実性評価の対象拡大(1,000万円を超える業務)

2. 各地整等での独自の取り組み例

- 表彰制度の制限(低入札業務は表彰対象外とする。)
 - 増員担当技術者の配置(低入札業務は担当技術者の追加配置。)
 - 打合せの厳格化(低入札業務は管理技術者の打合せを義務付け。)
 - 品質確保基準価格等の設定
- など



各地整等での独自の取り組みを参考に新たな低入札対策を検討

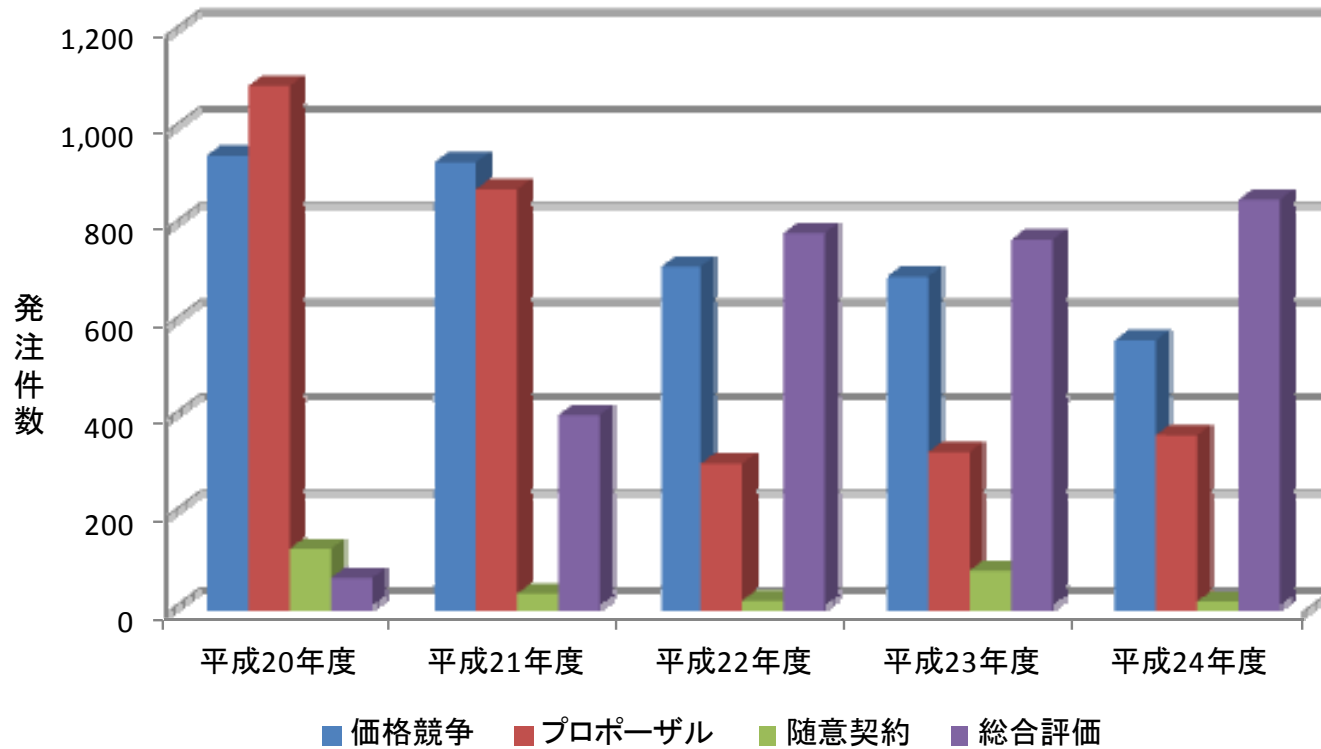
低入札に関わる取り組み【全国的な取り組み】

項目	通達時期	対象	内容
低入札価格調査	H16.6.10 H19.10.5(運用について)	予定価格が1,000万円を超える業務	入札額が調査基準価格に満たない場合に予決令86条に基づく調査を実施。
テクリスにおける低入札情報の入力	H21.8.5	予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務等	調査基準価格を下回る金額で落札した場合には、TECRIS実績登録における業務名称の先頭に「【低】」を追記した上でTECRIS登録を行う
手持ち業務量の制限の試行	H21.10.2	予定価格が1,000万円を超える業務であって、競争入札方式およびプロポーザル方式に基づく手続きにより調達されるもの	指定日時点での予定管理技術者等の手持ち業務の中に、国交省所管の業務で低入札業務がある場合は、当該入札等において手持ち業務量の制限を当初の設定の半数程度に設定
履行確実性の評価	H22.4.27 H22.5.31(評価方法案) H22.6.7(運用について) H23.3.29(運用の改正)	総合評価落札方式により行われる業務であって、予定価格が1,000万円を超えるもの	技術提案の評価項目に「履行確実性」を新たに加える。低入札者に対しては追加で資料提出を求める。



調達方式別発注件数の推移(近畿地方整備局)

◇発注件数の推移(港湾空港部は除く)



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
価格競争	937	923	708	687	555
プロポーザル	1,081	867	295	319	354
随意契約	119	26	12	74	10
総合評価	59	396	777	763	846
合計	2,196	2,212	1,792	1,843	1,765

(平成25年3月31日時点)



低入札の状況(近畿地方整備局)

(港湾空港部を除く)

建設コンサルタント業務等における入札状況(総合評価落札方式を含む) 【予定価格が1,000万円超】

業種区分	H21年度			H22年度			H23年度			H24年度		
	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率
測量	92	22	23.9%	68	21	30.9%	44	17	38.6%	56	12	21.4%
土木関係建設コ ンサルタント	554	154	27.8%	741	138	18.6%	744	113	15.2%	699	37	5.3%
建築関係建設コ ンサルタント	3	0	0.0%	4	3	75.0%	9	3	33.3%	3	2	66.7%
地質調査	65	38	58.5%	54	20	37.0%	52	35	67.3%	78	20	25.6%
補償関係コンサ ルタント	85	23	27.1%	53	22	41.5%	53	13	24.5%	47	13	27.7%
計又は平均	799	237	29.7%	920	204	22.2%	902	181	20.1%	883	84	9.5%

※価格競争のうち予定価格が1000万円を超える業務(港湾空港部を除く)

※H25.3.31現在

○土木コンにおいては、低入札の発生率が低下傾向にある。これは、総合評価落札方式において履行確実性評価を適用した効果大きい。

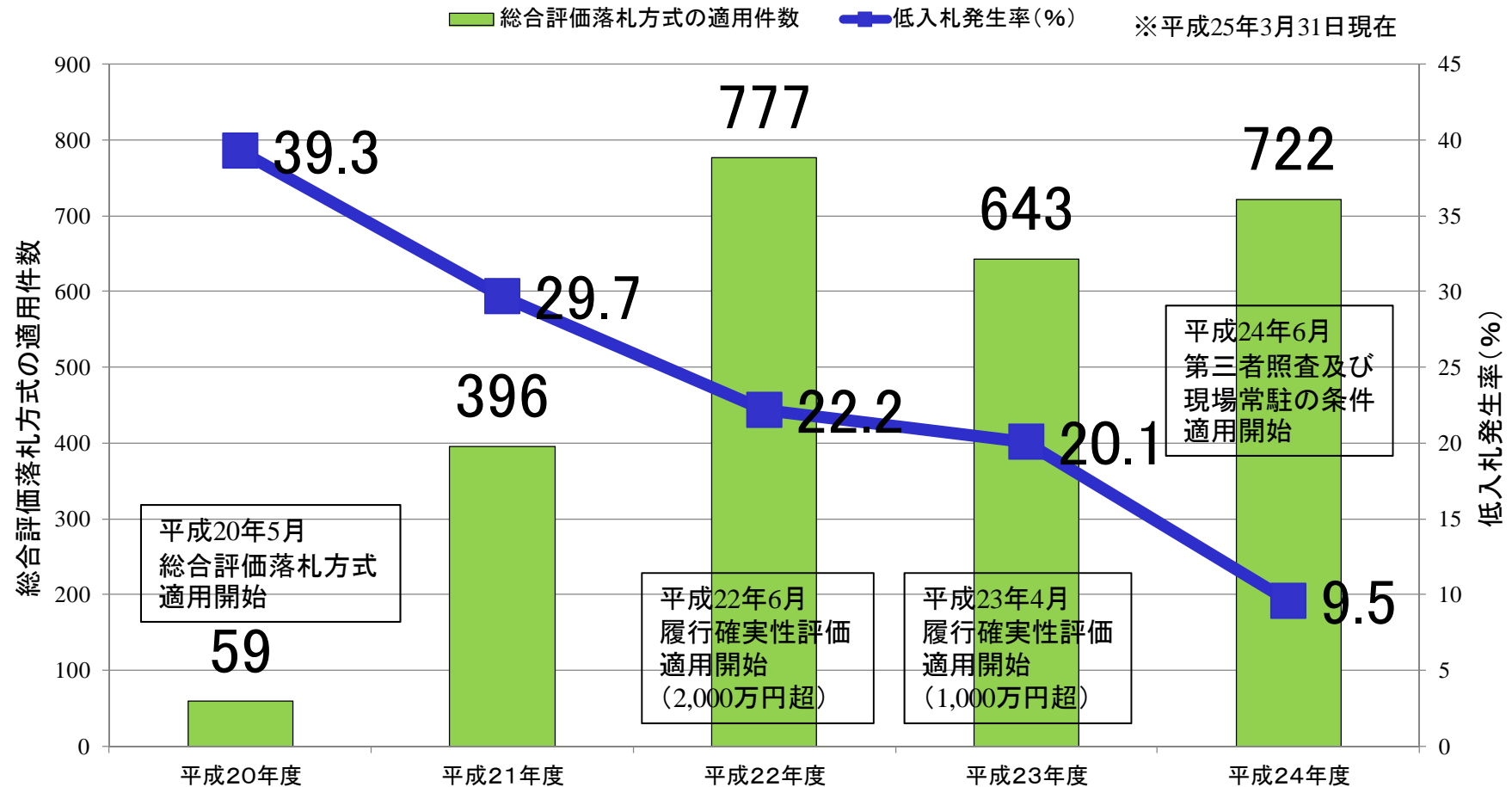


低入札の発生状況

(港湾空港部を除く)

予定価格が1000万円を超える業務における低入札発生率の推移 (総合評価落札方式+価格競争)

(土木コン+測量+地質+建築コン+補償コン)



○コンサルタント業務全体としては、低入札の発生率は低下傾向にある。



低入札等の状況(総合評価落札方式を除く)(近畿地方整備局)

平成24年度 建設コンサルタント業務等における入札状況(総合評価落札方式を含まない)

業種区分	1,000万円超			1,000万円以下			合計		
	対象発注件数	低入札件数	発生率	対象発注件数	低入札件数	発生率	対象発注件数	低入札件数	発生率
測量	31	12	38.7%	91	46	50.5%	122	58	47.5%
土木関係建設コンサルタント	76	34	44.7%	154	79	51.3%	230	113	49.1%
建築関係建設コンサルタント	2	2	100.0%	44	23	52.3%	46	25	54.3%
地質調査	34	20	58.8%	35	27	77.1%	69	47	68.1%
補償関係コンサルタント	15	13	86.7%	74	50	67.6%	89	63	70.8%
計又は平均	158	81	51.3%	398	225	56.5%	556	306	55.0%

○総合評価落札方式を除くと、低入札の発生率は非常に高い。

【1,000万円以下の場合の低入札相当の考え方】
土木コン:品質確保基準価格の比率75%未満
測量:品質確保基準価格の比率78%未満
地質:品質確保基準価格の比率82%未満
建築コン:平均的な調査基準価格の比率77%未満
補償コン:品質確保基準価格の比率79%未満

【全国】低入札の発生状況の推移

速報値

	総合評価落札方式	価格競争入札方式	
予定価格	<p>H24.4~24.9</p> <p>発注件数: 3,316件 (3,157件)</p> <p>低入件数: 28件 (7件)</p> <p>低入発生率: 0.8% (0.2%)</p> <p>履行確実性評価対象</p>	<p>H24.4~24.9</p> <p>発注件数: 1,566件 (869件)</p> <p>低入件数: 567件 (181件)</p> <p>低入発生率: 36.2% (20.8%)</p> <p>履行確実性評価対象外</p>	調査基準価格の設定あり
1,000万円	<p>H24.4~24.9</p> <p>発注件数: 363件 (276件)</p> <p>低入件数: 148件 (93件)</p> <p>低入発生率: 40.8% (33.7%)</p> <p>履行確実性評価対象外</p>	<p>H24.4~24.9</p> <p>発注件数: 1,250件 (775件)</p> <p>低入件数: 482件 (232件)</p> <p>低入発生率: 38.6% (29.9%)</p> <p>履行確実性評価対象外</p>	<p>調査基準価格の設定がないため、便宜上 予定価格の75%を下回るものを低入札件数としてカウント</p>
500万円			

※対象は北海道開発局及び8地方整備局の業務(沖縄を除く)
 ※H23年度の3業種(土木コンサルタント、測量、地質)、発注者支援を除く
 ※500万円~1000万円以下の業務は落札率75%未満を低入札業務とする
 ※()内の数値は、H24年4月~H24年9月までの集計(速報値)であり、変動があり得る

履行確実性評価の実施の効果により、予定価格1000万円を超える業務についての低入札はほとんど発生していない。

平成24年6月8日
(平成24年度 第1回)
調査・設計等分野における
品質確保に関する懇談会
資料4 P9

【北陸、中部、近畿、中国地方整備局】品質確保基準価格等の取り組み

調査基準価格について

- 予算決算及び会計令(予決令)第85条、第86条にて規定(対象は予定価格1000万円以上)
 - ・「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準となる価格
 - ・この価格を下回った場合には調査を実施し、履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合には、失格となる。
 - ・業務の委託に係る契約については、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内の割合を予定価格に乗じて設定する。

品質確保基準価格等について

- 予定価格が1000万円を下回る競争入札の案件を対象に、品質確保対策として試行を実施している。
- 調査基準価格の算定方法と同様の基準となる価格を「品質確保基準価格」として設定し、これを下回る入札があった場合は、入札を留保して**低入札価格調査等**を実施。

取り組み事例(近畿地整ほか)

【対象範囲】

- ・総合評価落札方式及び価格競争入札
- ・5百万円以上10百万円未満の業務

【対象者への対応】

- 基本的には、低入札価格調査制度に準じている。
- 例) 管理技術者の手持ち業務量の制限
業務成績70点未満は実績として認めない等

【近畿地方整備局】品質確保基準価格等の試行

平成24年度より実施

試行概要

業務の品質確保対策として、平成24年6月以降公示する業務から、以下の対策を実施

- ・予定価格が500万円を超える業務発注において、現在1000万円を超える業務に適用している「調査基準価格」に相当する「品質確保基準価格」を導入
- ・上記により低価格受注と判断された場合には、1000万円を超える業務と同等の措置を義務づけ

品質確保基準価格の対象範囲

【入札方式】

- ① 総合評価落札方式
- ② 価格競争

※一般競争は除く

【予定価格】

5百万円 < 予定価 ≤ 10百万円

【参考】同等の措置について

品質確保基準価格と併用する対策は以下のとおり。

- ① 調査業務(測量等)について、管理技術者の現場常駐を義務付け【新たに導入】
- ② 調査業務以外について、第三者照査の実施を義務付け【従来の取り組みを拡大、条件付けの一部変更】
- ③ 上記①②を履行できなかった場合、業務成績を5点減点

※上記の措置についてもH24.6より試行開始

～平成25年度の実施計画(案)について～

(1)業務の発注方式のレビュー

○業務の総合評価落札方式の再点検の実施

業務の総合評価は、平成21年度から本格導入がなされ、平成24年度では総合評価の本格導入から4年目となり、全契約件数の約4割強となった。現在の総合評価落札方式ほか契約方式全般の妥当性の分析整理を継続する。

【24年度の調査で確認したこと】

- 総合評価では調査基準価格の直上に入札が集中しており、技術評価点が高得点であっても「安値受注」となる状況が続いている。
- 入札参加者を地域要件等付して整理しているものの十分ではなく、広域(大手)コンサルタントと地域コンサルタントの競合している案件が発生している。
- 総合評価の1:1~1:3の3種類の方式のほか、価格競争、プロポーザル方式を加え、計5種類の方式に細分化された方式に対しては異論は少なく、受け入れられている状況。
- 自治体での受注実績はありながら国発注案件での実績の少ない企業や、若い技術者で実績が少ない者が新規参入しにくい仕組みとの意見がある。

平成25年度は、引き続き課題の整理を継続するとともに、対応が急がれる課題に関して、具体的な対応策の検討を行う。

(2) 品質確保に向けた取り組み

○低入札対策のフォローアップ等

総合評価落札方式に対する低入札対策として、平成23年度から適用範囲を拡大した「履行確実性の評価」によって確実に低入札による契約件数が減少していることを確認。

予定価格が1,000万円以下の総合評価及び価格競争を対象とした低入札対策では、各地整での試行的取り組み結果(平成25年度データ)を分析し、拡大できる対策の検討を行う。

(3) 業務の効率化・簡素化について

○技術提案書提出者数の限定化の試行の継続

技術提案書提出要請者数絞り込みの試行(10者→5, 7者)を、平成24年度には総合評価1:3~1:2を中心に113件で実施した。発注者側では技術提案書取りまとめやヒアリング等の業務量の削減が確認できている。受注者側では「受注可能性のない無駄な作業をしなくてよい」との意見や、「参加機会が減少する」との意見の両意見があり、平成25年度においても総合評価方式(1:3~1:2を中心)において試行を継続し、引き続きデータの蓄積を行う。

(4) 設計成果の品質確保について

○品質確保のための取り組みの実施

- ・「適正な履行期間の設定及び履行期限の平準化」及び「受発注者のコミュニケーションの円滑化」について、平成25年度についても継続して実施する。

- ・発注者の責務である条件明示の徹底のために一部工種の詳細設計業務で試行している「条件明示チェックシート(案)の活用」について、平成25年度は工種を拡大した上で継続して試行する。

- ・発注者による照査環境の整備のために取組んでいる「照査技術者の適正な評価」、「適正な照査期間の確保」等について、平成25年度についても継続して実施するとともに、「照査費用の見直し」について検討する。

○取組のフォローアップ等

- ・上記取組みのフォローアップ調査を実施し、その効果を検証する。

- ・不具合の内容について具体的な分析を行い、必要に応じて新たな対策を検討する。

建設コンサルタント業務等における 品質確保対策について



平成25年7月18日

総合評価委員会資料
(一部調整)



総合評価落札方式【業務能力評価型】の試行

□平成25年度の品質確保対策の導入について

◆これまでの取り組みと平成25年度品質確保対策の導入

平成24年6月までの取り組み(概要)

- ・低入札価格調査、第三者により成果品照査、手持ち業務量の制限、調査基準価格の改定、履行確実性の評価 などを実施



平成24年6月以降の取り組み(概要)

- ・品質確保基準価格の設定(500万円~1000万円)、業務実績の要件の強化、第三者照査の条件強化、現地調査時の管理技術者等の常駐条件の条件強化などを実施



平成25年度の品質確保対策の導入(概要)

※今後は、業界等への説明・周知を図った上で、下半期に導入し、効果検証を行う。

- 「簡易な実施方針」を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】の試行導入
 - ・履行確実性評価の実施（500万円超を超える業務）
 - ・試行実施予定件数
 - 通常指名型競争入札方式は、事務所1件以上の試行を実施
 - (簡易)公募型競争入札方式は、原則、試行を実施



発注方式毎の新たな低価格受注対策

◆発注規模に応じた入札契約方式の試行

500万円を超える**通常指名競争入札**、**(簡易)公募型競争入札**において、履行確実性の評価を実施する総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行

併せて、500万円を超え1000万円以下の総合評価落札方式においても履行確実性の評価を拡大

これまでの発注方式	500万円超～1000万円以下		1000万円超～2000万円以下		2000万円超	
	発注方式	低価格受注対策の追加	発注方式	低価格受注対策の追加	発注方式	低価格受注対策の追加
【価格競争:指名型】 通常指名競争入札方式	通常指名型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行 ・履行確実性の評価を導入 ・低価格受注後はコスト調査を義務付けを追加 	通常指名型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行 ・履行確実性の評価を導入 	適用方式なし	
【価格競争:公募型】 公募型競争入札方式 簡易公募型競争入札方式 (簡易公募型に準ずる方式含む)	簡易公募型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行 ・履行確実性の評価を導入 ・低価格受注後はコスト調査を義務付けを追加 	簡易公募型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行 ・履行確実性の評価を導入 	簡易公募型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行 ・履行確実性の評価を導入
【総合評価:公募型】 総合評価落札方式	簡易公募型 総合評価落札方式 【業務能力評価型】	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な実施方針を求める総合評価落札方式【業務能力評価型】を試行 ・履行確実性の評価を導入 ・低価格受注後はコスト調査を義務付けを追加 	【総合評価:公募型】 総合評価落札方式	変更なし	【総合評価:公募型】 総合評価落札方式	変更なし



公募型及び簡易公募型の手続き流れ(参考例)

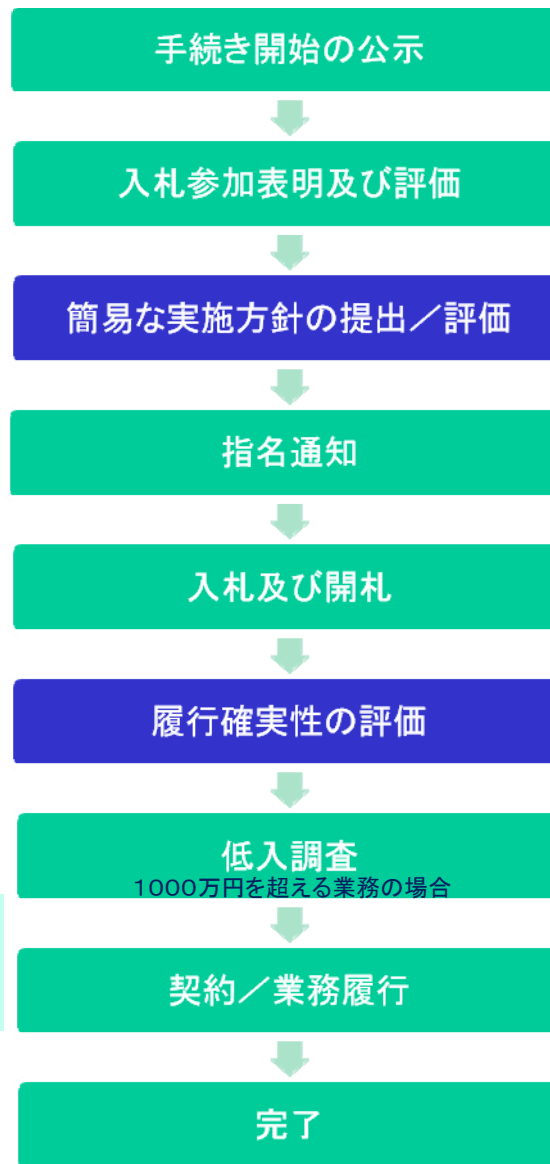
◆入札契約手続のフロー

・これまでの流れ



※低入札であっても、低入価格調査を経た上で、契約を行う。

・総合評価落札方式【業務能力評価型】



● 公示段階で技術評価点を評価するための資料提出を求める。

【評価項目(割合)】(案)

発注方式		◆試行(案)	
		総合評価落札方式【業務能力評価型】	
		500万円超	
算出する技術評価点の基準	実施方針 簡易な	業務の実施方針	60%
		工程計画	40%
		合計	100%

● 調査基準価格(品質確保基準価格)を下回る価格で入札した者に対し、追加資料提出の要請を行う。

● 追加資料を元に履行確実性の確認を行い、総合評価における技術評価点を決定する。

※追加資料の未提出者は、入札無効となる。



技術評価の考え方【業務能力評価型】

◆通常指名型総合評価落札方式【業務能力評価型】（上段：従来方式、下段：新方式）

発注方式 選定・指名段階の技術評価

通常指名競争入札方式

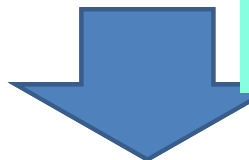
指名段階において、資格、実績、成績を考慮

→ 価格競争にて落札者を決定

10社以上を指名

◆【業務能力評価型】の技術評価点の算出方法

- ①簡易な実施方針を評価
- ②技術提案の履行確実性(5段階評価)



入札段階の技術評価

通常指名型総合評価落札方式【業務能力評価型】

指名段階において、資格、実績、成績を考慮

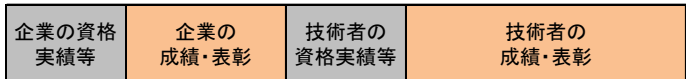
→ 価格点

(簡易な)実施方針

◆(簡易)公募型総合評価落札方式【業務能力評価型】（上段：従来方式、下段：新方式）

発注方式 指名段階の技術評価

簡易公募型競争入札方式の評価項目



15%

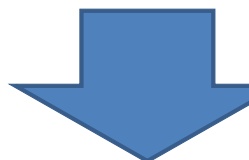
25%

15%

35%

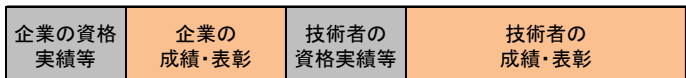
10社以上を指名

→ 価格競争にて落札者を決定



入札段階の技術評価

総合評価落札方式【業務能力評価型】



→ 価格点

(簡易な)実施方針

■ 入札契約制度調査結果資料(平成25年4月現在)

○総合評価方式・低入札対策対象工事一覧表(府県政令市)

(別紙1)

府県市町各機関名		福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市
入札ポンド実施状況(今後の導入見通し)		5億円以上の工事で導入	・WTO案件を対象	今後検討	今後検討	・WTO対象工事で導入	予定価格7億円以上の建設工事に適用(平成22年4月1日～)	・WTO対象工事で導入(H23.1～)	4億円以上の工事で試行中	検討中	・今後検討	導入の予定なし
総合評価方式	対象工事	・5千万円以上、または3千万円以上のうち技術的に工夫の余地のある工事	・5千万円以上(舗装工事は2千万円以上)で工事内容に応じて価格のみならずその他の要素も考慮し受注者を選定することが適切であると判断される工事	1000万円以上の一部で試行	・土木一式 3.5億円以上 ・建築一式 6億円以上	7千万円以上の土木工事のうち「重要構造物に関する工事」または「施工上の配慮が特に必要な工事」	・予定価格5千万円以上の建設工事 ・3千万円以上の土木一式・建築一式工事 ・2千万円以上の橋梁工事(補修工事を含む) ・1千万円以上の舗装工事、地すべり工事、及び「区画線(ライン)・道路標示」「標識等」工事 ・その他の工事であっても一部で試行	3千万円以上	土木工事 ・原則1億円以上の工事 ・5千万円以上1億円未満の工事のうち難易度の高い工事 ・建築工事 ・原則5千万円を超える工事	・金額の規定なし ・総合評価落札方式ガイドライン(H12.9.22建設省)に準ずる。	・6千万円以上の工事のうち、工事の特性(規模、技術的な工夫の余地等)に応じて選定	・原則1億円以上の土木工事に適用 ・建築工事、建築設備工事、プラント設備工事でも試行
低入札対策	対象工事	2億円超の工事	総合評価方式を採用する工事 ただし、平成25年度は新定措置として特別簡易型で実施する案件は対象から除く	1億円以上	・土木一式 3.5億円以上 ・建築一式 6億円以上	5億円以上の建設工事	予定価格5千万円以上の建設工事 予定価格3千万円以上5千万円未満の土木一式工事及び建築一式工事	原則として1億円以上の工事	2億円を超える工事 (19.4億円以上の工事)	19.4億円以上	6千万円以上	・総合評価を適用する案件 ・予定価格5億円以上の工事
	調査基準価格算定式	【独自モデル】 新公契連(H25)モデルの内、直接工事費の算定式を「直接工事費×1.0」に変更 ※H25.6.10より、新公契連(H25)モデルの内、直接工事費の算定式を「直接工事費×1.0」に変更	新公契連(H25)モデル	新公契連(H25)モデル	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデル適用を検討中	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデル適用を検討中	【独自モデル】H25.6.1～ 新公契連(H25)モデルの内、現場管理費の算定式を「現場管理費×0.85」に読み替え	旧公契連(H23)モデル 【H25.6.13以降】 新公契連(H25)モデルに準拠 ※予定価格の7/10以上	旧公契連(H23)モデル ※今年度、新公契連(H25)モデル改正予定	旧公契連(H21)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用は、今後検討	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用は、今後検討	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用は、今後検討
	対象工事	2億円超の工事	・土木一式、舗装、塗装、造園、法面処理、交通安全、橋梁上部、建築一式、建築付帯(ただし、解体工事を除く)	失格基準無し	・土木一式 3.5億円以上 ・建築一式 6億円以上 (ただしWTO適用案件を除く)	5億円以上の建設工事	H20～「失格判断基準」を導入・公表	失格基準なし	2億円を超える工事 (19.4億円以上の工事)	19.4億円以上	6千万円以上	総合評価を適用する工事 予定価格5億円以上の工事
	失格基準の設定状況	算定式	・(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格) 直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の60%又は一般管理費の30% ・(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計) 失格基準=直接工事費の75%+共通仮設費の70%+現場管理費の70%+一般管理費の30%	・直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費等の30%のいずれかを下回った場合「失格」	・(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計) 調査最低制限価格=直接工事費の90%+共通仮設費の70%+現場管理費の80%+一般管理費の30%	「失格判断価格基準」は定めていない	-	調査基準価格の90%を下回る額での入札	旧公契連モデル(H21.4)の重点調査対象の算出式	独自モデル (ポイント制で判定。総額を1000ポイントとし、650ポイント未満の場合失格とする。)	(総額) 直接工事費90%+共通仮設費70%+現場管理費70%+一般管理費30%	
最低制限価格	対象工事	2億円以下の工事	総合評価を採用しない工事(価格競争による工事および平成25年度は新定措置として総合評価・特別簡易型で実施する工事)	1億円未満	低入札調査制度を適用しない案件	5億円未満	低入札調査制度を適用しない案件	1億円未満	2億円以下 (19.4億円未満)	19.4億円未満	250万円超 6千万円未満	予定価格5億円未満(総合評価を適用する案件以外)
	算定式	【独自モデル】 調査基準価格算定式と同じ	新公契連(H25)モデル	調査基準価格を参考に設定	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデル適用を検討中	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデル適用を検討中	【独自モデル】H25.6.1～ 調査基準価格算定式と同じ	(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05 【H25.6.13以降】 (直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.05 ※予定価格の7/10以上	旧公契連(H23)モデル ※今年度、新公契連(H25)モデル改正予定	旧公契連(H21)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用は、今後検討	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用は、今後検討	旧公契連(H23)モデル ※新公契連(H25)モデルの適用は、今後検討
公表(事前or事後)	予定価格	事後	事後公表	事前公表 ※総合評価方式の一部で予定価格の事後公表を試行	事後公表(試行) ※電子入札システムにより行う全ての建設工事	事後	事前公表	事後 【1億円未満事前】	事前公表 (19.4億円以上の工事は事後公表)	事後	事前 (総合評価落札方式対象案件は事後)	事前・事後併用
	調査基準価格	事後	非公表	事後公表	事後公表	事後	事前公表	事後	事後公表	事後	事後	事後公表
	最低制限価格	事後	非公表	事後公表	事後公表	事後	事前公表	事後	事後公表 (1億円未満の工事は事前公表)	事後	事後	事後公表

※太字斜線斜め字は、平成25年4月時点で見直された部分(ただし、算定式は、平成25年5月末時点)

この参考事例は、市町村での総合評価方式を促進するにあたって発注関係事務を簡易に実施することができる、「特別簡易型」「事後審査型」について、近畿地区での事例を掲載しています。

総合評価方式の導入意義や具体的手順、低入札価格調査及び価格による失格基準の取り扱い等は、「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル（平成20年3月国土交通省）」をご覧ください。

市町村において活用される総合評価方式のタイプ

・市町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「施工能力評価型（Ⅰ型）」及び「施工能力評価型（Ⅱ型）」があります。また、参考までに、その他の類型についても紹介します。

※ 従来の「簡易型」が「施工能力評価型（Ⅰ型）」に、また「特別簡易型」が「施工能力評価型（Ⅱ型）」に相当します。

※ 国土交通省では平成25年度から2極化に伴い、総合評価方式のタイプ（名称）を変更します。

①施工能力評価型（Ⅰ型） 《従来の「簡易型」です》

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、「工事施工上の留意点」「留意点に対する検討事項及びその理由」「工程表の作成」を求めた施工計画のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

②施工能力評価型（Ⅱ型） 《従来の「特別簡易型」です》

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

施工能力評価型（Ⅱ型）総合評価方式では、施工実績や工事成績など、適切な評価を経て定量化された評価項目を可能な限り設定し、入札参加者の施工能力をより簡易に評価することにより、発注者にとって過重な事務負担を軽減しつつ、価格以外の要素を適切に盛り込むことを目的としています。

	施工能力評価型（Ⅰ型） 〈従来の簡易型〉	施工能力評価型（Ⅱ型） 〈従来の特別簡易型〉
対象工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事
「工事施工上の留意点」「留意点に対する検討事項及びその理由」「工程表の作成」を求めた施工計画の評価	有	無
施工実績、工事成績等の評価	有	有

施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合や高度な施工技術等に係る提案、さらに施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案を求める工事に活用される総合評価方式を参考に紹介します。

【参考】その他の総合評価方式の類型

③技術提案評価型（S型） 《従来の「標準型」です》

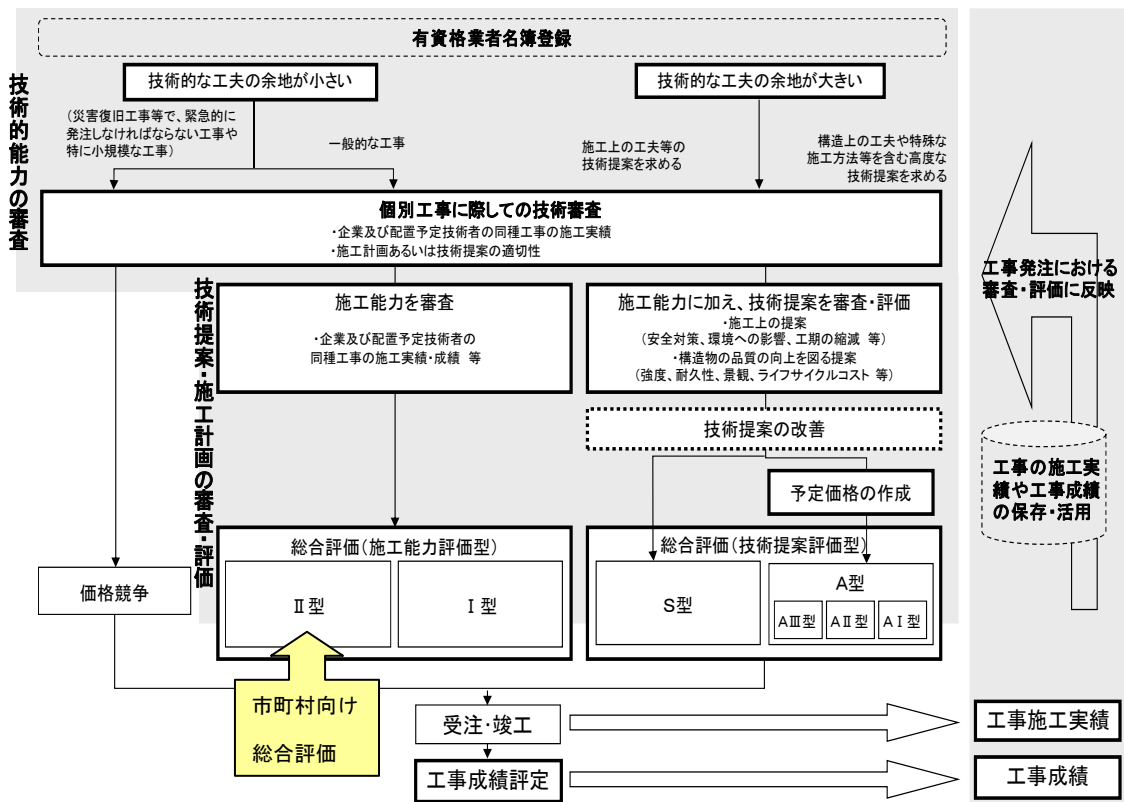
技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式です。

例えば、環境の維持や交通の確保、特別な安全対策等が評価項目として挙げられます。

④技術提案評価型（A型） 《従来の「高度技術提案型」です》

技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式です。

例えば、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等が評価項目として挙げられます。



※個別工事に際しての技術審査・企業の施工能力の確認を行う。
 ※技術提案の審査・評価・技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。
 ※施工計画の審査・現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述の適切性を二段階で審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するかを審査する。
 ※総合評価: 企業・技術者の能力等及び技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

施工能力評価型（Ⅱ型）（特別簡易型）の評価項目及び評価基準の設定例

事例① 福井県〇〇市

技術的な工夫の余地が少ない一般的な小規模工事において、企業の同種工事の経験、工事成績、配置予定技術者の同種工事の経験、地域貢献等と入札価格を総合的に評価

評価基準表例

分類	評価項目	評価内容	評価基準	
企業の技術力 6.5点	(a)同種工事の施工実績の有無(平成〇年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか?	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	0.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0
	(b)工事成績(平成〇年度および平成〇年度の「工種:〇〇」)	〇〇市が発注する過去2年間の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?(工種選択可)	80点以上	3
			75点以上 80点未満	2
			70点以上 75点未満	1
			70点未満	0
	(c)優良工事表彰の有無(平成〇年度表彰、平成〇年度表彰、平成〇年度表彰)	〇〇市が発注する過去3年間の工事で優良工事表彰の有無	受賞有り(市長賞)	2
			受賞無し	0
	(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している	0.5
未取得			0	
配置予定技術者の技術力 1.5点	(a)同種工事の施工経験の有無(平成〇年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか?	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	0.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0
	(b)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	一級土木施工管理技士等の資格を保有	0.5
二級土木施工管理技士の資格のみ保有			0	
企業の地域性、社会性 2点	(a)地域精進度	〇〇市に主たる営業所(本店含む)の有無	主たる営業所(本店含む)有	0.5
			主たる営業所(本店含む)無	0
	(b)社会貢献度	〇〇市と災害協定締結の有無	災害協定の締結 有	0.5
			災害協定の締結 無	0
	(c)地域貢献度(平成〇年度、平成〇年度)	〇〇市または△△県と除雪契約等を締結した実績の有無(過去2年間)	実績 有 (除雪機械・オペレーター共)	1
			実績 有 (オペレーターのみ)	0.5
		実績 無	0	

○評価値 = {標準点(100点) + 加算点} / 入札価格

事例② 兵庫県〇〇市

技術的な工夫の余地が少ない一般的な小規模工事において、事故の有無、総合評価での履行義務違反の有無、工事成績、配置予定技術者の同種工事の経験、地元下請の活用等と入札価格を総合的に評価

評価基準表例

分類	評価項目	評価区分	配点	
企業の施工能力等	過去2年間の〇〇市発注工事における事故の有無	SASに登録される事故を起こしていない。	0	
		SASに登録される事故を起こしている。	-1	
	品質・環境への取組	ISO9001, 14001 又はKEMS の認証を取得	2	
		ISO9001, 14001, KEMS のいずれかの認証を取得	1	
		ISO9001, 14001, KEMS のいずれも取得していない	0	
	〇〇市発注工事における工事成績評定	過去〇年間※1の工事成績評定の平均点	85点以上	4
			80点以上85点未満	3
			75点以上80点未満	2
			70点以上75点未満	1
			70点未満又は実績なし	0
		過去1年間の工事成績評定	60点未満を取得したことがない	0
	60点未満を取得したことがある		-2	
	過去2年間の〇〇市発注工事における総合評価での履行義務違反	履行義務違反がない	0	
		履行義務違反がある	-2	
	過去15年間の技術者の同種工事の従事経験	監理技術者、又は監理技術者資格を有する主任技術者・現場代理人として同種工事の実績あり	2	
		監理技術者資格を有する担当技術者として同種工事の実績あり	1	
		実績なし	0	
	過去〇年間の〇〇市発注工事における技術者の工事成績評定の最高点	85点以上	2	
		80点以上85点未満	1	
		80点未満、又は実績なし	0	
		0		
専門分野の資格※1	本工事の専門分野における資格を取得している	1		
	本工事の専門分野における資格を取得していない	0		
過去1年間の継続学習(CPD)制度の取組状況※1	資格登録する団体のCPD 制度において、推奨単位以上を取得している	1		
	資格登録する団体のCPD 制度において、推奨単位の取得していない	0		
地元下請率	1次下請契約額に占める地元下請契約額の割合が90%以上	2		
	1次下請契約額に占める地元下請契約額の割合が70%以上90%未満	1		
	1次下請契約額に占める地元下請契約額の割合が70%未満	0		
災害活動等への取組	神戸市と災害協定を締結している	1		
	神戸市と災害協定を締結していない	0		

※1: 工事により要求しない場合有り

$$\text{○評価値} = \{ \text{標準点 (100点)} + \text{加算点} \} \div \text{入札価格} \times 10^7$$

(小数点第4位切り捨て)

事例③ 兵庫県〇〇市

技術的な工夫の余地が少ない一般的な小規模工事において、配置予定技術者の同種工事の経験、雇用対策等と入札価格を総合的に評価

評価基準表例

評価種別		評価項目	評価基準	配点		
企業の技術力	(※1) 過去10年間の同種工事の施工実績	同種工事の施工実績がある	選択※	1	0	
		同種工事の施工実績がない				
	(※2) 過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	選択※	0	-1	-2
		75点以上80点未満				
		65点以上75点未満及び該当成績なし				
		55点以上65点未満				
	配置予定技術者の技術能力	過去5年間の同種工事の施工経験	同種工事の施工経験がある	必須	1	0
			同種工事の施工経験がない			
	(※3) 取得資格	監理技術者の資格を有する	選択※	1	0	0
		上記以外				
企業の社会性・信頼性	(※4) 災害時等の地域貢献(災害協定等)	締結がある	選択※	1	0	
		締結していない				
	ISO14001 又は エコアクション21 の認証取得	取得あり	必須	1	0	0
		取得なし				
	ISO9001 の認証取得	取得あり	必須	1	0	0
		取得なし				
	雇用対策(身体障害者雇用等)	雇用している	必須	1	0	0
		雇用していない				
	(※5) 主たる営業所の所在地 (本店・本社所在地が〇〇市)	該当する	選択※	1	0	0
		該当しない				
合計					4~10	

※ 工事の特性を踏まえて評価項目の採用を判断する。

※1 入札参加資格において同種工事の施工実績を求める入札については、選択しない。

※2 入札参加資格において工事成績評定点を規定している入札については、選択しない。

※3 入札参加資格において配置予定技術者の資格を定めている入札については、選択しない。

※4 入札参加資格を市内業者に限定している場合は、選択しない。

※5 入札参加資格を市内業者に限定している場合は、選択しない。

$$\bigcirc \text{評価値} = \{ \text{標準点} (100 \text{点}) + \text{加算点} \} / \text{入札価格} \times 10^7$$

$$\text{加算点} = (10 \div \text{評価項目の満点}) \times \text{評価点の合計}$$

【事例④参考】近畿地方整備局での「施工能力評価型」の評価項目と評価項目別配点

分類	評価項目	配点	加算点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	2点	20点
	過去4ヶ年の同工種の工事成績平均点	3点	
	工事表彰	2点	
	新技術の活用	1点	
	情報化施工の活用(一般化技術)	—	
	情報化施工の活用(実用化検討技術)	1点	
	技能者等の配置	4点	
	ISO認定	1点	
	As舗装施工体制(As工事の場合)	(2点)	
	地域内工事の実績	2点	
	災害協定の締結	1点	
	建設業BCPの認定	1点	
	災害活動に対する表彰	2点	
配置予定技術者の能力等	同種工事の経験における監理技術者等の施工経験	4点	20点
	同種性の高い施工経験	4点	
	過去8ヶ年の同種工事の工事成績	6点	
	技術者表彰	4点	
	継続学習CPD	2点	
	舗装施工管理技術資格(As工事の場合)	(2点)	

「簡易型」から「施工能力評価型」への変更に伴い、企業の施工能力等及び配置予定技術者の能力等における評価内容を見直しました。

- 評価項目毎の積み上げ点数の合計値が配点割合における最大値となるよう、配点を設定（例：企業の施工能力 MAX 20点<簡易型> → 20点）
- 企業の工事成績において、工事実績の有無により評価が大きく左右されていることから、評価期間を過去2年間から過去4年間に拡大
- 表彰企業がある企業への受注集中を緩和することを念頭した配点
- 同種性の高い工事実績は、過去の施工実績として、当該工事と同規模以上又は同等の施工条件での実績等の評価
- 配置予定技術者の工事成績の評価期間は過去8年間を対象に評価
- ボランティア活動については評価対象外とした

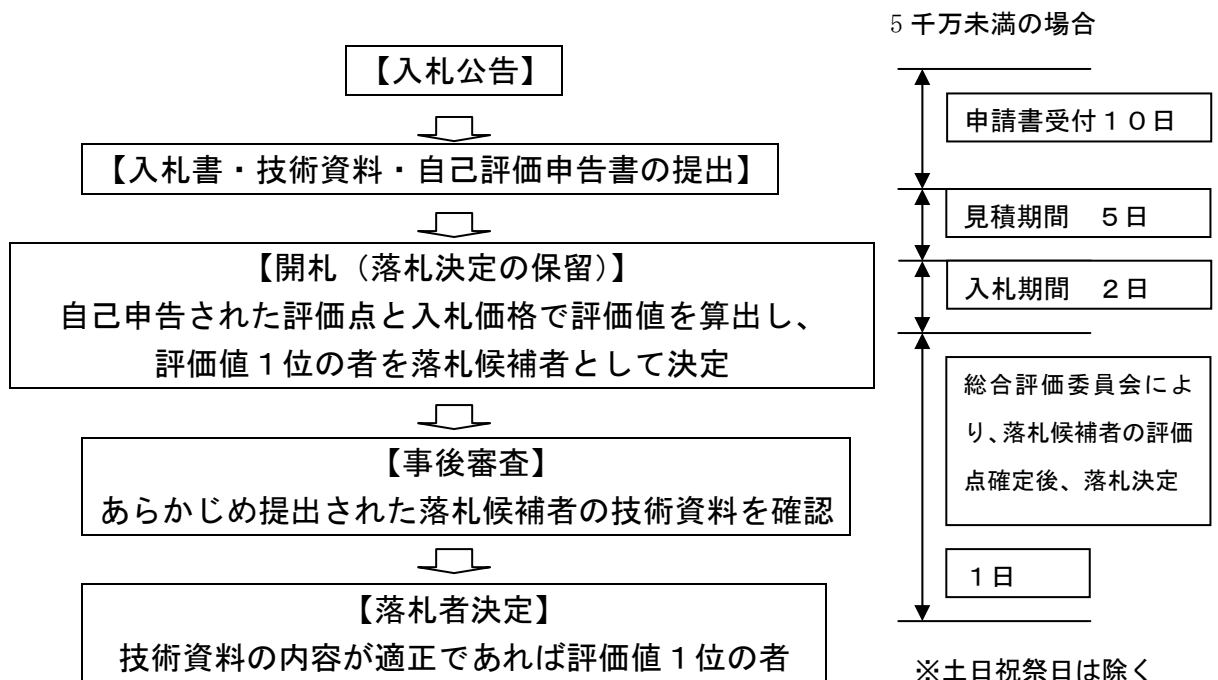
事後審査型の活用事例

・市町村によっては、公共工事発注のための体制が十分整備されていない実態もあり、特別簡易型等において事後審査型を活用することで発注者の事務負担を軽減することができます。合わせて入札参加者の事務負担にもつながる場合もあります。

あらかじめ入札参加者から自己申告された評価点と入札価格で評価値を算出し、評価値1位となった落札候補者のみ申請された内容の確認を行い、適正であれば落札者決定となります。

事例① ○○県

入札書提出時に自己評価申告書と技術資料を同時に提出する場合
(発注者の事務負担を軽減することができます)



※ 技術資料の内容が適正でなかった場合は、評価値2位の者を落札候補者として事後審査します。

入札参加資格を有する者が確認できるまで繰り返します。

※ 技術資料の内容が適正でなかった場合、改めて次順位の技術資料を確認するため、落札者決定に時間を要する場合があります。

(〇〇票 様式例)

特別簡易型 評価点自己申告表

<重要>
 この様式は、誓約書とあわせて「電子入札システム」により提出してください。
 同時に提出されなかった場合は無効となります。また、提出後の再提出は認めません。

工事名：平成24年度第●号 ●●線道路改築工事
 商号または名称：●●建設株式会社

評価の視点	評価項目	自己申告点	備考
企業の施工能力	① 主観点数	2.0	
	② 企業の施工実績	1.0	
技術者の能力	③ 配置予定技術者CPD	1.5	※ 次ページに記入 するための上、合計で 一番低い点数を記入 する。
	④ 配置予定技術者の実績		
	⑤ 配置予定技術者の資格		
企業の地域性・社会性	⑥ 防災協定の締結および重機保有	1.0	
	⑦ 防災への加入および活動実績	0.5	
	⑧ 主たる営業所の有無	1.0	
	⑨ 除雪作業等	1.0	
	※ その他発注機関による独自設定項目	0.5	
	⑩ 県産材の使用	0.5	
自己申告点 合計		9.0	

<作成上の注意事項>
 ・上記③④(「評価の視点「技術者の能力」)については、次ページに必要事項を入力してください。
 上記の評価点自己申告表には、その中で一番低い点数を入力してください。
 ・様式中の赤字による記数は記入例です。申請内容を適宜記入の上、提出してください。

●「技術者の能力」について

※配置予定技術者 1

技術者 1	③ 配置予定技術者CPD	1.0	
	配置予定技術者の実績	1.0	④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入) 平成●年度第●号 ●●工事
	④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入)		
⑤ 配置予定技術者の資格	0.5		
氏名：●●●●		2.5	

※配置予定技術者 2

技術者 2	③ 配置予定技術者CPD	1.0	
	配置予定技術者の実績	1.0	④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入) 平成▲年度第▲号 ▲▲工事
	④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入)		
⑤ 配置予定技術者の資格	0.0		
氏名：▲▲▲▲		2.0	

※配置予定技術者 3

技術者 3	③ 配置予定技術者CPD	1.0	
	配置予定技術者の実績	0.0	④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入)
	④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入)		
⑤ 配置予定技術者の資格	0.5		
氏名：■●●■		1.5	

※配置予定技術者 4

技術者 4	③ 配置予定技術者CPD		
	配置予定技術者の実績		④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入)
	④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入)		
⑤ 配置予定技術者の資格			
氏名：		0.0	

※配置予定技術者 5

技術者 5	③ 配置予定技術者CPD		
	配置予定技術者の実績		④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入)
	④ (④実績(経歴)あり場合、下記に工事名を記入)		
⑤ 配置予定技術者の資格			
氏名：		0.0	

<作成上の注意事項>

・0人以上を申請する場合は適宜追加してください。

※自己申告点は、入札説明書に定められた評価項目、評価点に従い記入します。

【参考に入札説明書に記載の評価基準を示しますが、説明文は省略しています】

特別簡易型

入札説明書（別紙-1）

工事名：平成24年度 第〇〇号 〇〇工事

(1) 主観点数 (3.0点)

平成24年度競争入札参加資格審査結果にもとづく該当業種の主観点数により評価を行い、主観点数に応じた下表の区分による評価点を加算点として考えます。

区分 (該当業種の主観点数)	評価点
55点未満	0
55点以上 70点未満	0.5
70点以上 85点未満	1.0
85点以上 100点未満	1.5
100点以上 115点未満	2.0
115点以上 130点未満	2.5
130点以上	3.0

(参考) 自身の主観点数の確認方法について
自身の各登録業種における「主観点数」については、本WebHPに掲載していますので、参考にしてください。

(2) 企業の施工実績 (1.0点)

区分 (企業の施工実績)	評価点
同種工事の施工実績 なし	0
同種工事の施工実績 あり	1.0

(3) 配置予定技術者CPD (1.0点)

区分 (配置予定技術者CPDの単位数)	評価点
各団体の種類単位数以上の証明なし	0
各団体の種類単位数以上の証明あり (必要な水準)	0.5
各団体の種類単位数以上の証明あり (望ましい水準)	1.0

団体の名称	評価対象	評価点	
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	2.0単位/年 4.0単位/2年 1.0単位/5年	0.5点
	望ましい水準	3.0単位/年 6.0単位/2年 1.5単位/5年	

(4) 配置予定技術者の実績 (1.0点)

区分 (配置予定技術者の従事経験の有無)	評価点
配置予定技術者の従事経験 なし	0.0
配置予定技術者の従事経験 あり	1.0

(5) 配置予定技術者の資格 (0.5点)

区分 (配置予定技術者の資格)	評価点
配置予定技術者が舗装施工管理技術者(1級)の有資格者でない	0.0
配置予定技術者が舗装施工管理技術者(1級)の有資格者である	0.5

※CPD: Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

(6) 防災協定の締結および重機保有 (1.0点)

区分 (防災協定の締結および重機保有)	評価点	
県との防災協定の締結 なし	0	
県との防災協定の締結 あり	重機の自社保有 なし	0.3
	重機の自社保有 1機種	0.5
	重機の自社保有 2機種	0.7
	重機の自社保有 3機種	1.0

(7) 防災防への加入および活動実績 (0.5点)

区分 (防災防への加入および活動実績)	評価点	
防災防への加入 なし	0	
防災防への加入 あり	防災防での活動実績 なし	0.2
	防災防での活動実績 あり	0.5

(8) 主たる営業所の有無 (1.0点)

区分 (主たる営業所の有無)	評価点
「主たる営業所 (本社・本店)」が発注土木事務所の 管外	0
「主たる営業所 (本社・本店)」が発注土木事務所の 管内	1.0

(9) 除雪作業等 (1.0点)

区分 (除雪作業等の契約実績の有無)	評価点
除雪作業等の契約実績なし	0
国との除雪作業等の契約実績あり	0.5
都または市町との除雪作業等の契約実績あり	1.0

(10) その他、発注者による独自設定項目

区分 (その他、発注者による独自設定項目)	評価点
評価項目に対して 評価できない場合	0
評価項目に対して 評価できる場合	0.5

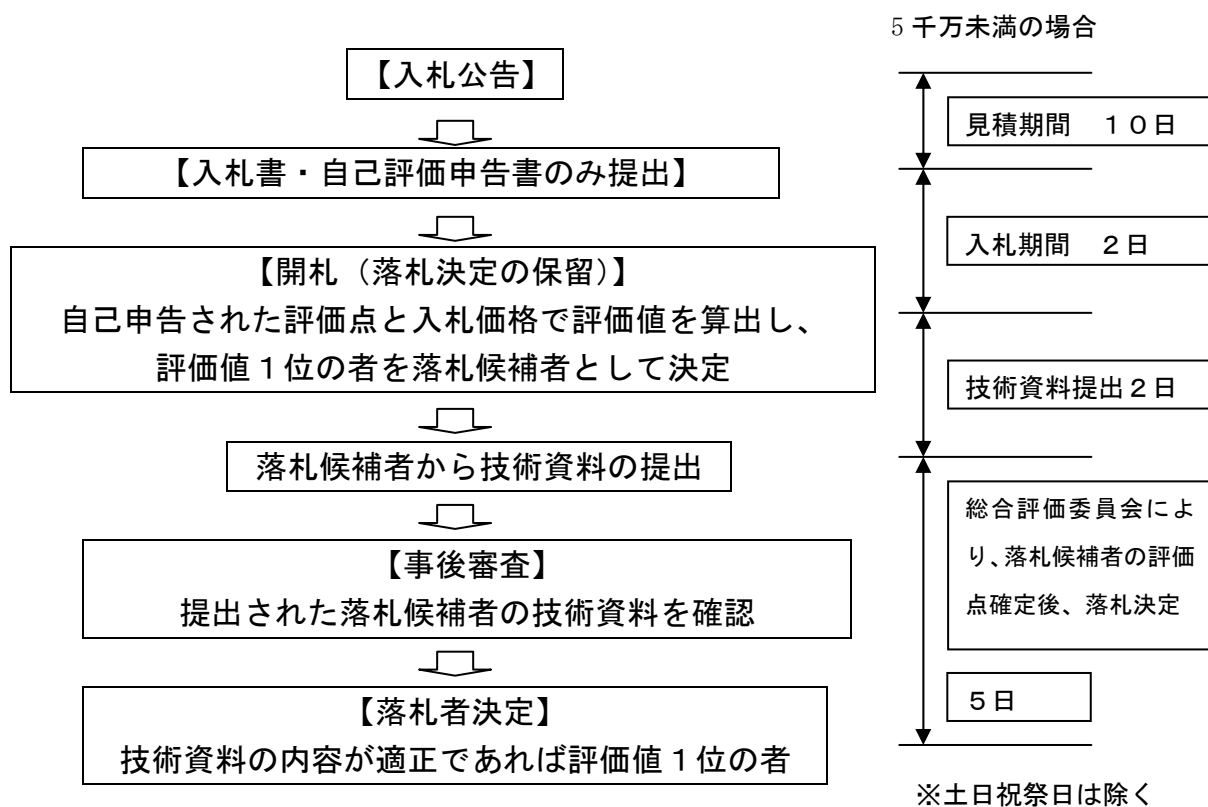
(11) 再生材の使用 (0.5点)

区分 (再生材の使用)	評価点
「発注者が指定する主要資材」の再生材の使用 なし	0
「発注者が指定する主要資材」の再生材の使用 あり	0.5

事例② ○○県

入札書提出時に自己評価申告書のみを提出する場合

(発注者及び入札参加者の事務負担を軽減することができます)



※ 技術資料の内容が適正でなかった場合は、評価値2位の者を落札候補者として事後審査します。

入札参加資格を有する者が確認できるまで繰り返します。

※ 技術資料の内容が適正でなかった場合、改めて次順位の技術資料を確認するため、落札者決定に時間を要する場合があります。

〇〇県 技術者自己評価書 (例)

工事名 〇〇工事
 工事場所 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇

企業名		企業の技術力					企業の地理性・社会性					配置予定技術者						技術評価点													
		格付け番号	格付け10号	格付け9号	格付け8号	格付け7号	格付け6号	格付け5号	格付け4号	格付け3号	格付け2号	格付け1号	格付け1号	格付け1号	格付け1号	格付け1号	格付け1号		格付け1号	格付け1号											
企業名	施工機材の有無	優良工事	ISO認証有無	工事内容	工期	地域別年度	社会貢献度		地元企業への雇用	地元企業への雇用	関係品への雇用	小計	加工機材の有無	保有資格	優良工事	組織学習	小計	合計													
	加工機材の有無	加工機材の有無	ISO認証有無				社内の発展	社会貢献の有無											地域の発展	地域の発展	地域の発展	地域の発展	地域の発展	地域の発展	加工機材の有無	優良工事	加工機材の有無	加工機材の有無	加工機材の有無		
地区	有無	加減点	有無	加減点	件数	件数	有無	加減点	有無	加減点	有無	加減点	有無	加減点	有無	加減点	有無	加減点													
	加減点	加減点	加減点	加減点	(%)	(%)	有無	加減点	有無	加減点	有無	加減点	有無	加減点	有無	加減点	有無	加減点													
郡次	※1	1.5	有	0.5	有	0.5	有	0.5	有	0.5	有	120	※3	1.5	一般土木	1.0	有	0.5	相応2.0の数以上	1.0	3.0	150									
	※2	1.0				70～79点 (工事別年度平均) 平均年70×0.9/0.5	～	〇〇 土木部内	10				※2	1.0					相応2.0の数 の半分以上	0.5		～									
その他	0.0		無	0.0	無	0.0						0.0	その他	0.0	無	0.0			その他	0.0	0.0	0.0									
	0.0		無	0.0	無	0.0						0.0	その他	0.0	無	0.0			その他	0.0	0.0	0.0									
ご記入例																															
(株)〇〇	※2	1.0	無	0.0	有	0.5	6.0	75.0	2.0	〇〇市	25			無	0.0	有	1.0	有	0.5	有	0.5	8.0	※2	1.0	一般土木	1.0	無	0.0		2.0	100
	0.0																					0.0									0.0
注意																															
・実績評価型簡易型の実績・お・て、入札公告を他々へ入札と同等に提出する。																															
・入札公告に添付された履歴事項開示規定に違反する履歴事項開示書第1号～第10号の2を提出する。																															
・評価対象となる項目は、黄緑色の範囲の項目のみ記入し、入札公告に添付された履歴事項開示書第1号～第10号の2を提出すること。																															
・入札の提出は、電子データ、黄色紙等のいずれかの形式で提出すること。また、履歴事項開示書の提出は、履歴事項開示書の提出と同時に、履歴事項開示書の提出も併せて、履歴事項開示書の提出も併せて提出すること。																															
・入札参加資格審査結果通知書第1号～第10号の2の記載内容に整合しないよう、十分に注意し提出すること。不整合がある場合は、加算されない。																															
・評価点の2は、評価点～11号の2に記載内容を整合し、5～10の3を注意し提出すること。不整合がある場合は、加算されない。																															
※1 加工機械経費のある同業工事加工機械の有、当該加工機械の有無を記入する。																															
※2 加工機械経費のない同業工事加工機械の有、当該加工機械の有無を記入する。																															

※自己申告点は、入札説明書に定められた評価項目、評価点に従い記入します。

【自己評価申請書に記入する際の評価基準表】

「土木一式」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技 術 力 6 ・ 0 点	(a)同種工事の施工実績の有無 【平成〇〇年(月)日から入札の申し込みを行った日まで】	過去18年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか?	(四) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (四) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の90%以上100%未満であったもの	1.5 1.0
			上記以外	0.0
	(b)工事成績 【業種：土木一式】 【平成〇〇年度および平成〇〇年度】	〇〇点が超過する工事(熟の工事成績評価を有しない場合は、〇〇地方型発注が発注する工事(〇〇〇〇〇〇))の過去22年度の企業の工事成績評定の平均点が一定の点数を備えているか?	8.0点以上 7.0点以上 8.0点未満 (工事成績評定の平均点-70) × 0.2 + 0.5	3.5 0.5~ 3.2
			7.0点未満	0.0
	(c)優良工事表彰 【業種：土木一式】 【平成〇〇年度表彰、平成〇〇年度表彰】	過去2年間に於ける〇〇県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0.5 0.0
	(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
配 置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 3 ・ 0 点	(a)同種工事の施工経験の有無 【平成〇〇年(月)日から入札の申し込みを行った日まで】	配置予定技術者が過去18年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか?	(四) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (四) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の90%以上100%未満であったもの	1.5 1.0
			上記以外	0.0
	(b)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0
	(c)優良工事表彰受賞経験【業種：土木一式】 【平成〇〇年度表彰、平成〇〇年度表彰】	過去2年間に於ける〇〇県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし(または受賞なし)	0.5 0.0
	(d)配置予定技術者の継続学習への取組状況	①) 1級土木施工管理技士(建設)の継続学習制度(C.P.D.S.)における取得ユニット数 【単位ユニット数】 1年間で2.0ユニット以上 2年間で4.0ユニット以上 5年間で10.0ユニット以上 のうちいずれかを満たすもの	単位ユニット数以上を取得している 単位ユニット数の平均以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0
企 業 の 地 域 性 社 会 性 6 ・ 0 点	(a)地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり) 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (〇〇県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0
	(b)社会貢献度	①広域防災への取組	取組あり 取組なし	0.5 0.0
		②県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0
	(c)地域貢献度 【平成〇〇年度または平成〇〇年度】	過去2か年度における県または市町と協働作業(締結防止制撤去を含む)の契約を締結した実績の有無	実績あり 実績なし	1.0 0.0
	(d)県内企業の活用	次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	上記①～③のいずれかに該当する 上記以外	0.5 0.0
		(e)県産品の活用	使用資材の〇〇県産品活用 (〇〇県内で生産された資材を含む)	発注者指定の品目(別表1参照)に県産品を適用する。 上記以外
満 点			技術提案を求めざる標準型 技術提案を求めない簡易型	30.0 15.0

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における社会評価部札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
 4. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上の配置予定技術者の保有資格を評価項目としない案件において評価項目とする。